

# 業務実績評価書

令和 3 年度 (第 4 期)

自：令和 3 年 4 月 1 日

至：令和 4 年 3 月 3 1 日

独立行政法人 国立病院機構

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立病院機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度（第4期）
	中期目標期間	令和元～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	医政局	担当課、責任者	医療経営支援課 和田 昌弘 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 山田 航 参事官

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		A	A			
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	



様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	診療事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
								予算額（千円）	988,900,395	1,018,255,670	970,115,890		
								決算額（千円）	976,561,682	956,299,491	983,965,290		
								経常費用（千円）	983,294,458	986,002,575	1,024,979,669		
								経常利益（千円）	13,610,531	69,089,449	104,267,516		
								行政コスト（千円）	990,162,530	992,065,689	1,028,777,383		
								従事人員数（人）	62,226 (※注①)	62,581 (※注①)	62,946 (※注①)		

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</b>  通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 診療事業</b>  患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。</p>	<p><b>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 診療事業</b>  診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、国立病院機構の機能を最大限活用しながら、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。</p>	<p><b>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 診療事業</b></p>		<p>(1) 医療の提供【A】  (2) 地域医療への貢献【S】  (3) 国の医療政策への貢献【S】</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価：S</p> <p>(自己評価Sの理由)  小項目である(1)医療の提供、(2)地域医療への貢献、(3)国の医療政策への貢献において、特に良好な結果を得たため、Sとした。</p>	評価	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	診療事業 医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりの推進」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
特定行為を実施できる看護師の配置数 (計画値)	前年度より増加		111名	133名	163名			予算額(千円)	988,900,395 (※注①)	1,018,255,670 (※注①)	970,115,890 (※注①)			
特定行為を実施できる看護師の配置数 (実績値)		111名	133名	163名	202名			決算額(千円)	976,561,682 (※注①)	956,299,491 (※注①)	983,965,290 (※注①)			
達成度			119.8%	122.6%	123.9%			経常費用(千円)	983,294,458 (※注①)	986,002,575 (※注①)	1,024,979,669 (※注①)			
専門性の高い職種の配置数 (計画値)	前年度より増加		認定看護師 1,040名 専門看護師 63名 認定薬剤師 1,269名 専門薬剤師 92名	認定看護師 1,077名 専門看護師 74名 認定薬剤師 1,334名 専門薬剤師 94名	認定看護師 1,097名 専門看護師 76名 認定薬剤師 1,396名 専門薬剤師 91名			経常利益(千円)	13,610,531 (※注①)	69,089,449 (※注①)	104,267,516 (※注①)			
専門性の高い職種の配置数 (実績値)			認定看護師 1,040名 専門看護師 63名 認定薬剤師 1,269名 専門薬剤師 92名	認定看護師 1,077名 専門看護師 74名 認定薬剤師 1,334名 専門薬剤師 94名	認定看護師 1,097名 専門看護師 76名 認定薬剤師 1,384名 専門薬剤師 94名			行政コスト(千円)	990,162,530 (※注①)	992,065,689 (※注①)	1,028,777,383 (※注①)			
達成度			認定看護師 103.6% 専門看護師 117.5% 認定薬剤師	認定看護師 101.9% 専門看護師 102.7% 認定薬剤師	認定看護師 101.1% 専門看護師 97.4% 認定薬剤師			従事人員数(人)	62,226 (※注②)	62,581 (※注②)	62,946 (※注②)			



			105.1% 専門薬剤師 102.2%	104.6% 専門薬剤師 96.8%	99.1% 専門薬剤師 103.3%									
クリティカルパスの実施割合 (計画値)	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		48.6% (平成 28 年度)	48.6% (平成 28 年度)	48.6% (平成 28 年度)									
クリティカルパスの実施割合 (実績値)		47.1%	49.4%	50.1%	50.7%									
達成度			101.6%	103.1%	104.3%									

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目 1-1-1、1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>&lt;評価と根拠&gt;            評価：A</p> <p>(自己評価A理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門看護師及び認定薬剤師については、100%を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が100%以上であった。</li> <li>・ 下記理由により、定量的指標について、一部達成度が100%を下回ったものの、その他の達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。</li> </ul> <p>○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。令和3年度は、高崎総合医療センターを含む10病院が新たに特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で28病院が指定研修機関となる等、特定行為ができる看護師の育成に努めるとともに、その他の病院においても授業をオンライン化し、自施設で実地研修が実施可能な「協力施設」として申請し、研修を実施したことで、特定行為を実施できる看護師を202名配置し、達成度は123.9%となった。</p> <p>また、厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」の実施団体として、指導者講習会を5回実施した。研修受講生は合計175名（内訳：NHO内112名、NHO外63名（応募倍率は2.2倍））であり、指導者育成に貢献した。</p> <p>○ 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する専門・認定看護師及び専門・認定薬剤師等の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和3年度においては、認定看護師1,109名、専門看護師74名、認定薬剤師1,384名、専門薬剤師94名を配置し、達成度はそれぞれ101.1%、97.4%、99.1%、103.3%となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。</p> <p>なお、専門看護師及び認定薬剤師の配置数については、看護師及び薬剤師の資格取得は進んだが、有資格の退職者数が新規資格取得者数を上回ったため目標値を達成することができなかった。引き続き、目標値を達成できるよう取組を推進していく。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p>○ クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。</p> <p>病院の機能分化が進み、急性期病院の平均在院日数の適正化（短縮）を進めている中で、積極的にクリティカルパスも活用した結果、令和3年度におけるクリティカルパスの実施割合は50.7%となり、達成度は104.3%と高い水準を維持した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対応に積極的に貢献しながらも、徹底した感染防止対策を講じて、一般医療及びセーフティネット系医療についても、安心・安全な医療を提供し、継続的に地域医療に貢献することで新型コロナウイルス感染症対応と一般医療等の両立を実現した。また、発熱外来等やオンライン診療、オンライン面会の拡大等により、患者が安心して質の高い医療を受けることができる体制の構築を進めた。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																														
				業務実績	自己評価																															
<p><b>(1) 医療の提供</b> 患者の目線に立った医療の提供を推進する観点から、引き続き、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。</p> <p>また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携やネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。</p> <p>さらに、質の高い医療の提供や医療の標準化のた</p>	<p><b>(1) 医療の提供</b> <b>① 患者の目線に立った医療の提供</b> サービスの改善に資するよう、患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でPDCAを展開し、患者満足度の向上に努める。</p> <p>患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実するとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。</p> <p>疾病に関する情報を提供する環境を整える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。</p>	<p><b>(1) 医療の提供</b> <b>① 患者の目線に立った医療の提供</b> 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でPDCAを展開し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 患者満足度調査をはじめ多様な調査結果に基づき各病院でPDCAを展開し、必要なサービスの改善を図り、患者満足度の向上に努めているか。</p>	<p><b>(1) 医療の提供</b> <b>① 患者の目線に立った医療の提供</b> 1. 患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組</p> <p>(1) 患者満足度調査の概要及び結果 患者満足度調査については、患者の目線に立ち国立病院機構全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。</p> <p>令和3年度については、質問形式の見直しや、セーフティネット分野の長期療養患者の満足度を測定しやすくするため、重心・筋ジス・神経難病の入院患者を対象にした調査票を新たに作成し実施した。</p> <p>入院においては調査期間（令和3年10月1日から令和3年10月31日まで）の退院患者のうち協力の得られた19,037名、外来においては調査日（令和3年10月1日から令和3年10月22日までの病院任意の2日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた24,255名について調査を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を中止したが、令和3年度は、使い捨てペンシルを配布し、感染対策を徹底の上で実施した。</p> <p>調査項目は、日本医療機能評価機構で実施している患者満足度調査と同内容の設問を追加することで、他の設置主体との比較が可能な内容とした。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封したものを各病院から国立病院機構本部に直送しており、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。</p> <p>令和3年度における調査の結果は、入院、外来とも他の設置主体との比較において、高水準の結果となった。加えて、各病院においても自院の結果を分析し、PDCAサイクルの下、更なる患者サービスの改善に取り組んでいる。</p> <p><b>【調査結果概要】</b> ※アンケートは5段階評価で、以下はその平均ポイントである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国立病院機構平均値</th> <th>日本医療機能評価機構平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○入院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 総合評価</td> <td>4.58</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 診療内容</td> <td>4.66</td> <td>4.50</td> </tr> <tr> <td>・ プライバシーへの配慮</td> <td>4.45</td> <td>4.30</td> </tr> <tr> <td>○外来</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 総合評価</td> <td>4.29</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 待ち時間</td> <td>3.19</td> <td>3.30</td> </tr> <tr> <td>・ 診察時間</td> <td>3.92</td> <td>3.80</td> </tr> <tr> <td>・ 診療内容</td> <td>4.25</td> <td>4.10</td> </tr> </tbody> </table>		国立病院機構平均値	日本医療機能評価機構平均値	○入院			・ 総合評価	4.58	—	・ 診療内容	4.66	4.50	・ プライバシーへの配慮	4.45	4.30	○外来			・ 総合評価	4.29	—	・ 待ち時間	3.19	3.30	・ 診察時間	3.92	3.80	・ 診療内容	4.25	4.10	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	国立病院機構平均値	日本医療機能評価機構平均値																																		
○入院																																				
・ 総合評価	4.58	—																																		
・ 診療内容	4.66	4.50																																		
・ プライバシーへの配慮	4.45	4.30																																		
○外来																																				
・ 総合評価	4.29	—																																		
・ 待ち時間	3.19	3.30																																		
・ 診察時間	3.92	3.80																																		
・ 診療内容	4.25	4.10																																		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
め、引き続き、チーム医療やクリティカルパス※の活用を推進するとともに、臨床評価指標の効果的な活用を推進すること。 ※ クリティカルパス・・・疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画		線に立ったきめ細やかな支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催するなど患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。		・プライバシーへの配慮	4. 15	3. 90
				<p>【令和元年度と比較して総合評価が特に改善した病院】</p> <p>○敦賀医療センター（入院） 令和元年度4. 14 → 令和3年度4. 60 入院支援センターを設置し、入院時支援の強化を図っている。また整形外科では医師の増員により、積極的な治療が可能となり、在院日数短縮にも寄与している。</p> <p>○下総精神医療センター（外来） 令和元年度3. 48 → 令和3年度4. 42 外来でデイケアを利用する患者が、コロナ禍においても安心して通所できるよう、感染認定看護師主導でコロナ対策について患者に理解を深めていただけるようなプログラムを実施したり、メディカルアロマセラピーを導入する等、全体的にプログラム見直しを実施した。</p> <p>【令和元年度の総合評価ポイントが平均値を下回った病院の令和3年度の改善状況】</p> <p>○入院 43病院中35病院が改善 → 改善病院平均0. 29増</p> <p>○外来 55病院中49病院が改善 → 改善病院平均0. 29増</p> <p>(2) 患者サービスの改善に向けた取組 (分かりやすい説明に関する取組) 医師、看護師、メディカルスタッフなどが参画し、委員会やWGを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。 そのほかに、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施した。 以上のように、説明スキルの向上等に、令和3年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>【接遇マニュアルを作成している病院】 令和2年度 127病院 → 令和3年度 128病院</p> <p>【特徴的な取組例】 接遇改善委員会で接遇に関するチェック表を作成の上、各部署に配布している。さらに各部署において、職場長主導の下、職員間でチェック表による評価を相互に行い、接遇の改善に努めている。（広島西医療センター）</p> <p>(多様な診療時間の設定に関する取組) 患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。</p>		評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p><b>【各病院による主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備</li> <li>・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日19時までの受付体制の整備</li> <li>・MRI・CT検査や入院予定患者の時間外受入れ</li> <li>・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備</li> <li>・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定</li> </ul> <p><b>【特徴的な取組例】</b></p> <p>1型糖尿病及び肥満に特化した外来について、令和3年度から通常の糖尿病外来とは別に午後診療を開設することで、患者が受診しやすい環境を提供した。（兵庫中央病院）</p> <p>(待ち時間対策に関する取組)</p> <p>各病院で外来診療における予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、140全ての病院の会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和3年度は5病院において医療費後払いサービスを実施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。</p> <p>また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。</p>		<p>評価</p>
				<p><b>【各病院による主な取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明</li> <li>・会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増</li> <li>・紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和</li> <li>・待ち時間の目安になるよう受付番号を表示</li> <li>・ポケベルやPHSの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和</li> <li>・アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減</li> </ul> <p><b>【特徴的な取組例】</b></p> <p>会計の待ち時間チェックを実施し、電光掲示板に現在の待ち時間目安の表示を行っており、待ち時間が20分を超える場合は、会計窓口対応者を増員する運用としている。また各窓口対応者は、初診窓口、入院窓口、会計窓口等、どの窓口でも対応できる体制としており、混雑している窓口の業務を他のスタッフがフォローすることで、待ち時間削減に取り組んでいる。（神奈川病院）</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させているか。</li> </ul>	<p><b>2. 患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組</b></p> <p>(1) 医療相談窓口の設置等</p> <p>患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち131病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーティションを設ける等の対策を講じている。</p> <p>また、都道府県などが開催しているピアサポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアサポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・114病院</li> <li>薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・122病院</li> </ul> <p><b>【特徴的な取組例】</b></p> <p>治療と就労の両立支援相談窓口を定期的に開設し、外部の相談員とも連携して相談を受け付けている。外部相談員は県産業保健支援センター職員等から構成され、患者一人一人の状況に合わせたアドバイスを実施しており、令和3年度は計4回開催した。また感染症対策として、Webによるオンラインでの相談も受け付けている。（浜田医療センター）</p> <p>(2) 医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置</p> <p>診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置しており、令和3年度においては、MSWを10名増やし137病院579名で相談体制の更なる充実を図った。</p> <p><b>【MSWの配置状況】</b></p> <p>令和2年度 137病院 569名 → 令和3年度 137病院 579名</p> <p>(3) 周産期及び産後の育児支援</p> <p>周産期医療を提供している病院においては、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後入院のシステムを整えた。また、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数職種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行っているか。</li> </ul>	<p><b>【特徴的な取組例】</b></p> <p>退院後も育児に関する悩みを相談できる機会を提供するため、育児支援のための集まり「わいわいサークル」を開催している。開催にあたっては助産師だけでなく、医師、歯科衛生士、薬剤師等多職種が関わり、気軽に医療者や他のお母さんと顔を合わせ相談ができる場を提供し、前向きな気持ちで育児を続けられるよう支援している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度は開催を中止したが、コロナ禍の育児不安の解消を手助けするため、令和3年度からオンラインでの開催を行っており、自宅からも気軽に参加いただける環境を提供している。（岡山医療センター）</p> <p><b>3. 複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組</b></p> <p>(1) 多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組</p> <p>長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和3年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している83病院に286名を配置した。</p> <p>さらに、89病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。</p> <p><b>【特徴的な取組】</b></p> <p>感染対策のため例年実施している院外でのレクリエーションは中止となったが、室内でも旅行気分を体験していただく取組として、民間旅行会社と共同しオンライン体験ツアーを開催した。（さいがた医療センター）</p> <p>(2) 患者への説明時における取組</p> <p>入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院センターを設置する取組を、令和3年度も引き続き行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価																																	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。</li> </ul>	<p>【特徴的な取組】</p> <p>術前管理センターを設置し、看護師からの入院期間や入院中の注意点の説明、薬剤師からの休止薬の説明、また事務部門からの入院手続きや入院費の説明を一連の流れで実施し、入院前に不明点があればその場で解決できるような体制をとっている。（神戸医療センター）</p> <p>4. 疾病に関する理解を促すための取組</p> <p>(1) 図書コーナー等の設置</p> <p>患者が医療知識を入手しやすいように、79病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。</p> <p>【患者が閲覧できる図書コーナー・情報室を設置している病院】</p> <p>令和2年度 81病院 → 令和3年度 79病院</p> <p>※熊本再春医療センターは感染対策のため図書コーナーを一時閉鎖している。埼玉病院は現在図書コーナーを改装中であり、令和4年度中に改装完了予定となっている。</p> <p>(2) 集団栄養食事指導の開催</p> <p>患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。</p> <p>【令和3年度集団栄養食事指導実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施病院数</th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・糖尿病教室</td> <td>44病院</td> <td>785回</td> <td>2,991人</td> </tr> <tr> <td>・高血圧教室</td> <td>10病院</td> <td>46回</td> <td>228人</td> </tr> <tr> <td>・子育て教室</td> <td>6病院</td> <td>123回</td> <td>598人</td> </tr> <tr> <td>・心臓病教室</td> <td>12病院</td> <td>286回</td> <td>999人</td> </tr> <tr> <td>・腎臓病教室</td> <td>4病院</td> <td>56回</td> <td>189人</td> </tr> <tr> <td>・離乳食・調乳教室</td> <td>6病院</td> <td>251回</td> <td>659人</td> </tr> <tr> <td>・肝臓病教室</td> <td>4病院</td> <td>49回</td> <td>616人</td> </tr> </tbody> </table>		実施病院数	実施回数	参加人数	・糖尿病教室	44病院	785回	2,991人	・高血圧教室	10病院	46回	228人	・子育て教室	6病院	123回	598人	・心臓病教室	12病院	286回	999人	・腎臓病教室	4病院	56回	189人	・離乳食・調乳教室	6病院	251回	659人	・肝臓病教室	4病院	49回	616人	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	実施病院数	実施回数	参加人数																																			
・糖尿病教室	44病院	785回	2,991人																																			
・高血圧教室	10病院	46回	228人																																			
・子育て教室	6病院	123回	598人																																			
・心臓病教室	12病院	286回	999人																																			
・腎臓病教室	4病院	56回	189人																																			
・離乳食・調乳教室	6病院	251回	659人																																			
・肝臓病教室	4病院	49回	616人																																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p><b>【特徴的な取組例】</b> 慢性腎臓病の患者に減塩食への興味を持ってもらい、食事療法を継続的に実践する一助としていただくことを目的に、減塩料理教室を開催している。新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来のように集合形式での開催は困難な状況となったが、減塩食のレシピや、実際の調理動画について病院HPから一般公開し、減塩食に対する興味を持ってもらうきっかけとなるよう、取り組んでいる。（千葉東病院）</p> <p>(3) 各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施 各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イベントや看護の日等に係るイベントを実施しており、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上実施した。</p> <p><b>【特徴的な取組例】</b> 『新型コロナウイルスの感染対策』をテーマにした市民公開講座について、認定看護師が講師を務め開催した。当日は感染対策を行った上で、40名の市民の方に来場いただいた。また講演内容は後日動画で広く一般公開し、当日会場に足を運べなかった方も自宅から講演を聞いていただけるよう、配慮した。（さいがた医療センター）</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>② 安心・安全な医療の提供</b></p> <p>安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。</p> <p>これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。</p>	<p><b>② 安心・安全な医療の提供</b></p> <p>安心・安全な医療を提供するため、全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。</p> <p>地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。</p> <p>院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全病院からの医療事故報告の提出を徹底するとともに、医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の充実を図っているか。</li> </ul>	<p><b>② 安心・安全な医療の提供</b></p> <p>1. 医療安全対策の推進</p> <p>国立病院機構における医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和3年度は次の内容について審議し、取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会からの報告について</li> <li>○病院間相互チェック体制の整備に関する専門委員会の議論を踏まえた令和4年度の医療安全相互チェックの実施について</li> <li>○院内感染対策に関する専門委員会からの報告について</li> <li>○院内感染対策に関する専門委員会の議論を踏まえた今後の対応について</li> <li>○国立病院機構における医療安全対策への取り組みの公表について</li> </ul> <p>2. 医療事故等への対応</p> <p>(1) 医療事故調査制度への対応</p> <p>平成27年10月に施行された医療事故調査制度において、国立病院機構は、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。現在、58病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、医療機関等の要請に応じ事故発生時の支援に令和3年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>(2) 国の報告制度への対応</p> <p>発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」（平成27年10月1日施行）において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。</p> <p>また、国の報告制度への対応として、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、令和3年1月～令和3年12月の1年間で1,496件が報告され、これは同事業全体の報告（4,674件）の32%を占めており、国の報告制度に寄与した。</p> <p>なお、医療事故に係る患者影響度5の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。</p> <p>安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。</p> <p>医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。</p> <p>これら取組の成果を医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努める。</p>		<p><b>3. 医療事故に係る情報共有及び教育体制</b></p> <p>(1) 医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、国立病院機構本部へ報告された事故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得るとされる事例のうち患者影響度が高い事例を中心に、生体情報モニターのアラーム対応不備が関係する医療事故や誤嚥・嚥下・窒息事故の防止に向けた取り組みについて、具体的取組等を整理して各病院に周知し注意喚起を行った。</p> <p>(2) 新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現場における倫理の重要性、院内感染防止やME機器の取扱いなど、医療安全に関わる知識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示している。 令和3年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じて、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療安全に関わる知識・技術の向上に努めた。</p> <p>(3) 国立病院機構本部での研修の実施 国立病院機構本部で実施する院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科）長等の新任者の研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。また、診療部長、医長、看護師長など各病院の将来の中心的スタッフとして期待されている職員を対象としているリーダー育成研修においては、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。</p> <p>(4) 各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に係る研修を令和3年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていくため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマンエラー事例分析」などの院内研修を実施したり、医療安全管理マニュアルの見直し等を行い、医療事故防止策の充実を図った。</p> <p style="text-align: center;">令和2年度 3回 → 令和3年度 11回 (参加人数82名) (参加人数388名)</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療機関はもとより国立病院機構内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図っているか。</li> <li>院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組、院内感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>4. 病院間相互チェック体制の拡充</p> <p>令和3年度は、従来は近隣病院で実施していた病院間相互チェックについて、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、初めてオンラインによるディスカッション形式にて次のような形で実施した。</p> <p>① セーフティネット分野の病院の相互チェックについては、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療のそれぞれの病院機能に応じた3種類のチェックシートを用意し、同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」を88病院で実施した。</p> <p>日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、よりの確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。</p> <p>② セーフティネット分野以外の病院の相互チェックについては、重点課題として「転倒・転落防止」、「食事中の窒息予防」、「急性肺血栓塞栓症予防」、「ハイリスク薬の取り扱い」の4テーマに絞って相互チェックを26病院で実施した。</p> <p>セーフティネット分野以外の病院は、診療報酬上の医療安全対策地域連携加算を取得しており、病院毎に連携する医療機関と医療安全対策に関する相互評価を年1回程度実施しているが、それとは別に、国立病院機構独自の取り組みとして、特に重篤な状態に繋がるリスクが高い重点課題項目について相互チェックを実施することで、医療安全対策の一層の充実を図った。</p> <p>5. 院内感染防止体制の強化</p> <p>(1) 各病院における体制の強化</p> <p>全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（ICT）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。</p> <p>また、感染管理を専門分野とする認定看護師を配置するなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを138病院で実施したほか、102病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に、令和3年度も引き続き取り組むとともに、前年度から引き続き123病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（JANIS）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。</li> </ul>	<p>(2) 各グループにおける体制の強化</p> <p>院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>(3) 本部における体制の強化</p> <p>平成26年12月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報を機構全体で共有し再発防止に努めていくため、平成27年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。</p> <p>令和3年度においても引き続き、令和2年度中に報告のあった院内感染報告書の分析結果を各病院に情報提供した。</p> <p>なお、140病院に感染症対策チーム（Infection Control Team, ICT）を設置しており、118病院に290名のICD（Infection Control Doctor）、129病院に210名のICN（Infection Control Nurse）を配置し、常時、感染対策に努めている。</p> <p><b>【感染管理認定看護師配置状況】</b>  令和2年度 200名（129病院） → 令和3年度 210名（129病院）  ※全国登録者（国立病院機構職員の占める割合）  令和2年度 2,977名（6.7%） → 令和3年度 3,075名（6.8%）  ※国立病院機構以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者における国立病院機構職員の人数は一定の割合を保っている。</p> <p><b>【病院における院内感染対策研修の実施回数】</b>  令和2年度 990回 → 令和3年度 877回</p> <p><b>【感染防止対策加算Iの取得状況】</b>  令和2年度 102病院 → 令和3年度 102病院</p> <p><b>6. 検体検査の品質及び精度の確保</b></p> <p>医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和3年度においては、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。</p> <p>第1日目（座学） 令和3年11月24日 56名  第2日目（グループディスカッション） 令和3年11月25日及び12月2日（各28名）  理解度テスト 平均94.7点、業務改善報告書 56件</p>			<p>年度計画の目標を達成した。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進しているか。</li> </ul>	<p><b>7. 国立病院機構使用医薬品の標準化</b></p> <p>平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、国立病院機構本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。</p> <p>令和3年度においては、令和2年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で46医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに40医薬品を追補し、2,806医薬品を標準的医薬品とした。</p> <p>また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。</p>		<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>	
				<p><b>8. 持参薬鑑別報告マニュアルの周知</b></p> <p>慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっており、本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成27年度に作成した。令和3年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。</p>				
				<p><b>9. 規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成</b></p> <p>麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成28年度に作成した。令和3年度も引き続き各病院で運用を行っている。</p>				
				<p><b>10. 医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成</b></p> <p>医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和3年度においても引き続き、関係者が遺漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療安全の取組の成果について、医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努めているか。</li> </ul>	<p>1 1. 長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱いについて</p> <p>人工呼吸器の機種の特標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を定め、平成24年7月に各病院に通知しており、令和3年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は3,577人中、3,424人であり、95.7%の割合であった。</p> <p>1 2. 医療安全対策における情報発信</p> <p>我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療事故報告の状況</li> <li>② 警鐘的事例</li> <li>③ 院内感染報告の状況</li> <li>④ 病院間における医療安全相互チェックの状況</li> <li>⑤ 医療安全対策に係る研修の実施状況</li> </ul> <p>等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～令和2年度版～」を作成し、国立病院機構のホームページに公表した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価																																	
	<p><b>③ 質の高い医療の提供</b>            高度な専門性の下に多職種連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。            また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。            さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標</p>	<p><b>③ 質の高い医療の提供</b>            多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進していくとともに、クリティカルパスの活用を推進し実施促進を図る。            また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、医師のタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進する。            さらに、国立病院機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標の新規項目開</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多職種の連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進しているか。</li> <li>チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置を促進しているか。</li> </ul>	<p><b>③ 質の高い医療の提供</b></p> <p>1. チーム医療の推進</p> <p>(1) チーム医療の実施            チーム医療の推進のための取組として、複数の医療従事者がそれぞれの専門性を前提に、目的と情報を共有し、連携を図りながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、引き続きチーム医療を推進した。</p> <p>【複数の専門職種による協働チームの設置状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・NST（栄養サポートチーム）</td> <td>130病院</td> <td>→</td> <td>132病院</td> </tr> <tr> <td>・呼吸ケアチーム</td> <td>69病院</td> <td>→</td> <td>67病院</td> </tr> <tr> <td>・緩和ケアチーム</td> <td>87病院</td> <td>→</td> <td>88病院</td> </tr> <tr> <td>・褥瘡ケアチーム</td> <td>139病院</td> <td>→</td> <td>140病院</td> </tr> <tr> <td>・ICT（院内感染対策チーム）</td> <td>140病院</td> <td>→</td> <td>139病院</td> </tr> <tr> <td>・摂食・嚥下サポートチーム</td> <td>97病院</td> <td>→</td> <td>98病院</td> </tr> <tr> <td>・精神科リエゾンチーム</td> <td>15病院</td> <td>→</td> <td>15病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 薬剤関連業務の充実            医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、病棟における医師や看護師の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上を図るため、病棟薬剤師の配置を引き続き推進した。            国立病院機構においては、令和3年度末までに84病院540病棟で病棟専任の薬剤師がチーム医療の一員として活動した。            また、平成28年度に新設された薬剤師の救命救急、特定集中治療室等における薬剤関連業務の実施を目的とした病棟薬剤業務実施加算2については、令和3年度末までに28病院が取得し業務を行った。</p> <p>【病棟薬剤師配置数】            令和2年度 83病院 483病棟 → 令和3年度 84病院 540病棟</p>		令和2年度		令和3年度	・NST（栄養サポートチーム）	130病院	→	132病院	・呼吸ケアチーム	69病院	→	67病院	・緩和ケアチーム	87病院	→	88病院	・褥瘡ケアチーム	139病院	→	140病院	・ICT（院内感染対策チーム）	140病院	→	139病院	・摂食・嚥下サポートチーム	97病院	→	98病院	・精神科リエゾンチーム	15病院	→	15病院	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																																			
・NST（栄養サポートチーム）	130病院	→	132病院																																			
・呼吸ケアチーム	69病院	→	67病院																																			
・緩和ケアチーム	87病院	→	88病院																																			
・褥瘡ケアチーム	139病院	→	140病院																																			
・ICT（院内感染対策チーム）	140病院	→	139病院																																			
・摂食・嚥下サポートチーム	97病院	→	98病院																																			
・精神科リエゾンチーム	15病院	→	15病院																																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。</p> <p>これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p>	<p>発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDC Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、国立病院機構の医療の質の向上を図る。</p> <p>これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p>		<p>(3) 診療看護師（JNP）の活動</p> <p>国立病院機構では、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる「診療看護師（JNP）」（※）を育成した。令和3年度においては、引き続き診療看護師研修病院への配置を推進した。</p> <p>病院での最初の1年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、2年目以降に各診療科に配置されている。</p> <p>※診療看護師（JNP）：従来、一般的には看護師が実施できないと理解されてきた特定行為21区分38行為を含めた医療行為を医師の指示を受けて幅広く実施し、国立病院機構の病院に勤務する看護師を指す。</p> <p>【診療看護師研修病院指定病院】 令和2年度 37病院 104名 → 令和3年度 40病院 112名</p> <p>(4) 国が進めている特定行為研修修了者の活動</p> <p>国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。</p> <p>令和3年度は、高崎総合医療センターなど新たに10病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で28病院が指定研修機関となった。</p> <p>令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され、令和3年度は指導者講習会を5回実施した。研修受講生は合計175名（内訳：NHO内112名、NHO外63名（応募倍率は2.2倍））であり、指導者育成に貢献した。</p> <p>本研修は、令和3年度からはオンラインによる研修を実施し、NHO以外の設置主体からの受講者増加につながった。またオンラインで研修を行うことにより医師の受講がしやすくなり、受講者の職種内訳は、看護師が約46%、医師が約44%を占めている。</p> <p>【看護師特定行為研修指導者講習会受講者数】 令和2年度 受講者 84名（NHO内 75名、NHO外 9名） 令和3年度 受講者175名（NHO内112名、NHO外63名）</p> <p>(令和3年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院) 高崎総合医療センター、箱根病院、北海道医療センター、姫路医療センター、岡山医療センター、東広島医療センター、四国がんセンター、高知病院、九州医療センター、九州がんセンター</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																								
				業務実績	自己評価																																																									
			<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為を実施できる看護師の配置数</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性の高い職種の配置数</li> </ul>	<p>【特定行為研修受講修了者数】</p> <p>令和2年度 59名（専門看護師 1名 認定看護師 31名 看護師 27名） 令和3年度 90名（専門看護師 0名 認定看護師 44名 看護師 46名）</p> <p>【特定行為を実施できる看護師の配置数】</p> <p>令和2年度 163名（診療看護師104名 認定看護師32名 看護師27名） 令和3年度 202名（診療看護師112名 認定看護師44名 看護師46名）</p> <p>(5) 専門・認定看護師／薬剤師の配置</p> <p>感染、皮膚、排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ専門・認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。</p> <p>また、院内感染対策チーム、がん化学療法チーム、緩和医療チーム等の特定領域において、他の医療職の期待に応えることのできる専門・認定薬剤師を配置し、医薬品の適正使用を推進するとともに安全かつ有効な薬物療法の実施に取り組み、チーム医療に貢献している。</p> <p>【専門看護師配置数】</p> <p>令和2年度 46病院 76名 → 令和3年度 44病院 74名</p> <p>(令和3年度分野別内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>がん看護</td><td>34名</td> <td>急性・重症患者看護</td><td>9名</td> <td>慢性疾患看護</td><td>4名</td> </tr> <tr> <td>小児看護</td><td>6名</td> <td>精神看護</td><td>6名</td> <td>老人看護</td><td>6名</td> </tr> <tr> <td>感染症看護</td><td>5名</td> <td>家族支援</td><td>2名</td> <td>在宅看護</td><td>1名</td> </tr> <tr> <td>災害看護</td><td>1名</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>【認定看護師配置数】</p> <p>令和2年度 138病院 1,097名 → 令和3年度 136病院 1,109名</p> <p>(令和3年度分野別内訳)</p> <table border="0"> <tr> <td>感染管理</td><td>210名</td> <td>がん化学療法</td><td>119名</td> </tr> <tr> <td>皮膚・排泄ケア</td><td>116名</td> <td>緩和ケア</td><td>122名</td> </tr> <tr> <td>がん性疼痛</td><td>55名</td> <td>救急看護</td><td>60名</td> </tr> <tr> <td>摂食・嚥下障害看護</td><td>59名</td> <td>集中ケア</td><td>47名</td> </tr> <tr> <td>がん放射線療法</td><td>31名</td> <td>新生児集中ケア</td><td>18名</td> </tr> <tr> <td>脳卒中リハ</td><td>24名</td> <td>糖尿病看護</td><td>21名</td> </tr> <tr> <td>慢性呼吸器疾患</td><td>35名</td> <td>乳がん看護</td><td>17名</td> </tr> <tr> <td>認知症看護</td><td>90名</td> <td>手術看護</td><td>18名</td> </tr> </table>	がん看護	34名	急性・重症患者看護	9名	慢性疾患看護	4名	小児看護	6名	精神看護	6名	老人看護	6名	感染症看護	5名	家族支援	2名	在宅看護	1名	災害看護	1名					感染管理	210名	がん化学療法	119名	皮膚・排泄ケア	116名	緩和ケア	122名	がん性疼痛	55名	救急看護	60名	摂食・嚥下障害看護	59名	集中ケア	47名	がん放射線療法	31名	新生児集中ケア	18名	脳卒中リハ	24名	糖尿病看護	21名	慢性呼吸器疾患	35名	乳がん看護	17名	認知症看護	90名	手術看護	18名	<p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p> <p>認定看護師及び専門薬剤師については、年度計画の目標を上回る実績をあげた。専門看護師及び認定薬剤師については、看護師及び薬剤師の資格取得は進んだが、有資格の退職者数が新規資格取得者数を上回ったため、年度計画値を上回る配置数とならなかった。</p>	<p>評価</p>
がん看護	34名	急性・重症患者看護	9名	慢性疾患看護	4名																																																									
小児看護	6名	精神看護	6名	老人看護	6名																																																									
感染症看護	5名	家族支援	2名	在宅看護	1名																																																									
災害看護	1名																																																													
感染管理	210名	がん化学療法	119名																																																											
皮膚・排泄ケア	116名	緩和ケア	122名																																																											
がん性疼痛	55名	救急看護	60名																																																											
摂食・嚥下障害看護	59名	集中ケア	47名																																																											
がん放射線療法	31名	新生児集中ケア	18名																																																											
脳卒中リハ	24名	糖尿病看護	21名																																																											
慢性呼吸器疾患	35名	乳がん看護	17名																																																											
認知症看護	90名	手術看護	18名																																																											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価	評価				
				慢性心不全	17名	透析看護	6名		評価		
				小児救急看護	8名	訪問看護	2名				
				精神科	30名	クリティカルケア	3名				
				がん薬物療法看護	1名						
				<b>【専門薬剤師配置数】</b>							
				令和2年度 40病院 91名 → 令和3年度 37病院 94名							
				(令和3年度分野別内訳)							
				感染	10名	精神	2名			HIV	6名
				医療がん	43名	医療薬物療法	1名			医療がん指導	11名
				医療薬指導	19名	ICD	2名				
				<b>【認定薬剤師配置数】</b>							
				令和2年度 138病院 1,396名							
				→ 令和3年度 135病院 1,384名							
				(令和3年度分野別内訳)							
				病薬がん	58名	感染	42名				
				精神	9名	妊婦	8名				
				医療薬	52名	外来がん	76名				
				HIV	13名	臨薬	1名				
				臨薬CRC	55名	緩和療法	30名				
				褥瘡	2名	漢方	21名				
				小児薬物療法	31名	抗菌療法	55名				
				救急	12名	腎薬病薬物	2名				
				老年医学会	5名	周術期管理	10名				
				認定実習指導	436名	NST	160名				
				糖尿病療養指導士	110名	リウマチ薬登録	14名				
				GCPパスポート	32名	GCPエキスパート	4名				
				スポーツ	95名	骨粗鬆症	8名				
				NRサプリ	4名	医療環境管理士	7名				
				心不全療養指導士	5名	糖尿病薬物療法認定	1名				
				アレルギー疾患療養指導士	3名	臨床栄養代謝専門療養士	2名				
				日本精神薬学会認定	3名	抗酸菌症エキスパート	7名				
				麻薬教育認定	3名	緩和医療暫定指導	3名				
				在宅療養支援認定	1名	高血圧・循環器病予防療養指導士	4名				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p><b>2. チーム医療推進のための研修等の実施</b></p> <p>医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、開催の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した。</p> <p><b>【強度行動障害医療研修】</b>（本部主催）</p> <p>強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。</p> <p>入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。</p> <p>強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、49病院から86名が参加した。</p> <p>当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。</p> <p>参加職種：医師1名、理学療法士・作業療法士10名、心理療法士1名、医療社会事業専門員等1名、看護師41名、児童指導員10名、保育士16名、療養介助員等3名、言語聴覚士3名</p> <p><b>【障害者虐待防止対策セミナー】</b>（本部主催）</p> <p>障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、82病院から82名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師51名、児童指導員7名、保育士9名、療養介助員等9名、医療社会事業専門員6名</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p><b>【在宅医療推進セミナー】</b>（本部主催）  地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和3年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から49名が参加した。</p> <p><b>【医療観察法MDT研修】</b>（本部主催）  医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から142名が参加した。</p> <p><b>【チームで行う小児救急・成育研修】</b>（本部主催）  小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により開催を見送った。</p> <p><b>【NST（栄養サポートチーム）研修】</b>（グループ主催）  臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年4回実施し、39名が参加した。  ※本研修において、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。</p> <p>参加職種：看護師16名、助産師1名、薬剤師12名、管理栄養士10名</p> <p><b>【がん化学療法研修】</b>（グループ主催）  がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年3回実施し、86名が参加した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価	評価	評価																								
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クリティカルパスの実施割合</li> </ul>	<p><b>【輸血研修】（グループ主催）</b> 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、令和3年度については年3回実施し、73名が参加した。</p> <p><b>3. クリティカルパスの活用推進</b> 安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※1）の活用を進めてきており、各病院において、予想されたプロセスとは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。</p> <p><b>【クリティカルパス実施患者数】</b> 令和2年度 287,720人 → 令和3年度 303,417人</p> <p><b>【クリティカルパスの実施割合（※2）】</b> 平成28年度 48.6%（目標値） → 令和3年度 50.7%</p> <p>※1クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。 ※2クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／新規入院患者数</p> <p><b>4. 地域連携クリティカルパス実施のための取組</b> 地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和3年度末までに87病院ある。</p> <p><b>【地域連携クリティカルパス実施患者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・大腿骨頸部骨折</td> <td>2,268人</td> <td>→</td> <td>2,061人</td> </tr> <tr> <td>・脳卒中</td> <td>3,267人</td> <td>→</td> <td>3,198人</td> </tr> <tr> <td>・がん（五大がん等）</td> <td>3,133人</td> <td>→</td> <td>3,630人</td> </tr> <tr> <td>・結核、COPD等その他のパス</td> <td>1,211人</td> <td>→</td> <td>2,397人</td> </tr> <tr> <td>・総数</td> <td>9,879人</td> <td>→</td> <td>11,286人</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度		令和3年度	・大腿骨頸部骨折	2,268人	→	2,061人	・脳卒中	3,267人	→	3,198人	・がん（五大がん等）	3,133人	→	3,630人	・結核、COPD等その他のパス	1,211人	→	2,397人	・総数	9,879人	→	11,286人	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>		
	令和2年度		令和3年度																												
・大腿骨頸部骨折	2,268人	→	2,061人																												
・脳卒中	3,267人	→	3,198人																												
・がん（五大がん等）	3,133人	→	3,630人																												
・結核、COPD等その他のパス	1,211人	→	2,397人																												
・総数	9,879人	→	11,286人																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進しているか。あわせて、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有しているか。また、取組による成果を取りまとめ情報発信しているか。</li> </ul>	<p><b>5. 臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進</b></p> <p>国立病院機構において、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。</p> <p>この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第3期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。</p> <p>第4期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和2年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和3年度においては、クオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有し、情報発信した。</p> <p><b>【特に重点的に取り組むべき指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率</li> <li>外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率</li> <li>市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率</li> <li>重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率</li> <li>パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率</li> <li>統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率</li> <li>手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率</li> <li>広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率</li> <li>安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率</li> <li>バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率</li> <li>がん患者の周術期医科歯科連携実施率</li> <li>入院患者における総合満足度</li> <li>外来患者における総合満足度</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者評価による認定の取得に努めているか。</li> </ul>	<p><b>6. 「臨床評価指標Ver. 4. 1」による計測の実施</b></p> <p>国立病院機構が提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成18年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。作成当初、データの収集には各病院職員に多大な負担がかかっていたが、平成22年度に構築した診療情報データベース（MIA）（全病院のDPC／レセプトデータを集積したもの）を活用することにより、本部で一括集計する仕組みを確立したことで、病院の負担を大幅に削減した。さらに、平成28年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）」を構築し、検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度に開発した「臨床評価指標Ver. 4」ではNCDAデータを活用した指標が盛り込まれた。</p> <p>令和3年度は、令和2年度診療報酬改定による変更を反映した「臨床評価指標Ver. 4. 1」による計測を行い、結果を機構内外へ公表した。また、「医療の質の改善事業」での活用を目的に、四半期ごとの計測結果を随時各病院に提供した。さらに、各病院に対して指標の算出に係るサポートも行った。また、令和4年度に「臨床評価指標Ver. 5」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、開発に向けた体制作りや方針の策定など、開発に向けた準備を進めた。「臨床評価指標Ver. 5」は、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を予定しており、国内外で使用される指標の調査など、事前の情報収集も進めた。</p> <p>&lt;NCDAを活用した指標例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病患者におけるHbA1c値コントロール率</li> <li>・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率</li> </ul> <p><b>7. 日本医療機能評価機構等の認定状況</b></p> <p>日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和3年度において合計で59病院となった。</p> <p>平成25年度に新たに導入された機能種別による病院機能評価については、認定を受けた59病院全てが最新の評価体系（機能種別3rdG）で認定されている。</p> <p><b>【その他の外部機関による認定状況（令和3年度末）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ISO9001」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格）3病院</li> <li>・「ISO22301」（国際標準化機構が策定する事業継続マネジメントシステムの国際規格）1病院</li> <li>・「ISO15189」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項）14病院</li> <li>・「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO・ユニセフによる認定）9病院</li> <li>・「NPO法人卒後臨床研修評価機構」による認定 7病院</li> </ul>			<p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p><b>8. 臨床検査データの精度保証</b>            日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等に国立病院機構の全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和3年度も引き続き取り組んだ。            その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国3,215病院における平均点は97.1点（令和2年度は97.0点）であったのに対し、国立病院機構の病院の平均点は98.2点（令和2年度は98.4点）であり、100点満点の病院は6病院（令和2年度は9病院）であった。</p> <p><b>9. 新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立</b>            新型コロナウイルス感染症対応については、発生初期から、NHOがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体からの病床確保や看護師派遣などの依頼に対し、一貫して積極的に協力している。            令和3年度においても、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の病床などの診療機能を維持することにより、基礎疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者や新型コロナウイルス感染症患者が合併症を併発した場合にも幅広く対応した。            また、重症心身障害や筋ジストロフィーなどのセーフティネット系医療を提供する病院においても、感染対策を徹底し、コロナ患者を受け入れるなどコロナ禍でも安心・安全な医療を提供し、継続的に地域医療に貢献した。（セーフティネット系医療を提供する65病院のうち、32病院で4,285人（延べ44,828人日）のコロナ患者受入れ）</p> <p>＜手術件数の推移＞            令和元年度 → 令和2年度 → 令和3年度            208,516件 → 185,868件 → 197,495件</p> <p>（1）発熱外来等やPCR検査機器のさらなる整備            新型コロナウイルス感染症への対応に加え、季節性インフルエンザ流行にも備えた体制整備のため、自治体より診療・検査医療機関等、発熱外来等の設置の要請があった場合には積極的に協力し、令和3年度末時点で、111病院において発熱外来等を設置している。また、令和3年度末時点で、137病院にPCR検査機器等を整備し、感染拡大に伴うPCR検査等のニーズの増加に対応した。院内感染等が発生した場合は、PCR検査を速やかに実施し、実態把握に努めることで早期に感染拡大の鎮静化を図った。</p> <p>＜PCR検査件数等＞            令和2年4月 → 令和3年3月 → 令和4年1月            月間検査件数（実績） 195件 → 17,112件 → 45,951件            ※検査件数は、NHO病院で、1ヶ月間における外来・入院患者等の検査件数            ※令和3年度遺伝子検査（PCR法、TRC法、LAMP法）実施件数            : 350,758件</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>※令和3年度抗原検査（定量、定性）実施件数：257,904件</p> <p>(2) 患者が安心して療養できる診療体制の確保            新型コロナウイルス感染症の患者もそれ以外の患者も安心して受診してもらうために、新型コロナウイルスと共存を図っていくための体制を推進した。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染の有無が明らかでないことを理由に、患者紹介や救急車の受け入れ要請を断らない。</li> <li>・一方、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者にも安心して療養してもらえる環境であることを明らかにするため、動線や病室を明確に区分する。</li> <li>・入院治療が必要で新型コロナウイルスの感染が否定できない患者全員に対してPCR検査等を実施する。</li> </ul> <p>また、感染対策を行いつつ、質の高い診療を行うため、電話やオンラインによる診療も実施し、111病院において、73,000回以上の電話等による診療を実施した。</p> <p>さらに、地域の感染状況等により面会が制限される中であっても、患者への感染を防ぎつつ、患者や患者家族のQOLの向上を図るため、97病院でオンライン面会を実施し、延べ38,000人以上の利用があった。</p> <p>(3) 市中感染対応について</p> <p>①病床の確保</p> <p>令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対応について、NHOがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。</p> <p>コロナ病床の確保にあたっては、他疾患用病床より多くのマンパワーや感染防止のためのスペースを要するが、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持しつつ、その他の患者用の病床を活用することやNHO病院間の職員派遣などの工夫を凝らし、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画策定に当たってどこよりも多く病床を確保するなど国や自治体からの要請に応え続けてきた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応とセーフティ機能維持の両立は既に余力が残っていない中で相当困難であったが、こうしたNHOのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。</p> <p>&lt;要請への対応状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月から9月にかけての第5波の時期には、感染拡大が深刻となっていた東京都において、感染症法に基づく厚生労働省及び東京都からの協力要請に応え、東京都下の3病院において、一般医療をさらに制限するなどした上で新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を合計209床（+76床）まで拡大し、500床程度の病院をコロナ専門病院化した場合と同等の規模感の病床を確保した。</li> </ul>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年10月に厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第21条第1項に基づくコロナ病床の確保の要求では、令和3年11月までに令和3年夏のピークと比べ2割以上増加（+462床）とされているところ、目標を大きく超える2,857床（+547床（目標の118.4%））を確保し、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画の策定に貢献した。</li> <li>令和4年3月に東京都の委託を受けて運営を開始した東京都臨時医療施設では、3月末までに58名（延べ472名）のコロナ患者を受け入れている。（5月18日時点における病床利用率は都の病床利用率（15.3%）を大きく上回る61.3%） なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも看護師を派遣しており、これにより特に認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となるなど、NHOのネットワークを生かすことで、ニーズに対応した医療の提供が可能となっている。</li> </ul> <p>②看護師応援体制の構築</p> <p>令和3年度も引き続き、令和2年度に構築した多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているために、看護師の負担が増大したり、診療機能の維持が困難になりつつあるNHO病院に対して、本部で看護師の派遣候補者を集約し、支援が必要な病院にNHO全体で看護師を派遣する仕組みを活用した支援を実施した。各病院とも決して人員に余力があるわけではなく、こうした厳しい中であつたが他病院での業務を経験することにより、職員のスキルアップに繋がるとともに、派遣元病院に新型コロナウイルス感染症対応等の経験や知識を還元した。</p> <p>&lt;令和3年度派遣実績&gt; 94人 2,163人日</p> <p>さらに、NHO病院への派遣とは別に、令和4年2月の厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第21条第1項に基づく要求では、東京都及び大阪府に新增設する臨時の医療施設への看護師派遣（59人）が求められたため、上記の看護師派遣の仕組みを活用して、延べ76人を派遣し要求に応えた。また、自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した病院や施設、軽症者等のための宿泊療養施設やコロナ重症センター、感染防止対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナウイルス感染症対応のための看護師派遣を積極的に実施した。</p> <p>&lt;令和3年度派遣実績&gt; 看護師：253人、4,895人日</p> <p>この他、医師や薬剤師等メディカルスタッフの派遣についても、国や自治体からの要請に応え、派遣を実施した。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<令和3年度派遣実績※>※国立病院機構法第21条第1項に基づく要求に係るもの 医師：21人、102人日 医師、看護師以外のメディカルスタッフ：28人、330人日			

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	診療事業 地域医療への貢献		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 今後、超高齢社会を迎えるにあたり、国として、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築を推進しており、機構の個々の病院が、それぞれの地域で求められる医療需要の変化に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。  機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① ①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紹介率 (計画値)	前中期目標 期間中の最も 高い年度の実績以上		76.5% (平成30 年度)	76.5% (平成30 年度)	76.5% (平成30 年度)			予算額(千円)	988,900,395 (※注①)	1,018,255,670 (※注①)	970,115,890 (※注①)		
紹介率 (実績値)		76.5%	77.3%	76.1%	74.6%			決算額(千円)	976,561,682 (※注①)	956,299,491 (※注①)	983,965,290 (※注①)		
達成度			101.0%	99.5%	97.5%			経常費用 (千円)	983,294,458 (※注①)	986,002,575 (※注①)	1,024,979,669 (※注①)		
逆紹介率 (計画値)	前中期目標 期間中の最も 高い年度の実績以上		64.1% (平成30 年度)	64.1% (平成30 年度)	64.1% (平成30 年度)			経常利益 (千円)	13,610,531 (※注①)	69,089,449 (※注①)	104,267,516 (※注①)		
逆紹介率 (実績値)		64.1%	66.7%	71.9%	70.6%			行政コスト (千円)	990,162,530 (※注①)	992,065,689 (※注①)	1,028,777,383 (※注①)		
達成度			104.1%	112.2%	110.1%			従事人員数 (人)	62,226 (※注②)	62,581 (※注②)	62,946 (※注②)		

訪問看護の 延べ利用者 数 (計画値)	前年度より 増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名										
訪問看護の 延べ利用者 数 (実績値)		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名										
達成度			109.5%	101.5%	100.9%										
入退院支援 実施件数 (計画値)	前年度より 増加		155,234 件	182,126 件	191,363 件										
入退院支援 実施件数 (実績値)		155,234 件	182,126 件	191,363 件	223,938 件										
達成度			117.3%	105.1%	117.0%										
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (計画値)	前中期目標 期間中の最 も高い年度 の実績以上		短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)	短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)	短期入所 39,932 名 (平成 30 年度) 通所事業 48,788 名 (平成 28 年度)										
短期入所、 通所事業の 延べ利用者 数 (実績値)		短期入所 39,932 名 通所事業 43,100 名	短期入所 49,993 名 通所事業 48,081 名	短期入所 30,194 名 通所事業 39,543 名	短期入所 31,347 名 通所事業 37,012 名										
達成度			短期入所 125.2% 通所事業 98.6%	短期入所 75.6% 通所事業 81.1%	短期入所 78.5% 通所事業 75.9%										

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目(項目1-1-1、1-1-2、1-1-3)ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。  
②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p><b>(2) 地域医療への貢献</b>  地域包括ケアシステムの構築や各都道府県の地域医療構想の実現のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、併せて、個々の病院について、その機能、地域医療需要及び経営状況等を総合的に分析した上で、機能転換や再編成等を検討すること。</p> <p>また、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院</p>	<p><b>(2) 地域医療への貢献</b></p>	<p><b>(2) 地域医療への一層の貢献</b></p>			<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定：S</p> <p>(自己評定S理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紹介率及び短期入所、通所事業については、100%を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が100%以上であった。</li> <li>上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が100%を下回ったものの、その他の達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。</li> </ul> <p>○ 国立病院機構では、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和3年度においては、紹介率は74.6%、逆紹介率は70.6%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により初診患者数が引き続き減少している中で、時間外患者の受入数等が減少する一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数の増加により、達成度は97.5%と100%を下回ったが、逆紹介率については110.1%と計画値を上回った。</p> <p>○ 地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その中で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。</p> <p>その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和3年度においては31病院で訪問診療を行い、69病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションは新たに花巻病院を加えた17病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、65,741人、達成度は100.9%となった。</p>	<p>評定</p>	



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。					<p>さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和3年度においては入退院支援実施件数223,938件、達成度は117.0%となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。</p> <p>○ 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所について受入れを行った。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行の中、特に短期入所及び通所事業については感染の危険性が高く、入院患者の安全のため、令和2年度に引き続き、受入れを一時的に断念せざるを得ない状況であったが、令和3年度においては、短期入所（短期入院を含む）の延べ利用者数31,347名となり、達成度は78.5%と年度計画値（平成30年度）を上回る延べ利用者数とはならなかったが、各病院において感染防止対策を徹底した上で、受入れを実施している。</p> <p>また、通所事業については、生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施した。新型コロナウイルス感染症の影響で、放課後等デイサービス等の受入れを断念せざるを得ない病院もあったことから、令和3年度においては、延べ利用者数が37,102名となり、達成度は75.9%と年度計画値（平成28年度）を上回る延べ利用者数とはならなかった。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対応のために体制を割かれる中でも、NHOネットワークを生かした工夫を重ね、コロナ重点医療機関等に102病院（令和3年度末）の指定や救急車受入の増加など新型コロナウイルス感染症対応と一般医療の両立を実現した。さらには、大規模クラスターが発生し極めて厳しい状況にあった沖縄県の病院への応援や札幌市の入院待機ステーションの立ち上げに看護師を派遣するなど様々な自治体等の要請に応えた。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>① 医療計画等で求められる機能の発揮</b>            国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。            その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。            また、地域連携クリティ</p>	<p><b>① 医療計画等で求められる機能の発揮</b>            国立病院機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献する。            また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。            その上で、必要に応じて、各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、国立</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;            ・ 地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な機能を維持しつつ、地域に求められる医療に貢献しているか。</p>	<p><b>① 医療計画等で求められる機能の発揮</b>            1. 地域医療への取組            (1) 5疾病・5事業への対応            都道府県医療計画において、5疾病5事業及び在宅医療の実施医療機関として位置づけられており、各病院が地域で必要とされる医療機能を発揮することで、地域医療への取組を引き続き推進した。  <b>【各都道府県の医療計画における5疾病・5事業に係る記載状況（令和3年度末）】</b>            ・ 5疾病：がん84病院、脳卒中92病院、心筋梗塞65病院、糖尿病78病院、精神45病院            ・ 5事業：救急医療112病院、災害医療68病院、へき地医療14病院、周産期医療60病院、小児医療103病院            (2) 地域医療支援病院の指定状況            医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和3年度においては61病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。  <b>【地域医療支援病院】</b>            令和2年度 60病院 → 令和3年度 61病院            (3) がん対策推進基本計画への対応            国立病院機構において、3病院が都道府県がん診療連携拠点病院、30病院が地域がん診療連携拠点病院、3病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。            3病院（令和4年4月1日現在）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。            また、12病院（令和4年4月1日現在）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価																																	
	カルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	<p>病院機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討していく。</p> <p>また、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。</li> </ul>	<p>【がん診療連携拠点病院等の指定状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・都道府県がん診療連携拠点病院</td> <td>3病院</td> <td>→ 3病院</td> </tr> <tr> <td>・地域がん診療連携拠点病院</td> <td>33病院</td> <td>→ 30病院</td> </tr> <tr> <td>・地域がん診療拠点病院</td> <td>4病院</td> <td>→ 2病院</td> </tr> <tr> <td>・がんゲノム医療拠点病院</td> <td>3病院</td> <td>→ 3病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター</td> </tr> <tr> <td>・がんゲノム医療連携病院</td> <td>12病院</td> <td>→ 12病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 地域医療構想調整会議等への参加状況</p> <p>都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、国立病院機構の各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話を令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和3年度も引き続き各病院が適切に対応した。</p> <p>【各都道府県における医療連携体制について検討・討議するために設置される医療審議会等への参加状況（令和4年3月末現在）】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数</td> <td>19病院</td> </tr> <tr> <td>・圏域連携会議参加病院数</td> <td>45病院</td> </tr> <tr> <td>・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数</td> <td>28病院</td> </tr> <tr> <td>・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数</td> <td>92病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 国立病院機構における地域医療構想への対応</p> <p>国立病院機構では、従来から、SUREプロジェクトの理念に沿った取り組みを進めている。</p> <p>(SUREプロジェクト報告書（令和元年10月）)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNHO</li> <li>②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNHO</li> <li>③災害時等の危機管理に強いNHO</li> </ol>		令和2年度	令和3年度	・都道府県がん診療連携拠点病院	3病院	→ 3病院	・地域がん診療連携拠点病院	33病院	→ 30病院	・地域がん診療拠点病院	4病院	→ 2病院	・がんゲノム医療拠点病院	3病院	→ 3病院		北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター		・がんゲノム医療連携病院	12病院	→ 12病院		東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター		・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	19病院	・圏域連携会議参加病院数	45病院	・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	28病院	・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	92病院	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度	令和3年度																																				
・都道府県がん診療連携拠点病院	3病院	→ 3病院																																				
・地域がん診療連携拠点病院	33病院	→ 30病院																																				
・地域がん診療拠点病院	4病院	→ 2病院																																				
・がんゲノム医療拠点病院	3病院	→ 3病院																																				
	北海道がんセンター、四国がんセンター、九州がんセンター																																					
・がんゲノム医療連携病院	12病院	→ 12病院																																				
	東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、呉医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター																																					
・都道府県医療審議会（及び作業部会等）参加病院数	19病院																																					
・圏域連携会議参加病院数	45病院																																					
・地域医療対策協議会（及び作業部会等）参加病院数	28病院																																					
・地域医療構想調整会議（及び専門部会等）参加病院数	92病院																																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の地域医療構想の実現に向けて、個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況について総合的に勘案し、地域のニーズに応じた機能転換や再編等を検討しているか。</li> </ul>	<p>国が進める地域医療構想において、病床の機能分化・連携を進め、ダウンサイジングや機能転換等を念頭においた議論が各地域において進められていく中で、地域医療構想における再検証要請が求められている病院を含め、地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供する必要があることから、次の点について、各病院へ周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の対応を行っている状況下ではあるが、今後も地域医療構想の基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持し着実に進めていくことや、第8次医療計画において、5事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されるといった国の方針が示されていることを踏まえ、2025年に向けて実現すべき規模・機能及びその実現のための道筋を定める経営戦略の策定又はその見直しを行い、毎年度計画に反映の上、取り組むとともに、経営戦略に基づく具体的な方針を示しつつ、地域関係者の理解を得ていくよう取り組む必要があること。</li> <li>2040年に向けた中期的な状況や見通しを踏まえた内部・外部環境の分析結果、同感染症による環境の変化などを正確に見極め、同感染症対応に係る経験を踏まえた今後の新興感染症に関する自院の役割なども見通した上で経営戦略の策定及び見直しを行うこと。</li> </ul> <p>(6) 国立病院機構病院の医療機能の移転          &lt;東徳島医療センター・徳島病院の機能統合について&gt;          東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）がそれぞれ実施しているセーフティネット分野の専門医療等について、将来にわたって実施できる体制を確保するとともに、患者の療養環境を更に充実していくため、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合し、徳島県地域医療構想を踏まえ、現在、両病院が有している医療機能の充実・強化等を図ることとした基本構想を平成30年2月に公表した。引き続き、両病院が抱える課題を克服し、その医療機能を将来にわたって継続していくために、最適な方策について検討していく。</p> <p>○主な動き          平成29年12月 徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明          平成30年 2月 基本構想の公表</p> <p>(7) 地域における国立病院機構病院と他の設置主体医療機関等との機能再編          &lt;弘前病院への弘前市立病院の医療機能の移転について&gt;          津軽地域では、民間病院の医師不足等による病院群輪番参加病院の減少により救急医療体制の維持が困難等の課題を抱えていた。</p>		<p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p>その課題を解決するために、平成28年3月に策定された地域医療構想に基づき、弘前病院と弘前市立病院を再編し、地域の二次救急医療提供体制の強化、複数の診療科の協働による高度・専門医療等の提供、地域医療を担う病院・診療所等との連携、若手医師等の育成機能の充実・人材確保等を担う新中核病院を、国立病院機構、弘前市、青森県及び弘前大学の連携により整備することで、弘前市を中心とする津軽地域保健医療圏の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供することを目的として、平成30年10月に、4者間で基本協定書を締結した。</p> <p>令和4年1月には新中核病院整備工事が完了するなど、コロナ禍にあっても当初の予定から遅れることなく着実に準備を進め、令和4年4月1日より、弘前病院へ弘前市立病院の医療機能を移転し、弘前総合医療センターとして新中核病院の運営を開始した。二次救急医療体制が充実するなど地域から高く評価されており、今後の地域医療構想に基づく地域完結型の診療体制、津軽地域における地域包括ケアシステムの構築に貢献していく。</p> <p>○主な動き</p> <p>平成28年 3月 青森県津軽地域保健医療圏の地域医療構想を策定  平成28年10月 青森県が新中核病院構想を提案  平成30年10月 基本協定書締結  令和 4年 1月 新中核病院整備工事完了  令和 4年 4月 新中核病院運営開始</p> <p>(8) 地域医療における新型コロナウイルス感染症等への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療等の維持・両立を図りながら、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応に当たっては、都道府県からの要請に積極的に応じ、新型コロナウイルス感染症患者等を重点的に受け入れるにあたり、令和3年度は重点医療機関89病院、協力医療機関13病院の指定を受けた。(令和3年度末時点)</p> <p>&lt;具体的事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川病院（結核医療提供体制の確保）  神奈川県内の他の医療機関が有する結核病床が新型コロナウイルス感染症対応へ転用されていること等を踏まえ、令和2年度内に50床から30床まで縮小することが決定していた同院の結核病床を、神奈川県庁からの要請を受け、令和3年9月末まで既存50床で運営し、県内で必要な結核医療体制を維持した。  病床運営にあたり不足する看護師については、全国10の機構病院から派遣調整された人員により確保した。</li> </ul>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(9) 新型コロナウイルス感染症に係る地域の医療・介護施設への職員派遣</p> <p>自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した病院や施設、軽症者等のための宿泊療養施設やコロナ重症センター、感染防止対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナウイルス感染症対応のための看護師派遣を積極的に実施した。</p> <p>&lt;具体的事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道がんセンター、北海道医療センター、帯広病院、函館病院、北海道東北グループ（札幌市入院待機ステーションの立ち上げ・運営）</li> </ul> <p>感染拡大に伴う病床逼迫に対応するための入院待機ステーションの立ち上げに当たり自治体の要請を受け、開設準備（ゾーニング、運営マニュアルの作成等）及び入院待機患者に係る看護の提供、医師・救急隊との連絡等の運營業務の実施、支援を行い、感染拡大の中でのバッファー機能及びトリアージ機能の役割の発揮に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県の大規模クラスターが発生した精神科病院への職員派遣</li> </ul> <p>国及び自治体の要請により、令和3年8月頃、新型コロナウイルスの感染流行が急激に拡大していた沖縄県に看護職員を派遣した。派遣先の精神科病院では患者・職員合わせて約200人の大規模なクラスターが発生しており、看護の提供に当たり極めて厳しい状況の中、これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験及び精神科看護の能力を合わせ持つ当機構の特性を生かした懸命な看護を延べ116人日に渡り実施した。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種への対応</p> <p>地域における新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、各自治体から医師・看護師等の派遣等の協力依頼に基づき、自院における新型コロナウイルス感染症対応を含めた診療体制等に支障を来さない限りにおいて、自院での個人接種や集団接種の実施、自院以外の接種会場への医療従事者の派遣や接種場所の提供など、積極的に協力した。</p> <p>&lt;各自治体からの協力依頼&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自院以外の接種会場への職員派遣 101病院</li> <li>自院での個別接種（自院の医療従事者が接種を行う） 108病院</li> <li>自院での集団接種（自院の医療従事者が接種を行う） 61病院</li> <li>接種場所のみ提供（自院以外の医療従事者が接種を行う） 9病院</li> </ul>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																												
				業務実績	自己評価																																													
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携をさらに進めているか。</li> </ul>	<p>2. 地域完結型医療を実現するための取組</p> <p>(1) 地域連携クリティカルパス実施のための取組（再掲）</p> <p>地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和3年度末までに87病院ある。</p> <p><b>【地域連携クリティカルパス実施患者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・大腿骨頸部骨折</td> <td>2,268人</td> <td>→</td> <td>2,061人</td> </tr> <tr> <td>・脳卒中</td> <td>3,267人</td> <td>→</td> <td>3,198人</td> </tr> <tr> <td>・がん（五大がん等）</td> <td>3,133人</td> <td>→</td> <td>3,630人</td> </tr> <tr> <td>・結核、COPD等その他のパス</td> <td>1,211人</td> <td>→</td> <td>2,397人</td> </tr> <tr> <td>・総数</td> <td>9,879人</td> <td>→</td> <td>11,286人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療機器の共同利用</p> <p>地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。</p> <p><b>【医療機器の共同利用数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・CT</td> <td>29,233件</td> <td>→</td> <td>30,894件</td> </tr> <tr> <td>・MRI</td> <td>34,869件</td> <td>→</td> <td>35,255件</td> </tr> <tr> <td>・ガンマカメラ</td> <td>4,918件</td> <td>→</td> <td>5,630件</td> </tr> <tr> <td>・リニアック</td> <td>13,926件</td> <td>→</td> <td>11,707件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 紹介率と逆紹介率の向上</p> <p>近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。</p> <p>各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和3年度においては、紹介率は74.6%、逆紹介率は70.6%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により初診患者数が引き続き減少している中で、時間外患者の受入数等が減少する一方で、紹介状を持っていない新型コロナウイルス感染症患者の受入数の増加により、達成度は97.5%と100%を下回ったが、逆紹介率については110.1%と計画値を上回った。</p>		令和2年度		令和3年度	・大腿骨頸部骨折	2,268人	→	2,061人	・脳卒中	3,267人	→	3,198人	・がん（五大がん等）	3,133人	→	3,630人	・結核、COPD等その他のパス	1,211人	→	2,397人	・総数	9,879人	→	11,286人		令和2年度		令和3年度	・CT	29,233件	→	30,894件	・MRI	34,869件	→	35,255件	・ガンマカメラ	4,918件	→	5,630件	・リニアック	13,926件	→	11,707件	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																																															
・大腿骨頸部骨折	2,268人	→	2,061人																																															
・脳卒中	3,267人	→	3,198人																																															
・がん（五大がん等）	3,133人	→	3,630人																																															
・結核、COPD等その他のパス	1,211人	→	2,397人																																															
・総数	9,879人	→	11,286人																																															
	令和2年度		令和3年度																																															
・CT	29,233件	→	30,894件																																															
・MRI	34,869件	→	35,255件																																															
・ガンマカメラ	4,918件	→	5,630件																																															
・リニアック	13,926件	→	11,707件																																															
			<p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紹介率</li> <li>逆紹介率</li> </ul>			<p>紹介率については新型コロナウイルス感染症の影響により年度計画の目標を達成できなかったが、逆紹介率については、目標を上回る実績</p>																																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価																					
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図っているか。</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入退院支援実施件数</li> </ul>	<p><b>【紹介率・逆紹介率】</b></p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>・紹介率</td> <td>76.1%</td> <td>→</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>・逆紹介率</td> <td>71.9%</td> <td>→</td> <td>70.6%</td> </tr> </table> <p>※ 紹介率：受診した患者のうち他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。</p> <p>(4) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。</p> <p><b>【入退院支援実施件数】</b></p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>入退院支援実施</td> <td>191,363件</td> <td>→</td> <td>223,938件</td> </tr> </table> <p><b>3. 地域の救急医療体制への取組</b></p> <p>(1) 救急・小児救急患者の受入数 令和3年度は、消防法に基づく救急告示病院として87病院が指定されている。また、21病院において救命救急センターを設置しており、地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させている。さらに、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療を行っている病院は19病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は42病院となっており、地域の小児救急医療体制の強化にも引き続き貢献した。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、救急患者受入数は令和2年度より大幅に増加しており、地域の救急医療体制の中での国立病院機構の役割を引き続き適切に果たした。</p> <p><b>【救急患者受入数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度 408,432人 (△21.7%) (うち小児救急患者数53,337人) (△42.4%)</li> <li>令和3年度 461,565人 (+13.0%) (うち小児救急患者数78,012人) (+46.3%)</li> </ul>		令和2年度		令和3年度	・紹介率	76.1%	→	74.6%	・逆紹介率	71.9%	→	70.6%		令和2年度		令和3年度	入退院支援実施	191,363件	→	223,938件	<p>をあげた。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																							
・紹介率	76.1%	→	74.6%																							
・逆紹介率	71.9%	→	70.6%																							
	令和2年度		令和3年度																							
入退院支援実施	191,363件	→	223,938件																							



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p><b>【救急受診後の入院患者数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 156,047人 (△14.4%) (うち小児救急患者数 11,161人) (△48.6%)</li> <li>・令和3年度 177,268人 (+13.6%) (うち小児救急患者数 15,488人) (+38.8%)</li> </ul> <p><b>【救急車による受入数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 168,905人 (△13.6%) (うち小児救急患者数 9,129人) (△37.5%)</li> <li>・令和3年度 191,392人 (+13.3%) (うち小児救急患者数 12,557人) (+37.6%)</li> </ul> <p><b>【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度 96,110人 (△10.1%) (うち小児救急患者数 3,119人) (△32.8%)</li> <li>・令和3年度 107,455人 (+11.8%) (うち小児救急患者数 3,726人) (+19.5%)</li> </ul> <p>※全国における救急搬送人員の増加率(対令和2年比103.7%) (総務省公表「令和3年中の救急出動件数等(速報値)」)</p> <p>(2) 地域の救急医療体制の強化</p> <p>地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを21病院設置している。また、二次医療機関と一次医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和3年度も引き続き貢献した。</p> <p>なお、令和3年度においては、消防法に基づく救急告示病院として87病院が指定されている。</p> <p>また、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療を行っている病院は19病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は42病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。</p> <p>さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>4. ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況</p> <p>(1) ドクターヘリ・防災ヘリ 令和3年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、22病院で1,452回引き続き実施した。</p> <p><b>【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>稼働回数：令和3年度においても、防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を688回実施した。</li> <li>病院側の診療体制：医師9名、看護師7名のフライトチームを組み診療を実施。</li> </ul> <p>(2) ドクターカー 令和3年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、25病院で1,925回引き続き実施した。</p>			



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
	<p>行い、入退院前後の在宅支援を図ること等によって在宅療養支援を行う。</p> <p>在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。</p>	<p>応する体制を充実させること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること</li> </ul> <p>等によって在宅療養支援を行う。</p> <p>在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における国立</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。</li> <li>精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等によって地域生活への移行促進に貢献しているか。</li> </ul>	<p>(3) 在宅療養支援の取組</p> <p>入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、32病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院、59病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和3年度も引き続き行った。</p> <p>また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を78病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。</p> <p>(4) 在宅療養患者の急性増悪時の対応</p> <p>令和3年度においては、123病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や99病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。</p> <p>(5) 訪問診療・訪問看護の取組</p> <p>各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して31病院が訪問診療を行い、69病院が訪問看護を令和3年度も引き続き行った。</p> <p>(6) 訪問看護ステーションの開設</p> <p>地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和3年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たに花巻病院で開設し、国立病院機構全体では17病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。</p> <p>※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション</p> <p>【訪問看護ステーション設置状況】</p> <p>令和2年度 16病院 → 令和3年度 17病院</p> <p>花巻病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、長崎川棚医療センター、大分医療センター、宮城病院</p>	<p>患者の安全のため、受入れを一時的に中止・制限せざるを得ない状況であった。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	評価		
		病院機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。	<定量的指標> ・ 訪問看護の延べ利用者数  <評価の視点> ・ グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。  <定量評価> ・ 入退院支援実施件数	<b>【訪問看護の延べ利用者数】</b> 令和2年度 65,153人 → 令和3年度 65,741人  (7) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。			年度計画の目標を上回る実績をあげた。  年度計画の目標を達成した。  年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。</li> </ul>	<p>2. 地域包括ケアシステムへの貢献</p> <p>(1) 地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催</p> <p>各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Web開催を実施する等の新たな取組も行ったほか、Webの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。</p> <p>この結果、1,366件（主に医療従事者対象1,057件、主に地域住民対象309件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ8万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、113件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。</p> <p>【開催件数】 令和2年度 918件 → 令和3年度 1,366件</p> <p>(2) 在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲）</p> <p>地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を令和3年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から49名が参加した。</p> <p>(3) 在宅医療を担う医療機関との連携（再掲）</p> <p>令和3年度においては、123病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や99病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。</p> <p>(4) 訪問診療・訪問看護の取組（再掲）</p> <p>各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して31病院が訪問診療を行い、69病院が訪問看護を令和3年度も引き続き行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p>(5) 訪問看護ステーションの開設（再掲）</p> <p>地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心に在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献している。令和3年度は、地域の要請に応じて訪問看護ステーション（※）を新たに花巻病院で開設し、国立病院機構全体では17病院となった。そのうち、宇多野病院、長崎川棚医療センター、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。</p> <p>※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション</p> <p>【訪問看護ステーション設置状況】 令和2年度 16病院 → 令和3年度 17病院</p> <p>花巻病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榊原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、長崎川棚医療センター、大分医療センター、宮城病院</p> <p>【訪問看護の延べ利用者数】 令和2年度 65,153人 → 令和3年度 65,741人</p>				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-3	診療事業 国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」、難易度：「高」</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想される中、人材育成を含め災害発生に備えた機能の充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要があるため重要度が高い。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数が全国的に増加している中、病院ネットワークを活用し、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることは、国の医療施策に貢献するものであるため重要度が高い。</p> <p>必要な医療を確実に提供しながら、災害発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、災害対応体制を整備し、維持することは難易度が高い。</p> <p>また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、更にこれを上回る目標を達成することは難易度が高い。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの取組により培った経験や知識に基づき、効果的な感染症対策を分析したうえ、地域における様々なニーズに応えるような研修を実施し、感染症拡大防止を図ることは難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	



2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（計画値）	前年度より増加させ、速やかに全病院で整備する		22 病院	39 病院	－（令和2年度末までに全病院で整備した。）			予算額（千円）	988,900,395 （※注①）	1,018,255,670 （※注①）	970,115,890 （※注①）		
事業継続計画（BCP）整備済病院数（災害拠点病院を除く。）（実績値）		22 病院	39 病院	103 病院				決算額（千円）	976,561,682 （※注①）	956,299,491 （※注①）	983,965,290 （※注①）		
達成度			177.3%	264.1%				経常費用（千円）	983,294,458 （※注①）	986,002,575 （※注①）	1,024,979,669 （※注①）		
後発医薬品の使用割合（計画値）	数量ベースで85%以上 【平成29年度実績以上】 （※注）		83.5%	85.0%	85.0%			経常利益（千円）	13,610,531 （※注①）	69,089,449 （※注①）	104,267,516 （※注①）		
後発医薬品の使用割合（実績値）		86.2%	88.7%	88.9%	89.3%			行政コスト（千円）	990,162,530 （※注①）	992,065,689 （※注①）	1,028,777,383 （※注①）		
達成度			106.2%	104.6%	105.1%			従事人員数（人）	62,226 （※注②）	62,581 （※注②）	62,946 （※注②）		
訪問看護の延べ利用者数（計画値）	前年度より増加		58,635 名	64,211 名	65,153 名								
訪問看護の延べ利用者数（実績値）		58,635 名	64,211 名	65,153 名	65,741 名								
達成度			109.5%	101.5%	100.9%								
感染症対応にかかる研修（計画値）	276 件以上		－	－	276 件								
感染症対応にかかる研修（実績値）			－	－	392 件								
達成度			－	－	142.0%								

注) 【 】については、令和元年度の達成目標。

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目1-1-1、1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) 国の医療政策への貢献</b></p> <p>機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、以下の取組を実施すること。</p> <p>災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場等で貢献できる人材の育成、厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、中</p>	<p><b>(3) 国の医療政策への貢献</b></p>	<p><b>(3) 国の医療政策への貢献</b></p>			<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：S</p> <p>(自己評定Sの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての定量的指標において、達成度が100%以上であった。</li> <li>下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。</li> </ul> <p>○ 国立病院機構法第21条第1項の規定に基づき厚生労働大臣から要求されたコロナ病床の確保（令和3年10月）や医療従事者の派遣（令和4年2月）に対し、病床数は目標を大きく超える547床（118.4%）を確保し、医療従事者は延べ76人派遣するなど、国からの要請全てに応えた。また、東京都の委託を受けて令和4年3月に臨時医療施設を開設し、特に認知症や知的障害を有する患者を多く受け入れるなどNHOの特色を生かし様々なニーズに応じた医療を提供している。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのDMAT事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）、DMAT隊員養成研修等の研修方法（eラーニングやwebの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献した。</p> <p>こうした取組が評価され、令和4年度からDMAT事務局に感染症対策部門が新設されることとなり、令和4年4月には感染症の専門家の医師を非常勤で採用し、研修プログラムの策定等の準備を進めている。</p> <p>NHOでは令和3年度末時点で、56病院で728名のDMAT隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。</p> <p>○ 日本の後発医薬品のシェアは諸外国と比べ低い状況にあり、政府目標は、「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月30日閣議決定）で示された、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から令和2年度末までのなるべく早い時期に80%以上にするとされた。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）において、2020年（令和2年）9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされており、この達成には、医師・薬剤師等の医療従事者側と患者側の理解を一層深め、後発医薬品使用促進対策を率先して、継続的に推進していく必要がある中で、国立病院機構は平成29年度から80%を超える高い水準を維持している。令和3年度においては、後発医薬品の使用割合は89.3%、達成度は105.1%となり、引き続き高い水準を維持した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化すること。また、発災時に必要な医療を確実に提供すること。</p> <p>重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療</p>					<p>○ 他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療、国の施策に対応した心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症等に対する医療、セーフティネット分野の在宅患者や医療依存度の高い重症心身障害児（者）及び強度行動障害児（者）等の他の医療機関では対応が困難な患者への医療を提供している。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和3年度においては31病院で訪問診療を行い、69病院が訪問看護を実施した。また、訪問看護ステーションは花巻病院を加えた17病院となり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、65,741人、達成度は100.9%となった。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対応を行っているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に中期目標が改定され、新たに新型コロナウイルス感染症にかかるNHOの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することとし、令和3年度は、NHO全体で392件の研修を地域向けに実施した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>について、引き続き、我が国における中心的な役割を果たすこと。また、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。</p> <p>エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてH I V裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。</p> <p>新型コロナ</p>	<p><b>① 国の危機管理に際して求められる医療の提供</b></p> <p>災害や新型インフルエンザ発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成を含め地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化する。</p> <p>厚生労働省のDMAT事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発災時に必要な医療</p>	<p><b>① 国の危機管理に際して求められる医療の提供</b></p> <p>災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備するとともに被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供する。</p> <p>厚生労働省のDMAT事務局の体制強化や、訓練・研修の実施などにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献する。</p> <p>防災業務計画に基づ</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じた業務継続計画を整備しているか。</li> <li>被災した状況を想定した訓練・研修を実施するなど危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供しているか。</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画（BCP）整備済病院数</li> </ul>	<p><b>① 国の危機管理に際して求められる医療の提供</b></p> <p>1. 国立病院機構防災業務計画に基づく災害への対応</p> <p>(1) 国立病院機構防災業務計画に基づく体制の整備</p> <p>国立病院機構は災害対策基本法における指定公共機関であり、国立病院機構の医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資するため、「国立病院機構防災業務計画」及び「国立病院機構防災業務計画本部業務実施要領」を作成している。</p> <p>令和3年度末現在では、「国立病院機構防災業務計画」に基づき、災害医療の拠点となる国立病院機構基幹災害拠点病院、及び被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院について、37病院体制とした。</p> <p>また、全病院に設置している医療班に加え、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を、基幹災害拠点病院に各2班、災害拠点病院に各1班設置し、全体で49班を確保し維持した。</p> <p>「国立病院機構防災業務計画」については、これまでも東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、全病院が災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や事業継続計画を整備することを規定し、令和2年度においては、南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時の連絡体制等の対応を推進計画として規定した。</p> <p><b>【BCP策定状況】</b></p> <p>令和2年度末までに全病院で整備した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>令和2年度末までに全病院で整備したことから、目標を達成している。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>ウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、病院ネットワークを活用し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象として、地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染防止対策を講ずること。</p> <p>このほか、国の医療分野における重要な政策のモデル的な取組を積極的に実施す</p>	<p>を確実に提供する。</p> <p>また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児(者)等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症への取組について、引き続き、都道府県と連携し、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう機構全体の感染症対応能力の向上を図るとともに、機構病院の新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、地域の医療機関や介護・障害福祉</p>	<p>き、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。</p> <p>新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、適切に対応が行えるよう必要な体制の確保に努める。</p> <p>また、国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児(者)等の患者の特性</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省のDMAT体制において、体制強化や訓練・研修の実施などにより、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。</li> </ul>	<p><b>2. 厚生労働省のDMAT体制への貢献</b></p> <p>(1) 国立病院機構におけるDMAT体制の役割</p> <p>大規模災害時に全国から参集するDMAT活動を指揮するため、平成22年4月に厚生労働省のDMAT事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのDMAT事務局機能の補完を目的として、平成25年10月に大阪医療センターにもDMAT事務局が設置され、全国のDMAT活動を指揮する役割を国立病院機構の2病院が担ってきたところ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」こととされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMAT事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」、「大規模災害時に備え、DMAT事務局の人員増強を行う」ことが挙げられている。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMAT事務局業務を実施するため令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMAT事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのDMAT事務局職員によるコロナ対応(クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援)、DMAT隊員養成研修等の研修方法(eラーニングやwebの導入)やカリキュラム(感染症対策の導入)の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献した。</p> <p>こうした取組が評価され、令和4年度からDMAT事務局に感染症対策部門が新設されることとなり、令和4年4月には感染症の専門家の医師を非常勤で採用し、研修プログラムの策定等の準備を進めている。</p> <p>NHOでは令和3年度末時点で、56病院で728名のDMAT隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。</p> <p>(2) DMAT隊員の養成・研修</p> <p>令和3年度においても、厚生労働省の委託を受けた災害に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。</p> <p><b>【日本DMAT隊員養成研修】</b></p> <p>本部DMAT事務局は、日本国内におけるDMAT隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を、令和3年度に5回実施し、都道府県から推薦された80病院129名が参加した。</p> <p>(3) 国立病院機構における災害発生時のDMAT出動状況</p> <p>令和3年度においても、災害発生時に国及び各都道府県の要請により全国のDMATが出動し、国立病院機構の各病院においてもDMATが出動した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
るなど国の医療政策に貢献すること。	分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修を実施することにより、地域における感染拡大防止対策の強化に貢献する。	を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進める。 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進め、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。</li> </ul>	<p>○災害への対応</p> <p>令和3年度においては、複数都道府県のDMATが出動するような規模の災害はなかったが、本部DMAT事務局では、次の事案について被害状況の情報収集、被災都道府県（統括DMAT登録者）との連絡調整、全国のDMAT隊員への情報提供等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月3日発生 熱海市伊豆山地区土砂災害（静岡県）</li> <li>令和3年7月1日からの大雨による災害（鹿児島県）</li> <li>令和3年8月11日からの大雨による災害（広島県、福岡県、佐賀県、長崎県）</li> <li>令和3年11月7日発生 千葉県北西部を震源とする地震（東京23区内震度5強）</li> <li>令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震（福島・宮城地震6強）</li> </ul> <p>3. 災害研修の実施・総合防災訓練への対応</p> <p>(1) 災害研修の実施</p> <p>大規模災害発生時の傷病者受入等多種多様な状況に適切に対応できる知識・技術の習得及び災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班・医療班の業務上必要な知識・技術の向上を図り、災害時対応能力の充実を図る災害医療従事者研修及び初動医療班・医療班研修（国立病院機構本部主催）について、令和3年度においては、オンラインにより実施し、20病院78名が参加した。</p> <p>(2) 総合防災訓練等への対応</p> <p>令和3年度においても引き続き、内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。</p> <p>国立病院機構の各病院においても、自院又は自治体等が開催する災害対応訓練に59病院で参加した。</p> <p>4. 災害派遣精神医療チーム（DPAT）訓練等への参加</p> <p>厚生労働省が平成26年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に定めるDPATを有する病院として、令和3年度末では17病院130名の隊員を有している。令和3年度には、琉球病院外5病院から医師・看護師・精神保健福祉士がDPAT訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
		<p>する。</p> <p>また、機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロナウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立病院機構のネットワークを活用し、重症心身障害児（者）等の患者の特性を踏まえた災害時の広域搬送等に係る検討を進めているか。</li> </ul>	<p><b>5. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練</b></p> <p>国立病院機構は新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成26年度1月17日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成30年1月1日施行）を作成している。</p> <p>各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和3年度には、4病院で訓練を実施した。</p> <p><b>6. 国民保護業務計画に基づく訓練</b></p> <p>国立病院機構は国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成18年3月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成30年4月1日施行）を作成している。</p> <p><b>7. 重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送等に係る検討</b></p> <p>セーフティネット分野の医療を提供している病院に対して、事業継続計画を作成するに当たって、令和元年度は重症心身障害児（者）等の患者に関する災害時の広域搬送など課題となった事項及び解決策等を聞き取り、検証を行った。今後、各病院にフィードバックすることとしている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、適切に対応が行えるように必要な体制の確保を行っているか。</li> <li>・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、国、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院のそれぞれの機能等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応するための病床を設ける等必要な体制の構築を進め、地域において必</li> </ul>	<p>8. 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者の病床確保（再掲）</p> <p>令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対応について、NHOがワンチームとして積極的に取り組むという大方針の下、国や自治体の要請に対応した。</p> <p>コロナ病床の確保にあたっては、他疾患用病床より多くのマンパワーや感染防止のためのスペースを要するが、感染拡大による病床確保の要請の高まりに応えるため、セーフティネット分野の医療や行政から特に継続を求められる救命救急センターや周産期医療などの機能は維持しつつ、その他の患者用の病床を活用することやNHO病院間の職員派遣などの工夫を凝らし、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画策定に当たってどこよりも多く病床を確保するなど国や自治体からの要請に応え続けてきた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応とセーフティ機能維持の両立は既に余力が残っていない中で相当困難であったが、こうしたNHOのネットワークを生かす取組等により可能となったものである。</p> <p>&lt;要請への対応状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年8月から9月にかけての第5波の時期には、感染拡大が深刻となっていた東京都において、感染症法に基づく厚生労働省及び東京都からの協力要請に応え、東京都下の3病院において、一般医療をさらに制限するなどした上でコロナ患者の受入病床を合計209床（+76床）まで拡大し、500床程度の病院をコロナ専門病院化した場合と同等の規模感の病床を確保した。</li> <li>・ 令和3年10月に厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第21条第1項に基づくコロナ病床の確保の要求では、令和3年11月までに令和3年夏のピークと比べ2割以上増加（+462床）とされているところ、目標を大きく超える2,857床（+547床（目標の118.4%））を確保し、各都道府県における保健・医療提供体制確保計画の策定に貢献した。</li> <li>・ 令和4年3月に東京都の委託を受けて運営を開始した東京都臨時医療施設では、3月末までに58名（延べ472名）のコロナ患者を受け入れている。（5月18日時点における病床利用率は都の病床利用率（15.3%）を大きく上回る61.3%）</li> </ul> <p>なお、臨時医療施設には、セーフティネット中心病院からも看護師を派遣しており、これにより特に認知症や知的障害を有する患者、要介護度の高い患者を多く受け入れることが可能となるなど、NHOのネットワークを生かすことで、ニーズに対応した医療の提供が可能となっている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>要とされる医療を安定的かつ継続的に提供しているか。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構内職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者に対して、これまでの新型コロ</li> </ul>	<p>(2) 看護師応援体制の構築（再掲）</p> <p>令和3年度も引き続き、令和2年度に構築した多くの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているために、看護師の負担が増大したり、診療機能の維持が困難になりつつあるNHO病院に対して、本部で看護師の派遣候補者を集約し、支援が必要な病院にNHO全体で看護師を派遣する仕組みを活用した支援を実施した。各病院とも決して人員に余力があるわけではなく、こうした厳しい中であつたが他病院での業務を経験することにより、職員のスキルアップに繋がるとともに、派遣元病院に新型コロナウイルス感染症対応等の経験や知識を還元した。</p> <p>&lt;令和3年度派遣実績&gt;</p> <p>94人 2,163人日（東京都臨時医療施設派遣を含む）</p> <p>さらに、NHO病院への派遣とは別に、令和4年2月の厚生労働大臣から当機構に対してなされた国立病院機構法第21条第1項に基づく要求では、東京都及び大阪府に新增設する臨時の医療施設への看護師派遣（59人）が求められたため、上記の看護師派遣の仕組みを活用して、延べ76人を派遣し要求に応えた。また、自治体等からの要請に基づき、クラスターが発生した病院や施設、軽症者等のための宿泊療養施設やコロナ重症センター、感染防止対策のための巡回訪問等、地域における新型コロナウイルス感染症対応のための看護師派遣を積極的に実施した。</p> <p>&lt;令和3年度派遣実績&gt;</p> <p>看護師：253人、4,895人日</p> <p>この他、医師や薬剤師等メディカルスタッフの派遣についても、国や自治体からの要請に応え、派遣を実施した。</p> <p>&lt;令和3年度派遣実績※&gt;※国立病院機構法第21条第1項に基づく要求等に係るもの</p> <p>医師：21人、102人日</p> <p>医師、看護師以外のメディカルスタッフ：28人、330人日</p> <p>9. 感染症対応にかかる研修のNHOの枠を越えた実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応を行っているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に中期目標が改定され、新たに新型コロナウイルス感染症にかかるNHOの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応にかかる研修を実施することとした。</p>			<p>年度計画の目標を達成した。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>ナウウイルス感染症対応で得られた経験や国内外の様々な知見を踏まえ、感染症対応にかかる研修を実施しているか。</p> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の实情に応じた感染症対応にかかる研修</li> </ul>	<p><b>【地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修】</b> 令和3年度：392件（外部受講者24, 145人）</p> <p>(1) 機構内における新型コロナウイルス感染症等にかかる研修 COVID-19研修事業の遂行にあたっては、当該事業が国の危機管理の一環として位置づけられ、事業実施により感染拡大防止対策の強化に貢献すること、その重要な役割をNHOに求められており、中期目標にも追記されたことから、しっかりと役割を果たしていくべきことを各病院向けに説明し各病院に地域に向けた積極的な研修の実施を求めた。</p> <p><b>【本部主導の研修】</b> 本部では、数多くの病院がコロナ対応を行っているというNHOの特性を生かし、臨床検査、放射線、栄養、リハビリテーションなどの職種ごとに、その蓄積された知見を活用した研修を開催し、地域の医療機関における対応能力向上に努めた。</p> <p>(外部受講者数) 臨床検査：41名、放射線：97名、栄養：19名、リハビリテーション：7名</p> <p><b>【グループ・病院主導】</b> グループでは、各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、グループ内病院全体の対応能力向上に努めた。 病院では、各病院の得られた経験等を、可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、令和3年度においても引き続きコロナ禍にあったが地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。</p> <p>(2) 外部との連携による新型コロナウイルス感染症対応研修の実施 幅広い対象に向けた新型コロナウイルス感染症対応の研修を実施するために、各関係機関と連携し、研修を実施した。</p> <p><b>【院内清掃業者向け】</b> 病院の清掃に関わる業者・病院関係者を対象として、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟等の清掃体制を確保することを目的とした研修を実施し、清掃業者や地域の医療機関から498名が受講した。</p>	<p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p><b>【日本集中治療医学会、日本環境感染学会】</b>  WHOでは手指衛生について、教育研修から院内の環境整備など多角的な「パッケージ」として実施することを推奨しており、その戦略に基づき、手指衛生を指導できる人材の育成を目的とする「WHO手指衛生多角的戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー」を日本集中治療医学会および日本環境感染学会において、これまで実施してきた。  令和3年度においては、手指衛生は感染症対応に重要な観点であるため、NHOも両学会と連携し、運営に携わった。受講者は国内各地の医療機関より35名が受講した。</p> <p>(3) COVID-19研修特設ウェブサイトの開設  NHOの各病院の研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを立ち上げた。またNHO内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、今後もその内容の充実に取り組んでいく。</p> <p><b>【外部ポータルサイト】</b>  NHO外部向けに行う研修の予告、ダイジェスト、動画コンテンツ等を格納し、感染症対応全般に関する情報発信を行うこと目的とする。(掲載件数：33件)</p> <p><b>【内部ポータルサイト】</b>  NHO内部向けの職員応援メッセージ、本部が実施した研修の資料、動画をはじめ、本部広報誌・病院広報誌等の研修関係記事等の抜粋を整理して内部向けに共有し、職員のモチベーションアップにつなげることを目的としている。(掲載件数：85件)</p> <p>(4) eラーニングシステムの導入  職員だけでなく広く国民に対して、感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和3年度末にeラーニングシステムを導入した。令和4年度以降、NHOにおける新たな研修形態の1つとして、eラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催していく。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>② セーフティネット分野の医療の確実な提供</b> 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づく</p>	<p><b>② セーフティネット分野の医療の確実な提供</b> 重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療について、在宅支援の視点を持ちつつ高い専門性を活かし、着実に実施する。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 ・ 障害者総合支援法に基づく療養介</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。</p>	<p><b>② セーフティネット分野の医療の確実な提供</b> 1. 重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応  (1) 療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 国立病院機構の療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和3年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職を1,344名配置し、長期療養患者のQOLの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き強化した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することで国立病院機構全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和3年度も引き続き実施し、82病院から82名が参加した。  【療養介助職配置数】 令和2年度 74病院 1,351名 → 令和3年度 75病院 1,344名  (2) 多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和3年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している83病院に286名を配置した。 さらに、89病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																
				業務実績		自己評価	評価																
	<p>く療養介護サービスの更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療依存度の高い重症心身障害児(者)や強度行動障害児(者)等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ</li> <li>神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供</li> <li>精神科疾患患者の地域生</li> </ul>	<p>護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療依存度の高い重症心身障害児(者)や強度行動障害児(者)等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ</li> <li>神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供</li> <li>精神科</li> </ul>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療依存度の高い重症心身障害児(者)や強度行動障害児(者)等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れを行っているか。</li> </ul>	<p>(3) 重症心身障害児(者)等の在宅療養支援</p> <p>①通所事業の実施(再掲)</p> <p>重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。令和3年度においては、障害者総合支援法における生活介護(18歳以上対象)を35病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス(就学児対象)を29病院、児童発達支援(18歳未満対象)を35病院で実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生活介護</td> <td>35病院</td> <td>→</td> <td>35病院</td> </tr> <tr> <td>・放課後等デイサービス</td> <td>29病院</td> <td>→</td> <td>29病院</td> </tr> <tr> <td>・児童発達支援</td> <td>35病院</td> <td>→</td> <td>35病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>②在宅療養支援の取組(再掲)</p> <p>入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、32病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院59病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和3年度も引き続き行った。</p> <p>また、在宅の重症心身障害児(者)等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を78病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。</p> <p>(4) 訪問診療・訪問看護の取組(再掲)</p> <p>各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して31病院が訪問診療を行い、69病院が訪問看護を令和3年度も引き続き行った。</p> <p>【訪問看護の延べ利用者数】</p> <p>令和2年度 65,153人 → 令和3年度 65,741人</p> <p>(5) 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化</p> <p>医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児(者)病棟等を有する病院のうち24病院(※)において、地域のNICUを有する病院と連携し、NICUの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和3年度中に延べ40,590人の患者の受入れを行った。</p> <p>※NICUを自院に設置している病院は集計から除外している。</p>		令和2年度		令和3年度	・生活介護	35病院	→	35病院	・放課後等デイサービス	29病院	→	29病院	・児童発達支援	35病院	→	35病院	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		
	令和2年度		令和3年度																				
・生活介護	35病院	→	35病院																				
・放課後等デイサービス	29病院	→	29病院																				
・児童発達支援	35病院	→	35病院																				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p>活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応</li> <li>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献</li> <li>多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応</li> </ul>	<p>疾患患者の地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害、依存症等への対応</li> <li>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献</li> <li>多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応</li> </ul>		<p>(6) 強度行動障害医療研修の実施（再掲）</p> <p>強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他人害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。</p> <p>入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要がある。</p> <p>強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、49病院から86名が参加した。</p> <p>当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。</p> <p>参加職種：医師1名、理学療法士・作業療法士10名、心理療法士1名、医療社会事業専門員1名、看護師41名、児童指導員10名、保育士16名、療養介助員等3名、言語聴覚士3名</p> <p>(7) 長期療養患者のQOLを維持・向上させるための人工呼吸器の標準化（再掲）</p> <p>人工呼吸器の機種標準化については、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を定め、平成24年7月に各病院に通知しており、令和3年度末においては、人工呼吸器を装着している長期療養患者の中で基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者は3,577人中、3,424人であり、94.3%の割合であった。</p> <p>【基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合】 令和2年度 94.3% → 令和3年度 95.7%</p> <p>(8) 障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施</p> <p>障害者総合支援法等において、市区町村は、平成27年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和3年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった18病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年</li> </ul>	<p>(9) 障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲）</p> <p>障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、82病院から82名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師51名、児童指導員7名、保育士9名、療養介助員等9名、医療社会事業専門員6名</p> <p>(10) 神経・筋難病を含む難病患者の受入れ等</p> <p>地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を令和3年度も引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センター17病院に、令和3年度も引き続き設置している。</p> <p>また、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ1,493,069人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ82,293人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和3年度も引き続き、積極的に取り組んだ。</p> <p>(11) 障害福祉サービス提供体制のあるべき姿についての検討</p> <p>将来的な人口動態や社会情勢等を見据えた障害福祉サービスのあるべき姿の構築を目指して、令和元年11月、本部に「障害福祉サービス対応チーム」を設置し、①NHO内外への周知・浸透・定着、②在宅療養患者への対応、③医療、生活支援の質の向上、④障害福祉サービス情報のデータベース化などについて議論を行い、引き続き短期入所、通所事業、訪問診療、訪問看護、就労支援の充実などについて検討していくこととしている。</p> <p>2. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応</p> <p>(1) 精神科疾患患者の地域生活への移行促進</p> <p>平成30年6月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>期精神障害依存症等への対応を行っているか。</p>	<p>国立病院機構においても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。</p> <p>具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。</p> <p>また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。</p> <p>地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。</p> <p>(2) 精神科急性期医療並びに依存症対策への対応</p> <p>精神科医療を中心に担う国立病院機構の病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和3年度においては、薬物依存症入院患者延べ6,548人、アルコール依存症入院患者延べ74,297人をはじめとする治療困難な入院患者の受入れを引き続き行った。</p> <p>また、精神科救急について、28病院で延べ2,571人の救急患者を受け入れ、このうち4病院で精神科救急入院料を取得している。</p> <p>依存症対策においては、平成26年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和3年度は都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。</p> <p>また、久里浜医療センターは世界保健機関（WHO）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症臨床医等研修を引き続き実施したほか、引き続きギャンブル依存症研修やインターネット依存症研修、ゲーム依存の相談対応に関する研修等を実施した。</p> <p>肥前精神医療センターにおいても「アルコール・薬物問題関連研修」を実施し、実践的・実用的な治療方法の普及啓発を図っている。</p>				



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(3) 認知症疾患への対応</p> <p>認知症疾患医療センターとして、令和3年度は15病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。</p> <p>さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種チームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和3年度は、本部・各グループで開催し、計722名が参加した。</p> <p><b>【認知症疾患医療センター指定病院】</b> 令和2年度 15病院 → 令和3年度 15病院</p>			
				<p>(4) 難治性精神疾患への取組</p> <p>精神科病床に入院中の難治性患者は、退院が困難となり入院が長期化しやすいが、クロザピン投薬等の専門的治療により地域生活へ移行する例も少なくないことから、平成26年度より、難治性の精神疾患を有する患者がどこに入院していても、クロザピン投薬等の専門的治療を受けることができるよう、精神科病院と血液内科・麻酔科等を有する医療機関のネットワークの構築等により、地域医療連携体制の構築を目指す難治性精神疾患地域連携体制整備モデル事業に、琉球病院が参加した。</p> <p>琉球病院は、沖縄連携モデルの拠点として、入院導入を行い、最も副作用が出やすい時期を安全に経過させることにより、クロザピン使用の不安を軽減させるという役割を担うことで、琉球病院を介した沖縄県中部及び南部の血液内科を有する医療機関とのネットワークを構築し、沖縄県内において安全にクロザピン投薬治療ができる環境をつくり、入院患者だけではなく、作業所・デイケア・生活訓練施設等への通所と訪問看護利用を促している。</p> <p>こういった琉球病院などによる着実な取組が評価された結果、平成30年度診療報酬改定において、精神療養病棟入院料等について、クロザピンの薬剤料を包括範囲から除外するなど、精神科入院患者の地域移行を更に推進するための改定に繋がっており、令和3年度において、クロザピン投薬治療は、国立病院機構病院の19病院で619症例行われている。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。</li> </ul>	<p>(5) 精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の実施</p> <p>国立病院機構は、平成28年度に厚生労働省の補助事業である精神科医療体制確保研修事業（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）の補助金の交付対象となり、全国の精神科病院等における安心・安全な医療環境を確保し、医療の質の向上を図るための人材養成に令和3年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>また、「医療観察病棟を有する病院を中心に普及してきた包括的暴力防止プログラム」を踏まえ、患者の暴力を防止することにより患者の保護及び職員の安全を確保し、安全な医療の提供に関する知識や技術を習得するため、実技を含む研修を当機構の職員が中心となり、令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>(6) 医療観察法病床の主導的運営</p> <p>令和3年4月時点の全国の指定入院医療機関は33病院（827床）であり、うち国立病院機構の病院が14病院（415床）となっている。</p> <p>また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心身喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に令和3年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。</p> <p>さらに、医療観察法に関わる全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を平成28年度から、国立病院機構病院が厚生労働省からの委託を受け、主体となり実施しているなど国立病院機構が中心的な役割を果たした。</p> <p><b>【国立病院機構における指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】</b></p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">病院数</td> <td style="text-align: center;">病床数</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月</td> <td style="text-align: center;">14病院（33病院）</td> <td style="text-align: center;">415床（827床）</td> </tr> </table> <p><b>【国立病院機構における医療観察法病棟入院患者数（1日当たり）】</b></p> <p>令和2年度 382.8人 → 令和3年度 398.9人</p> <p><b>【医療観察法MDT研修】（再掲）</b></p> <p>医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から142名が参加した。</p> <p style="text-align: center;">(MDT: Multidisciplinary team)</p>		病院数	病床数	令和3年4月	14病院（33病院）	415床（827床）	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	病院数	病床数										
令和3年4月	14病院（33病院）	415床（827床）										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																
				業務実績	自己評価																																	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応を行っているか。</li> </ul>	<p>3. 質の高い結核医療の実施</p> <p>(1) 我が国の結核医療における国立病院機構の役割</p> <p>結核医療は、国立病院機構で担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域における必要性から体制を維持しつつ、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。</p> <p>結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を令和3年度も引き続き進めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結核病床を有する病院</td> <td>45病院</td> <td>→</td> <td>45病院</td> </tr> <tr> <td>延べ入院患者数（結核）</td> <td>203,077人</td> <td>→</td> <td>195,285人</td> </tr> <tr> <td>うち多剤耐性結核延べ入院患者数</td> <td>2,807人</td> <td>→</td> <td>3,014人</td> </tr> <tr> <td>多剤耐性結核の占める割合</td> <td>1.38%</td> <td>→</td> <td>1.54%</td> </tr> <tr> <td>在院日数（結核）</td> <td>53.9日</td> <td>→</td> <td>44.6日</td> </tr> <tr> <td>病床数（結核）</td> <td>1,333床</td> <td>→</td> <td>1,276床</td> </tr> <tr> <td>病床利用率（結核）</td> <td>47.8%</td> <td>→</td> <td>48.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進</p> <p>結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はDOTS（直接服薬確認療法※1）を推進しており、国立病院機構も、結核病床を有する45病院において令和3年度も引き続き推進を図っている。令和3年度には2,170回のDOTSカンファレンスを実施し、DOTS実施率（※2）は引き続き高い水準を維持し、96.8%であった。</p> <p>※1 医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。</p> <p>※2 主病名が肺結核かつ3日以上180日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率</p>		令和2年度		令和3年度	結核病床を有する病院	45病院	→	45病院	延べ入院患者数（結核）	203,077人	→	195,285人	うち多剤耐性結核延べ入院患者数	2,807人	→	3,014人	多剤耐性結核の占める割合	1.38%	→	1.54%	在院日数（結核）	53.9日	→	44.6日	病床数（結核）	1,333床	→	1,276床	病床利用率（結核）	47.8%	→	48.8%	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																																			
結核病床を有する病院	45病院	→	45病院																																			
延べ入院患者数（結核）	203,077人	→	195,285人																																			
うち多剤耐性結核延べ入院患者数	2,807人	→	3,014人																																			
多剤耐性結核の占める割合	1.38%	→	1.54%																																			
在院日数（結核）	53.9日	→	44.6日																																			
病床数（結核）	1,333床	→	1,276床																																			
病床利用率（結核）	47.8%	→	48.8%																																			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>③ エイズへの取組推進</b> ブロック拠点病院においては、H I V 裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びH I V感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。</p>	<p><b>③ エイズへの取組推進</b> ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進めているか。</p>	<p><b>③ エイズへの取組推進</b></p> <p>1. エイズへの取組 日本で診療中のH I V感染者/A I D S患者の9割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の1つとされている。 国立病院機構病院は全国で68施設、47都道府県中、38都道府県で選定されている（令和4年1月時点）。 特に、全国を8ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち4ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの4病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約200名、名古屋医療センター約1,400名、大阪医療センター約2,600名、九州医療センター約500名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なH I V患者の4分の1はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のH I V診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。 また、国立病院機構の病院において、多くのH I V患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるH I Vに関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。H I Vが不治の病から慢性疾患へと移行する中で、国立病院機構の医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。</p> <p>2. ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和3年度も引き続き積極的に実施した。 【仙台医療センター】 ・ 東北ブロック・エイズ拠点病院等連絡会議：1回 ・ 東北エイズ/H I V臨床カンファレンス：1回 ・ 東北H I V診療ネットワーク会議：1回 ・ 東北H I V/A I D S看護師研修：1回 ・ 東北H I V看護師連絡会議：1回 ・ 東北H I V/A I D S薬剤師連絡会議：1回 ・ 東北H I V/A I D S心理職・福祉職連絡会議：1回 ・ 東北H I V/A I D S歯科診療連絡協議会：1回 ・ H I V/A I D S包括医療センター拠点病院出張研修：1回 ・ 長期療養とリハビリ検診会（はばたき福祉事業団）：1回 ・ 薬学部学生実習 H I V講義：2回 ・ H I V保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：1回 ・ 在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：1回</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市H I V・梅毒即日検査会：1回</li> <li>・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：2回</li> <li>・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回</li> <li>・国立病院機構仙台医療センター附属看護学校 講義：1回</li> <li>・秋田大学医学部学生講義「H I V感染症」：1回</li> <li>・長期療養支援室による地域施設訪問：1回</li> <li>・仙台医療センター新規採用者オリエンテーション医師対象：1回</li> <li>・仙台医療センター新規採用者オリエンテーション看護師対象：1回</li> <li>・仙台医療センター新人H I V担当者主対象研修：1回</li> </ul> <p>【名古屋医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業（実地研修）：3回、医療支援チーム派遣：1回</li> <li>・愛知県H I V感染症カンファレンス：1回</li> <li>・愛知県エイズ対策会議書面開催：1回</li> <li>・愛知県病院薬剤師会H I V部会学術講演会：2回</li> <li>・東海ブロック・エイズ診療中核及び拠点病院実務担当者連絡会議書面会議：1回</li> <li>・名城大学薬学部 講義：1回</li> <li>・薬学部実習 H I V講義：3回</li> <li>・血友病H I V感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ個別検診（はばたき福祉事業団）：5回</li> <li>・東海商業高校 性教育講話「性感染症についてイメージを変えよう。自分ごとにしよう。」：1回</li> <li>・名古屋大学医学部「H I V感染症」講義：1回</li> <li>・名古屋市教育委員会 守山生涯学習センター令和3年度後期主催講座 気付いていますか？固定観念の存在～一人ひとりが大切にされる社会をめざして～：1回</li> <li>・三重中央医療センター附属三重中央看護学校 保健医療論Ⅱ（H I V/A I D S患者の看護）講義：1回</li> <li>・CBCラジオ「健康ライブラリー」地域の医療スタッフ探訪コーナー：1回</li> <li>・薬物使用の問題を持つH I V陽性者への対応理解のための研修DVD作成：1回</li> <li>・名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科養護教諭コース実習：2回</li> <li>・i T e s t i n g（H I V・性感染症検査会）：5回</li> <li>・千種生涯学習センター令和3年度後期主催講座「そうなんだ！」で開く人権の扉～カギは「正しく知ること」～ 知っていますか「H I V」と「エイズ」～誤解が招く人権問題～：1回</li> <li>・第2回岡山性感染症研究会WEBセミナー：1回</li> <li>・北関東甲信越ブロックH I V感染者の歯科医療情報交換会：1回</li> <li>・H I V講演会～新しい時代の治療を考える～：1回</li> <li>・H I Vインターネット講演会：1回</li> <li>・H I V Expert Input Forum Japan 2020：1回</li> <li>・第9回H I V/A I D Sブロック・中核拠点病院薬剤師連絡会：1回</li> <li>・愛知県病院薬剤師会 新任・中堅薬剤師研修会：1回</li> <li>・H I V/A I D Sブロック拠点病院薬剤師連絡評議会：1回</li> </ul>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・H I V / A I D S ブロック・中核拠点病院薬剤師連絡評議会：1回</li>   <li>【大阪医療センター】</li> <li>・H I V 感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・MSW等全職種向け）：1回</li> <li>・H I V / A I D S 看護師研修（初心者コース）：1回</li> <li>・H I V 感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回</li> <li>・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：1回</li> <li>・近畿ブロックH I V 医療におけるカウンセリング研修会：1回</li> <li>・近畿ブロックH I V 医療に携わるカウンセラー連絡会議：1回</li> <li>・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：1回</li> <li>・大阪大学医学部4年次公衆衛生学実習：1回</li> <li>・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：1回</li> <li>・臨床心理学専攻大学院生実習：2回</li> <li>・関西H I V カンファレンスH I V / A I D S 診療スキルアップセミナー：1回</li> <li>・関西H I V カンファレンス薬剤部会主催講演会：1回</li> <li>・他施設、病院、行政主催H I V 研修会講師：45回</li>   <li>【九州医療センター】</li> <li>・福岡県拠点病院等連絡会議：1回</li> <li>・福岡H I V ネットワーク シンポジウム：1回（オンライン開催）</li> <li>・九州ブロックH I V ソーシャルワーク研修会：1回（オンライン開催）</li> <li>・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：1回</li> <li>・九州医療センター院内研修：1回</li> <li>・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：1回</li> <li>・福岡県立大学講義：1回</li> <li>・長崎県医師会H I V 医療講演会：1回</li> <li>・福岡県性感染症（S T D）研究会：1回</li> <li>・H I V 感染症薬剤師研修会・H I V 栄養 担当者研修会：1回</li> <li>・在宅サービス担当者会議：2回</li> <li>・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：1回</li> <li>・中四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会：1回（オンライン開催）</li> <li>・H I V 講演会 ～新しい時代の治療を考える～：1回（オンライン開催）</li> </ul>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価	
				<p>3. 国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携</p> <p>国立病院機構の医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、国立病院機構におけるエイズ治療及びH I V感染対策の充実を図ることを目的とした、H I V感染症研修を、令和3年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催し、合計61名が参加した。</p> <p>・開催場所            国立国際医療研究センター            大阪医療センター</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施</b></p> <p>国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。</p>	<p><b>④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施</b></p> <p>国立病院機構の人的、物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2019について」(令和元年6月21日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、さらに促進する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施しているか。</li> <li>後発医薬品の使用促進について、さらに促進しているか。</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品の使用割合</li> </ul>	<p><b>④ 重点課題に対応するモデル事業等の実施</b></p> <p>1. がん対策推進基本計画への対応(再掲)</p> <p>国立病院機構において、3病院が都道府県がん診療連携拠点病院、30病院が地域がん診療連携拠点病院、2病院が地域がん診療拠点病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。</p> <p>3病院(令和4年4月1日現在)が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。</p> <p>また、12病院(令和4年4月1日現在)が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。</p> <p>2. 後発医薬品の利用促進</p> <p>令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標に対し、国立病院機構では、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5%となり、政府目標と比較して3年早く達成し、令和2年度は後発医薬品の供給が滞る中、88.9%と採用率を増加することができた。令和3年度も後発薬品の供給は改善していない中で、各施設の努力の結果、わずかであるが使用割合を増加することができ、令和3年度の後発医薬品の採用率は89.3%であった。</p> <p>【これまでの促進対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院における取組の共有</li> <li>後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布</li> <li>共同入札の見直し</li> </ul> <p>【後発医薬品採用率(新算定式)】</p> <p>数量ベース 令和2年度 88.9% → 令和3年度 89.3%</p> <p>採用率70%以上の病院 令和2年度 133病院 → 令和3年度 137病院</p> <p>&lt;経緯(参考)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度：後発医薬品の採用率は88.7%に増加した。</li> <li>令和2年度：令和2年度は後発医薬品の供給が滞る中、後発医薬品の採用率は88.9%に増加することができた。</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評定</p>



4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	臨床研究事業		
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」、難易度：「高」 効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。  機構における英語論文掲載数については、これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年より英語原著論文掲載数を増加させ、令和5年までに平成30年の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
英語論文掲載数 (計画値)	最終年までに平成30年の実績に比し5%以上増加		2,594本	2,619本	2,645本	2,671本	2,696本	予算額(千円)	13,209,895	11,889,242	10,912,441		
英語論文掲載数 (実績値)		2,568本	2,747本	2,759本	2,765本			決算額(千円)	12,457,049	11,289,809	11,189,789		
達成度			105.9%	105.3%	104.5%			経常費用(千円)	12,880,833	12,085,429	11,707,748		
								経常利益(千円)	▲1,740,952	▲2,940,614	▲3,190,448		
								行政コスト(千円)	12,884,936	12,085,548	11,713,852		
								従事人員数(人)	62,226 (※注①)	62,581 (※注①)	62,946 (※注①)		

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>2 臨床研究事業</b></p> <p>機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やE B M 推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者の育成及び認定臨床研究審査委員会の適正な運用を図ることにより、我が国の臨床研究及び治験の活性化に貢献すること。</p> <p>また、電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集・分析や</p>	<p><b>2 臨床研究事業</b></p> <p>臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してE B M 推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのI T 基盤を充実する。</p>	<p><b>2 臨床研究事業</b></p>			<p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>評定：S</p> <p>(自己評定Sの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的指標において、達成度が100%以上であった。</li> <li>下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。</li> </ul> <p>○ 定量的指標としている「英語論文掲載数」については、国立病院機構全体で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文の投稿や学会発表について、積極的に取り組んでいる。</p> <p>これまでに、我が国全体における臨床医学系論文数の増加割合を大幅に超える伸び率で増加させてきている中、毎年、前年度より増加させ、令和5年度までに平成30年度の実績と比べ、5%以上増加させることは難易度が高い。令和3年度は、目標値2,645本に対して、2,765本となり、達成度は104.5%となっている。</p> <p>○ 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤(国立病院機構診療情報集積基盤(NCDA※))を平成27年度に構築し、令和3年度は新たに3病院を加えた70病院まで対象病院の拡大を図るとともに、当初には収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>規模の拡大に取り組み、臨床疫学研究の推進等を図ること。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献すること。</p> <p>さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。</p> <p>加えて、国の医療情報政策のモデル事</p>					<p>○ N C D Aを活用して、週単位でデータ抽出を行い、C O V I D - 1 9の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数（C L I / I L I）とS A R S - C o V - 2陽性率、インフルエンザ陽性率などを解析し、流行状況、重症度、および医療負荷を評価した。また、厚生労働省に週単位でデータを定期的に提供しており、令和3年度においても、引き続きN C D A参加67病院の入院患者（新入院患者でみて）を一日に概ね1,500人程度、外来患者を一日概ね16,000人程度の情報を週単位で提供するとともに、これらのデータ公開を行った。</p> <p>その中で、新型コロナウイルスのオミクロン感染者の急増を踏まえた、入院から宿泊・自宅療養への移行の迅速化に対し、N C D Aのデータから4日目の以降に「中等症Ⅱ」以上となった患者が少ないということ进行分析し、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにて報告を行った。この資料が根拠の1つとなり、国が入院から宿泊・自宅療養への移行や後方支援病院への転院について目安を設け、全国で病床が逼迫していた状況を改善することに繋がった。</p> <p>N C D Aは医療機関における診療活動のなかで入力される電子カルテデータを利用しているため、このサーベイランスには医療機関に対する負荷は一切ない。このような迅速にデータが得られ、かつ現場に負荷のかからない電子カルテデータを用いたサーベイランスは、特に迅速に評価を行う必要のあるパンデミックでは特に有用であり、今後もN H Oとしての取組を進めていくこととしている。</p> <p>※N C D A：厚生労働省が推奨するS S - M I X 2規格を用いて、電子カルテベンダ毎に異なるデータを標準形式に変換して集積するI T基盤。（N H O Clinical Data Archives）</p> <p>※中等症Ⅱ：呼吸不全があり、酸素投与が必要な患者（酸素飽和度93%以下）</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献すること。					<p>○ 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和2年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で107機関と少ない中で、NHOが約45%を占めている。NHOとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。</p> <p>○ 令和3年度も引き続き、令和2年度から実施している厚生労働科学研究（指定研究）「新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）」の分担研究者として、令和2年度にワクチンを先行接種した52病院、12,192人を対象に、副作用情報の収集など長期的な安全性を確認する製造販売後調査を実施している。また、令和3年度は新たに、厚生労働科学研究（指定研究）として実施されている「新型コロナワクチン追加接種並びに適用拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」に分担研究者として参加し、追加接種として7病院で2,480人がワクチンを接種した。健康日誌の記載及び副作用情報の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの国民への情報発信に貢献した。</p> <p>○ 大規模臨床研究や迅速で質の高い治験を実施するに当たり、国立病院機構における急性期から慢性期まで全病院の幅広い病院ネットワークを活用し、地域の医療機関とも調整した上で、十分な症例を集積することや多くの難病疾患の患者から適正な同意を得る等のハイレベルなコーディネートを図っている。</p> <p>○ 治験の実施については、民間企業から依頼された治験以外に、医師主導治験も独自に実施している。入院を伴う重症疾患、慢性疾患や厚生労働省の指定難病といった他の医療機関では実施することが困難な症例に対する治験を推進することで、我が国の医療水準の向上に寄与している。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化</b></p> <p>リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立つとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。</p> <p>その際、電子カルテデー</p>	<p><b>(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化</b></p> <p>リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行い、臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施するとともに、国の医療情報政策に基づき、NCDAと独立行政法人医薬品医療機器総</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行っているか。</li> </ul>	<p><b>(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化</b></p> <p>1. EBM 推進のための診療情報分析</p> <p>令和3年度も引き続き、診療機能分析レポートについて、全NHO病院を対象としたDPCデータ及び入院・外来のレセプトデータを収集・分析して結果を取りまとめた。令和3年度からは紙媒体から、データ分析ツールTableauを利用したブラウザベースのオンライン版へと移行した。これまでの紙媒体の診療情報分析レポートでは各NHO病院の診療情報を分析した「個別病院編」、全NHO病院の分析を総括した「全病院編」、年度ごとに特色あるデータ分析を行った「特別編」から成っていたがオンライン版でも基本的にこの構成を踏襲して内容の統合・改廃を行った上で移行した。</p> <p>診療機能分析レポートでは地域におけるNHO病院の役割と位置づけを把握することと、NHO病院の医療提供状況の適正性を可視化した。</p> <p>&lt;国立病院機構内の病院との比較&gt;</p> <p>患者数と属性の視点をはじめ、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」、「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」などについて、全NHO病院、同規模病院、類似している診療科などの病院間比較を行った。</p> <p>&lt;地域の病院との比較&gt;</p> <p>NHO病院の診療情報から、患者数・在院日数、患者シェア、SWOT分析、診療圏及び患者住所地の地図情報へのマッピングを行い、NHO病院と近隣の他病院を比較した。これによって、地域医療においてNHO病院が果たしている役割や位置づけを可視化した。「地域医療においてNHO病院の強みとなる診療分野は何か」、「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、NHO病院が今後の方向性を決定する助けとなる分析を行った。</p> <p>令和3年度の診療機能分析レポートで行った分析内容の概要は以下のとおりである。</p> <p>○疾患別分析の拡充</p> <p>平成28年10月より導入された「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度」のデータを活用し、疾患別分析に応じた患者像を把握するための分析を引き続き行った。</p> <p>○病床機能別分析</p> <p>NHO病院の重要な使命の一つに、患者に対して全国的にばらつきのない標準医療の持続的な提供が挙げられる。NHO病院の標準医療の実現・維持のための方針策定の一助として、NHO病院の病床機能分析を行い、結果を各NHO病院に共有した。</p> <p>これらの分析の拡充により、NHO病院が全体を把握するための情報と疾患別に掘り下げるための情報が充実し、質の高い標準的な医療の提供に役立っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>タをもとにした診療情報集積基盤（NCDA）や、レセプト・DPCデータをもとにした診療情報分析システム（MIA）といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。</p> <p>また、医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。</p>	<p>合機構（PMDA）が運営・管理するMID-NETのデータを連携し、統合解析するための環境を構築する。</p> <p>また、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の国立病院機構における活用法について検討を進める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を引き続き実施しているか。</li> </ul>	<p>○特別編『AMR特集』－ 抗菌薬の適正使用に向けて</p> <p>厚生労働省が取り組んできた抗菌薬の適正使用、薬剤耐性（antimicrobial resistance; AMR）対策アクションプランに沿った分析を行った。NHO各病院における2013年度から2020年度までの各種抗菌薬の使用量の年次推移、抗菌薬使用量の指標であるAUD（antimicrobial use density; 抗菌薬使用密度）とDOT（days of therapy; 抗菌薬使用日数）、抗菌薬が本来必要ではない風邪と、必要な事は比較的少ない下痢症の両疾患に対する抗菌薬処方率を可視化した。この特別編は各NHO病院の院長や事務部等の経営層のみならず、臨床現場の薬剤管理の担当部署等にも共有を進めた。</p> <p>2. 臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲）</p> <p>国立病院機構において、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。</p> <p>この臨床評価指標を効率的に医療の質向上に活用するため、第3期中期計画中に全ての病院に多職種によるチームからなる「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を設置し、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」を推進してきた。</p> <p>第4期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和2年度においては、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和3年度においては、クオリティマネジメントセミナーを開催し、改善事例や優れた取り組みを行った病院の事例を共有し、情報発信した。</p> <p>【特に重点的に取り組むべき指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率</li> <li>外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率</li> <li>市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率</li> <li>重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率</li> <li>パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率</li> <li>統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率</li> <li>手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率</li> <li>広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率</li> <li>安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率</li> <li>バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率</li> <li>がん患者の周術期医科歯科連携実施率</li> <li>入院患者における総合満足度</li> <li>外来患者における総合満足度</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>3. 「臨床評価指標Ver. 4. 1」による計測の実施（再掲）</p> <p>国立病院機構が提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成18年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。作成当初、データの収集には各病院職員に多大な負担がかかっていたが、平成22年度に構築した診療情報データベース（MIA）（全病院のDPC／レセプトデータを集積したもの）を活用することにより、本部で一括集計する仕組みを確立したことで、病院の負担を大幅に削減した。さらに、平成28年度には電子カルテ情報のデータベース「国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）」を構築し、検査値、バイタルなどの情報が収集できるようになったことから、令和元年度に開発した「臨床評価指標Ver. 4」ではNCDAデータを活用した指標が盛り込まれた。</p> <p>令和3年度は、令和2年度診療報酬改定による変更を反映した「臨床評価指標Ver. 4. 1」による計測を行い、結果を機構内外へ公表した。また、「医療の質の改善事業」での活用を目的に、四半期ごとの計測結果を随時各病院に提供した。さらに、各病院に対して指標の算出にかかるサポートも行った。また、令和4年度に「臨床評価指標Ver. 5」を開発することを臨床評価指標評価委員会に諮り承認されたため、開発に向けた体制作りや方針の策定など、開発に向けた準備を進めた。「臨床評価指標Ver. 5」は、これまでの臨床評価指標の枠にとらわれない改定を予定しており、国内外で使用される指標の調査など、事前の情報収集も進めた。</p> <p>&lt;NCDAを活用した指標例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病患者におけるHbA1c値コントロール率</li> <li>・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率</li> </ul> <p>4. 外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献</p> <p>文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、国立病院機構では計83の臨床研究センター・臨床研究部で科学研究費補助金の申請が可能となっている。</p> <p>令和3年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構事業補助金等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、国立病院機構全体で総額23.5億円の外部競争的資金を獲得した。</p> <p>【外部競争的資金の獲得状況】</p> <p>令和2年度 1,474件 26.6億円 → 令和3年度 1,443件 23.5億円</p>		<p>評価</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>5. 電子カルテ情報の収集・分析をするためのIT基盤構築について</p> <p>(1) 国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）の拡大  「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成27年度に構築した厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA））を令和3年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのIT基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和3年度に3病院を追加し、70病院となった。また対応ベンダ数も主要7社でNCDAとの接続試験を引き続き行うとともに、平成29年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。</p> <p><b>【NCDA保有患者データ数（実患者）】</b>  令和2年度末 290万人 → 令和3年度末 300万人  （うち新規3病院 8万人）</p> <p>(2) NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等  NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。</p> <p>NCDA参加病院（令和3年度末：70病院）のうち、災害拠点病院を中心に67病院（前年度比：+3病院）で本モジュールを導入済みである。</p> <p>本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立っている。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NCDAと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が運営・管理するMID-NETのデータを連携し、統合解析するための環境を構築しているか。</li> </ul>	<p>(3) 外部のデータベースとの連携</p> <p>令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、MID-NETを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（PMDA）のMID-NET側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。</p> <p>NCDAから抽出されるデータをMID-NETの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、令和2年度は、PMDAのMID-NET側で実施した利活用がNCDA側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和3年度は、医薬品製造販売後調査、GPS省令対応に対応すべく、PMDA、MID-NETの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。</p> <p>国立病院機構の「NCDA」は、MID-NETより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、NCDAとMID-NETを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。</p> <p>※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。  ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。</p> <p>(4) 診療情報データベースの利活用の推進</p> <p>医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、令和3年度も引き続き診療情報の利活用を推進している。</p> <p>※診療情報集積基盤（NCDA）及び診療情報分析システム（MIA）</p> <p>【利活用新規申請件数】  令和2年度 12件 → 令和3年度 8件</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
				<p>(5) NCDAを活用したCOVID-19自動サーベイランス体制の整備</p> <p>厚生労働科学研究「新型インフルエンザ等の感染症発生時のリスクマネジメントに資する感染症のリスク評価及び公衆衛生的対策の強化のための研究(20HA1005)」にてNCDAを活用して、週単位でデータ抽出を行い、COVID-19の新規入院患者数、在院患者数、在院日数、入院症例における死亡退院割合、それぞれの年齢群別分析、投薬内容、重症病床使用状況、外来におけるコロナ様・インフルエンザ様症候群例数(CLI/ILI)とSARS-CoV-2陽性率、インフルエンザ陽性率などを解析し、流行状況、重症度、及び医療負荷を評価した。また、厚生労働省に週単位でデータを定期的に提供しており、令和3年度においても、引き続きNCDA参加67病院の入院患者(新入院患者でみて)一日に概ね1,500人程度、及び外来患者一日概ね16,000人程度の情報を週単位で提供するとともに、これらのデータ公開を行った。</p> <p>その中で、新型コロナウイルスのオミクロン感染者の急増を踏まえた、入院から宿泊・自宅療養への移行の迅速化に対し、NCDAのデータから4日目の以降に「中等症Ⅱ」以上となった患者が少ないということ进行分析し、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにて報告を行った。この資料が根拠の1つとなり、国が入院から宿泊・自宅療養への移行や後方支援病院への転院について目安を設け、全国で病床が逼迫していた状況を改善することに繋がった。</p> <p>NCDAは医療機関における診療活動のなかで入力される電子カルテデータを利用しているため、このサーベイランスには医療機関に対する負荷は一切ない。このような迅速にデータが得られ、かつ現場に負荷のかからない電子カルテデータを用いたサーベイランスは、特に迅速に評価を行う必要のあるパンデミックでは特に有用であり、今後もNHOとしての取組を進めていくこととしている。</p>				
				<p>(6) 外部機関へのデータ提供</p> <p>外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。</p> <p>令和3年度は、製薬企業等の民間企業2件を含む5件の外部からの利活用申請に対応した。</p> <p>外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の国立病院機構における活用法について検討を進めているか。</li> </ul>	<p>次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和3年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で107機関と少ない中で、NHOが約45%を占めている。NHOとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。</p> <p>6. パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の活用法の検討</p> <p>引き続き、国が推進しているパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の根幹となるマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入を進めている。令和3年度においては、オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化の整備を実施し95病院でオンライン資格確認システムを導入した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																				
				業務実績	自己評価																					
	<p><b>(2) 大規模臨床研究の推進</b></p> <p>病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。</p> <p>第三期中期計画期間で構築した臨床研究支援体制を継続し、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げ、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。</p>	<p><b>(2) 大規模臨床研究の推進</b></p> <p>病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開することで、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。</p> <p>平成26年度以降に採択した課題の研究で継続しているものについては、本部が主導となり、着実に推進・運営する。</p> <p>令和3年度においても介入研究を含め課題を採択</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開し、広く情報発信し、臨床への還元を目指しているか。</li> </ul> <p>＜定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語論文掲載数</li> </ul>	<p><b>(2) 大規模臨床研究の推進</b></p> <p>1. 新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）等への対応</p> <p>令和3年度も引き続き、令和2年度から実施している厚生労働科学研究（指定研究）「新型コロナワクチンの投与開始初期の重点的調査（コホート調査）」の分担研究者として、令和2年度にワクチンを先行接種した52病院、12,192人を対象に、副作用情報の収集など長期的な安全性を確認する製造販売後調査を実施している。また、令和3年度は新たに、厚生労働科学研究（指定研究）として実施されている「新型コロナワクチン追加接種並びに適用拡大にかかわる免疫持続性及び安全性調査（コホート調査）」に分担研究者として参加し、追加接種として7病院で2,480人がワクチンを接種した。健康日誌の記載及び副作用情報の報告などを行い、ワクチンの安全性や接種状況などの国民への情報発信に貢献した。</p> <p>2. 国立病院機構で計画・実施された臨床研究から構築されたエビデンスの情報発信</p> <p>(1) 令和3年度に論文や学会でなされた主な発表</p> <p>NHOネットワーク共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Soluble Vascular Endothelial Growth Factor Receptor 2 and Prognosis in Patients with Chronic Heart Failure</li> <li>Two novel high-risk adult B-cell acute lymphoblastic leukemia subtypes with high expression of CDX2 and IDH1/2 mutations</li> </ul> <p>(2) 学会発表等による研究成果の情報発信</p> <p>令和3年度においても国立病院機構全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などにより以下のとおり情報発信を行った。</p> <p><b>【情報発信件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・英文原著論文数</td> <td>延べ 2,759本</td> <td>→</td> <td>延べ 2,765本</td> </tr> <tr> <td>・和文原著論文数</td> <td>延べ 1,424本</td> <td>→</td> <td>延べ 1,553本</td> </tr> <tr> <td>・国際学会発表</td> <td>延べ 693回</td> <td>→</td> <td>延べ 721回</td> </tr> <tr> <td>・国内学会発表</td> <td>延べ 9,067回</td> <td>→</td> <td>延べ 11,257回</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度における英文原著論文のインパクトファクターの合計は11,008点となり、1本当たりの平均は3.981点となった。</p>		令和2年度		令和3年度	・英文原著論文数	延べ 2,759本	→	延べ 2,765本	・和文原著論文数	延べ 1,424本	→	延べ 1,553本	・国際学会発表	延べ 693回	→	延べ 721回	・国内学会発表	延べ 9,067回	→	延べ 11,257回	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																							
・英文原著論文数	延べ 2,759本	→	延べ 2,765本																							
・和文原著論文数	延べ 1,424本	→	延べ 1,553本																							
・国際学会発表	延べ 693回	→	延べ 721回																							
・国内学会発表	延べ 9,067回	→	延べ 11,257回																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
		<p>し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。</p> <p>国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。</p> <p>民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。</p> <p>研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。</p>		<p>(3) 国立病院総合医学会の開催</p> <p>国立病院機構主催の国立病院総合医学会を、仙台医療センターを学会長施設、米沢病院と宮城病院を副学会長施設として、「社会の大転換期における国立医療救う、支える、育む、拓く ～連帯と挑戦～」をテーマに掲げ、令和3年10月23日から11月20日にかけて仙台市においてWeb形式で開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、国立病院機構の職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加する国立病院機構職員の活性化を目指した。</p> <p>令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてWeb開催のためにプログラムを再編成し、国立病院総合医学会の内容の充実を図った結果、参加者数5,353名の盛大な学会となった。</p> <p>○シンポジウム、口演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 408題</p> <p>○ポスターセッション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,290題</p> <p>○特別講演・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2講演</p> <p>『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の最新知見：何がわかっていて何がわかっていないのか』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・押谷 仁（東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授）</li> <li>『東日本大震災の発生と今後の防災－災害科学の進化と実践的防災の発展を目指して』</li> <li>・今村 文彦（東北大学災害科学国際研究所所長）</li> </ul> <p>(4) 電子ジャーナルの配信</p> <p>最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、国立病院機構の全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるように、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。</p> <p>毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和3年度で18,678件となった。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価													
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度以降に採択した課題の研究で継続しているものは、本部が主導となり、着実に推進・運営しているか。</li> <li>令和3年度においても介入研究を含め課題を採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図っているか。</li> <li>国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p><b>3. EBM推進のための大規模臨床研究の実施</b></p> <p>一般医療を多く担っている日本最大の病院グループである国立病院機構において、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成16年度から「EBM推進のための大規模臨床研究」を開始している。</p> <p>令和3年度においては、7課題について症例登録を進め、1課題について経過観察を行った。</p> <p>これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。</p> <p><b>4. 国立病院機構の臨床研究体制</b></p> <p>(1) 臨床研究体制</p> <p>令和3年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。</p> <p>また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ARO）の機能を有している。</p> <p>(2) 国立病院機構における臨床研究組織</p> <p>国立病院機構では、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。</p> <p>また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>○臨床研究組織の数</th> <th>令和3年4月</th> <th>令和4年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・臨床研究センター</td> <td>10病院</td> <td>10病院</td> </tr> <tr> <td>・臨床研究部</td> <td>75病院</td> <td>75病院</td> </tr> <tr> <td>・臨床研究部（院内標榜）</td> <td>47病院</td> <td>45病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) NHOネットワークの活動性の向上</p> <p>各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした19分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。</p> <p>NHOネットワーク共同研究課題は臨床研究推進委員会（外部委員7名で構成されている共同研究課題の審査機関）の審査を経て採択され、研究を実施した。</p>	○臨床研究組織の数	令和3年4月	令和4年4月	・臨床研究センター	10病院	10病院	・臨床研究部	75病院	75病院	・臨床研究部（院内標榜）	47病院	45病院	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
○臨床研究組織の数	令和3年4月	令和4年4月																
・臨床研究センター	10病院	10病院																
・臨床研究部	75病院	75病院																
・臨床研究部（院内標榜）	47病院	45病院																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めているか。</li> </ul>	<p>【NHOネットワーク共同研究課題採択数と申請数】</p> <p>令和2年度 65/109課題（新規 15/50課題、継続 50/59課題） 令和3年度 46/89課題（新規 10/45課題、継続 36/44課題）</p> <p>(4) データセンターの活動 EBM推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、2名のデータマネージャーにより、令和3年度も引き続き臨床研究の支援を行った。</p> <p>(5) 臨床研究に精通した人材の育成 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和3年度も引き続き実施した。 平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。</p> <p>【eAPRIN教育研修プログラム修了者数】</p> <p>22,738名（うち研究者コース5,728名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3,165名、CRCコース2,488名、事務局員・事務職員コース2,505名、GCP/治験コース4,846名、継続コース17,309名） ※各コースの重複受講あり。</p> <p>5. 外部機関との連携 京都大学iPS細胞研究所（CiRA）とiPS細胞を用いた難治性疾患等の病因・病態の解明や新たな治療の開発のため、平成26年度より「疾患特異的iPS細胞樹立促進のための基盤形成」事業に参加し、当該事業で樹立された京都大学iPS細胞を使用する基礎研究を令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>6. 臨床研究・治験に係る倫理の遵守</p> <p>(臨床研究) 「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和3年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。</p>			<p>年度計画の目標を達成した。</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>①倫理審査委員会 倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。</p> <p><b>【倫理審査件数】</b> 令和2年度 6,791件 → 令和3年度 7,476件</p> <p>②臨床研究中央倫理審査委員会 国立病院機構が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、NHOネットワーク共同研究の新規10課題をはじめ、延べ161件の課題について審査を令和3年度に実施した。</p> <p>③認定臨床研究審査委員会 平成30年4月施行の臨床研究法のに基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。 認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、国立病院機構においては、令和4年3月31日時点では、名古屋医療センターが認定臨床研究審査委員会の認定を受けており、令和3年度中に特定臨床研究等に係る新規課題9課題を含む延べ225件の審査を行った。</p> <p>(治験) ①治験審査委員会 質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。</p> <p><b>【治験等審査件数】</b> 令和2年度 19,219件 → 令和3年度 18,886件</p> <p>②中央治験審査委員会 治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月1回定期的開催しており、令和3年度には、新規課題29課題、安全性審査などを含む継続審査延べ725件について審議を実施した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(その他)</p> <p>①研究利益相反（研究利益相反審査委員会）（COI審査委員会） 臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、国立病院機構及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、国立病院機構の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和3年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。</p> <p>【COI審査件数】 令和2年度 3,166件 → 令和3年度 3,217件</p> <p>②動物実験委員会 動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した7病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(3) 迅速で質の高い治験の推進</b></p> <p>病院ネットワークを活用した共同治験や国際共同治験・医師主導治験を積極的に推進するとともに、症例集積性の向上やコスト適正化に取り組み、迅速で質の高い治験を実施する。</p>	<p><b>(3) 迅速で質の高い治験の推進</b></p> <p>迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。</p> <p>NHOCRB（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。</p> <p>治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続ける。</p> <p>治験の進捗</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。</li> <li>NHOCRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化しているか。</li> </ul>	<p><b>(3) 迅速で質の高い治験の推進</b></p> <p>1. 国立病院機構における治験実施体制の確立</p> <p>(1) 本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成20年度より中央治験審査委員会(NHOCRB)を本部に設置しており、毎月1回定期的に開催した。令和3年度には、新規課題29課題、安全性審査などを含む継続審査延べ725件についての審議を実施した。</p> <p>NHOCRBの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制が整えられている。</p> <p>(2) 病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター(CRC)の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入れ体制を整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常勤CRC配置病院数 令和2年度 70病院 → 令和3年度 70病院</li> <li>常勤CRC数 令和2年度 242名 → 令和3年度 238名</li> </ul> <p>(3) 病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。</p> <p>(4) ワンストップサービス 国立病院機構の治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和3年度は、本部で新規課題29課題、延べ114病院の契約を締結した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治験実施計画に応じた治験経費の最適化に向けて、関係団体と協議を続けているか。</li> <li>治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図っているか。</li> </ul>	<p>2. 治験費用の最適化</p> <p>国立病院機構においては、平成24年度より「Performance Based Payment（治験の進捗状況に応じた実績払い）」を導入し、平成29年度には、治験経費の算定方法を改定した。令和3年度は当該算定方法に基づき、治験ごとに治験依頼者と協議、合意の上、費用を算定している。</p> <p>3. 治験実績</p> <p>(1) 治験実施症例数及び治験等受託研究に係る請求金額</p> <p>○治験取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規治験 令和2年度 187課題 → 令和3年度 232課題</li> <li>企業から依頼された治験 令和2年度 3,408例 → 令和3年度 3,611例 (1,158課題) (1,224課題) (うち国際共同治験) 令和2年度 2,064例 → 令和3年度 2,076例 (うち国内治験) 令和2年度 1,344例 → 令和3年度 1,535例</li> <li>医師主導治験 令和2年度 195例 → 令和3年度 229例 (67課題) (72課題)</li> <li>製造販売後臨床試験 令和2年度 223例 → 令和3年度 254例</li> </ul> <p>○治験等受託研究に係る請求金額 令和2年度 39.1億円 → 令和3年度 45.8億円</p> <p>(2) 本部が紹介、契約を行う治験</p> <p>治験に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを活用し、本部より各医療機関に対して治験概要を配信し、病院の情報及び参加意向を取りまとめて、治験依頼者に情報提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>治験依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した治験 令和2年度 70課題 → 令和3年度 97課題</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(3) 国立病院機構職員が主任研究者の主な医師主導治験</p> <p>○「切除不能進行・再発小腸癌患者に対するベバシズマブ併用FOLFOLFOX療法の新II相多施設共同二重盲検ランダム化比較試験」(岡山医療センター)</p> <p>(4) 企業に対するPR等</p> <p>本部のホームページの内容を更新し、令和3年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「NHOCRB手続きの手引き」を作成し、NHOCRB利用促進に向けた情報提供も行っている。</p> <p>令和3年度版治験推進室パンフレット(国立病院機構におけるネットワークを活用した治験の取組)等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続き国立病院機構の取組について理解を求めた。</p> <p>製薬会社6社とパートナーシップ契約を締結しており、令和3年度も定期的にミーティングを開催し、治験促進に向けた意見交換を行った。</p> <p>令和3年度の依頼者面談数は59件であった。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(4) 先進医療技術の臨床導入の推進</b>            先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。            また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。            加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献する。</p>	<p><b>(4) 先進医療技術の臨床導入の推進</b>            平成29年11月「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬内服療法」が先進医療Bとして承認されたため、症例登録を円滑に進める。            加えて、国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;            ・平成29年11月「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬内服療法」について症例登録を円滑に進めているか。</p>	<p><b>(4) 先進医療技術の臨床導入の推進</b></p> <p>1. 国立研究開発法人理化学研究所との連携・協力            国立研究開発法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく、「NK T細胞を活性化する肺がん治療の開発（国立研究開発法人理化学研究所、国立大学法人千葉大学、独立行政法人国立病院機構の三者による共同研究）」に係る共同研究契約書を平成24年8月1日に締結し、研究を行っている。            国立病院機構病院の13施設が協力医療機関（三重中央医療センター、長良医療センター、大阪医療センター、山口宇部医療センター、四国がんセンター、九州医療センター、福岡東医療センター、福岡病院、嬉野医療センター、長崎医療センター、大分医療センター、別府医療センター、南九州病院）として登録されており、令和3年度においては、総括報告書の作成を行った。</p> <p>2. 高度先端医療技術の臨床導入等            高度先端医療技術の開発及び臨床導入について、令和3年度は以下のとおり先進医療を実施している。これらについては、ホームページ等で公表している。</p> <p>○先進医療A： 5技術、延べ 5病院            ○先進医療B： 8技術、延べ 16病院</p> <p>平成29年11月には「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬内服療法」が先進医療Bに承認された。            ・TRPV2阻害薬経口投与療法 心不全（十三歳以上の患者に係るものであって筋ジストロフィーによるものに限る。）（大阪刀根山医療センター）            厚生労働省に先進医療の届出を行い、先進医療技術審査部会において有効性安全性が審議された結果、平成29年11月に先進医療Bに「適」とされ、令和2年度には、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターも含めた15病院が実施医療機関として登録された。            令和2年3月時点で症例登録は終了しており、令和3年度においても引き続き、短期投与期間データの解析を行うとともに、長期投与データ収集を行い、総括報告書の作成を行った。</p> <p>3. 職務発明の権利化の推進            高度先端医療技術の開発等を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について権利化を進めており、令和3年度においては、7件の発明が届けられ、8件の特許出願を行った（企業等との共同出願も含む）。            また、国立病院機構と企業等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、令和3年度に5件の特許権設定登録を受けた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の医療情報政策のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けて積極的に貢献しているか。</li> </ul>	<p>※特許出願を行った発明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高次構造を保持した膜たんぱく質細胞外領域を抗原に利用した自己抗体検出技術（長崎川棚医療センター）</li> <li>○深層学習モデルを用いた歩容立脚型疾患診断機器（大阪南医療センター）</li> <li>○空気殺菌・ウイルス不活性化装置（仙台医療センター）</li> <li>○神経膠腫患者の予後の診断補助方法、及び、神経膠腫患者の予後診断キット（大阪医療センター）</li> <li>○加湿システム、オゾン発生器、及び加湿方法（仙台医療センター）</li> <li>○オゾン検知システム及びオゾン発生器（仙台医療センター）</li> <li>○評価システム、オゾン発生器、加湿器、電子看板システム、及び情報提供システム（仙台医療センター）</li> <li>○オートクレープ（高圧蒸気滅菌器）を用いたナノファイバーマスク・フィルター製造方式（仙台医療センター）</li> </ul> <p>※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○胸部サポーター（呉医療センター）【日本】</li> <li>○乾燥血液試料保存基材（肥前精神医療センター）【日本】</li> <li>○認知機能評価システム（南京都病院）【日本】</li> <li>○悪性リンパ腫又は白血病の罹患の有無の判別方法並びに白血病の治療及び／又は予防のための薬剤（名古屋医療センター）【日本】</li> <li>○2-[5-(イミダゾール-1-イルメチン)ピリジン-3-イル]ベンズイミダゾール誘導体化合物、及び、これを含む医薬（京都医療センター）【米国】</li> </ul> <p>4. 医療のIT化への対応</p> <p>マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入に向けて、厚生労働省が主催する説明会への参加、社会保険診療報酬支払基金等の関係機関及びシステムベンダとのヒアリングを実施し、国立病院機構としての課題や論点を整理のうえ、導入に向けて取り組んできた。</p> <p>令和3年度においては、オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化の整備を実施し95病院でオンライン資格確認システムを導入した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成</b></p> <p>国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、CRC、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。</p> <p>国立病院機構職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。</p>	<p><b>(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成</b></p> <p>CRC養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びIRB等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成する。</p> <p>国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CRC養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びIRB等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組</li> </ul>	<p><b>(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成</b></p> <p>1. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施</p> <p>(1) 質の高い治験・臨床研究をするための研修会等</p> <p>令和3年度は、初級者CRC及び、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができなかったCRC実務者研修、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象とした中核となる人材の養成のための研修を、5回、7日間の日程で開催された。特に初級者CRC研修については、日本臨床薬理学会認定CRCの認定要件であるCRC養成研修会の指定を満たす形で、3日間の日程でWeb形式にて開催し、計74名が参加し、そのうち13名は国立病院機構以外からも受け入れた。</p> <p>(2) 倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲）</p> <p>一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。</p> <p><b>【eAPRIN教育研修プログラム修了者数】</b></p> <p>22,738名（うち研究者コース5,728名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3,165名、CRCコース2,488名、事務局員・事務職員コース2,505名、GCP/治験コース4,846名、継続コース17,309名）</p> <p>※各コースの重複受講あり。</p> <p>(3) 国立病院機構優秀論文の表彰</p> <p>令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響や国立病総合医学会のWEB化などから表彰は行わなかったものの、優秀論文については、例年と同じく各病院の臨床研究活動実績評価において高い評価を与えている。特に国立病院機構の職員が筆頭著者となる英語原著論文は、他の論文に比べ高い点数配分とすることにより、各研究者のモチベーションの向上を図っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
					<p>年度計画の目標を達成した。</p>	



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
				る環境を整えているか。				

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	教育研修事業		
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目 標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	指標	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
職種毎の実 習生の延べ 受入日数 (計画値)	前年度より 増加		医師・歯科 医師	医師・歯科 医師	医師・歯科 医師			予算額（千円）	8,248,936	5,960,528	6,784,270		
			22,417	20,233	10,625								
			人日	人日	人日								
			看護師	看護師	看護師								
434,000	430,159	243,903											
人日	人日	人日											
その他職種	その他職種	その他職種											
96,011	88,713	66,188											
人日	人日	人日											
職種毎の実 習生の延べ 受入日数 (実績値)		医師・歯 科医師	医師・歯科 医師	医師・歯科 医師	医師・歯科 医師			決算額（千円）	7,697,971	5,872,902	6,001,433		
			22,417	20,233	10,625	16,477							
			人日	人日	人日	人日							
			看護師	看護師	看護師	看護師							
434,000	430,159	243,903	284,114										
人日	人日	人日	人日										
その他 職種	その他職種	その他職種											
88,713	66,188	80,216											
人日	人日	人日											
96,011													
人日													

達成度			医師・歯科 医師 90.3% 看護師 99.1% その他職種 92.4%	医師・歯科 医師 52.5% 看護師 56.7% その他職種 74.6%	医師・歯科 医師 155.1% 看護師 116.5% その他職種 121.2%				経常費用 (千円)	7,739,448	7,044,723	7,354,100		
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より 増加		3,795 件	3,180 件	631 件				経常利益 (千円)	▲2,501,751	▲1,823,542	▲2,371,412		
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		3,795 件	3,180 件	631 件	1,057 件				行政コスト (千円)	7,811,454	7,132,517	7,358,247		
達成度			83.8%	19.8%	167.5%				従事人員数 (人)	62,226 (※注①)	62,581 (※注①)	62,946 (※注①)		
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より 増加		1,402 件	1,401 件	287 件									
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		1,402 件	1,401 件	287 件	309 件									
達成度			99.9%	20.5%	107.7%									
特定行為研修修了者数 (計画値)	前年度より 増加		16 人	31 人	59 人									
特定行為研修修了者数 (実績値)		16 人	31 人	59 人	90 人									
達成度			193.8%	190.3%	152.5%									

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>3 教育研修事業</b> 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献すること。 また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行うこと。 さらに、今後の医療の高	<b>3 教育研修事業</b> 様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても国立病院機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	<b>3 教育研修事業</b>			<評定と根拠> 評定：A  （自己評定Aの理由） ・ 下記理由により、定量的指標について、達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。  ○ 国立病院機構の病床数の全国に占める割合については、令和4年4月1日時点で、重症心身障害37.0%、筋ジストロフィー93.7%、結核31.8%、医療観察法50.2%と高い割合となっていることから、各々、全国トップの症例数を集積することができる。これらを活用することにより、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を含め、質の高い医療従事者の育成を行っている。令和3年度の職種毎の実習生の延べ受入日数は医師・歯科医師16,477人日、看護師284,114人日、その他職種80,216人日となり、達成度はそれぞれ155.1%、116.5%、121.2%となった。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが困難であったために大幅に減少したが、令和3年度においては、他の受入先では引き続き受入を制限する中、新型コロナウイルス感染症への対応による経験、様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用することで、引き続き質の高い医療従事者の育成に努めた。  ○ 地域の医療従事者等に対する研修については、地域の医療機関とも連携し、医療ニーズの把握、内容の検討・検証などの見直しを図る必要があるとともに、講師の育成・確保やこれらの検討を踏まえた研修ツールの作成を継続的に行っていく必要がある。また、近年においては、在宅医療支援も行う中で、医療のみならず介護に関するニーズも把握する必要がでてきている。加えて、難易度の高い研修の一部については、他の医療機関では対応が困難なセーフティネット分野の医療など、国立病院機構しか有していない専門知識もある。これらを含め、地域において、外部の医療従事者も参加して研修を行い、地域全体に専門知識を還元している。令和3年度は、地域の医療従事者を対象とした研修会を1,057件、地域住民を対象とした研修会を309件開催し、達成度はそれぞれ167.5%、107.7%となった。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、当該政策の推進に貢献することに加え、チーム医療の推進及びタスク・シフティング、タスク・シェアリングによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成を引き続き推進すること。</p>					<p>令和2年度は、コロナの影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催件数が大幅に減少したが、令和3年度は、Webの活用を進めつつコロナに関する研修会の実施に取り組んだ。</p> <p>○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング、タスク・シェアリングにも資するため、医療の質の向上につながる。指定研修機関28病院において、引き続き、特定行為ができる看護師の育成に努めるとともに、その他の病院においても授業をオンライン化し、自施設で実地研修が実施可能な「協力施設」として申請し、研修を実施したことにより、特定行為研修受講修了者数は90名となり、達成度は152.5%となった。</p> <p>また令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され、令和3年度は指導者講習会を5回実施した。応募倍率は2.2倍であり、研修受講生は合計175名（内訳：NHO内112名、NHO外63名）であり、指導者育成に貢献した。</p> <p>本研修は、令和3年度からはオンラインによる研修を実施し、NHO以外の設置主体からの受講者増加につながった。またオンラインで研修を行うことにより医師の受講がしやすくなり、受講者の職種内訳は、看護師が約46%、医師が約44%を占めている。</p> <p>○ 国から地域の新型コロナウイルスの感染拡大防止や対応能力の向上を図る役割を、新型コロナウイルス感染症対応の知見を有するNHOが担うことを求められ、中期目標に追記されたことから、NHOのみならず地域の医療機関等を対象として、NHOの知見を活用した研修を実施した。また、NHO各病院の研修の取組等について、外部への積極的な情報発信等を行うための外部ポータルサイト立ち上げ、国民向けのeラーニングシステム導入など、引き続き質の高い医療従事者の育成・確保に取り組んだ。</p>	<p>評価</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(1) 質の高い医療従事者の育成・確保</b></p> <p><b>① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援</b></p> <p>様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度及び平成30年4月から開始された新たな後期臨床研修医制度である新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。</p>	<p><b>(1) 質の高い医療従事者の育成・確保</b></p> <p><b>① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援</b></p> <p>国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。また、機構病院の若手医</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施しているか。</li> </ul>	<p><b>(1) 質の高い医療従事者の育成・確保</b></p> <p><b>① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援</b></p> <p>1. 病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成</p> <p>国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、初期研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。</p> <p>また、初期臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）の構築に我が国でいち早く着手し、平成18年度から国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、専修医等の育成を行った。</p> <p>(1) 良質な医師を育てる研修について</p> <p>初期研修医・専攻医、専修医など知識や診療経験の少ない医師や専門医を目指す医師を対象として、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の現地研修である「良質な医師を育てる研修」を例年、開催しているところである。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極め、オンラインで以下2件の研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「神経・筋（神経難病）診療中級研修」</li> <li>「センスとスキルを身につける！未来を拓く消化器内科セミナー」</li> </ul> <p>また、セーフティネット分野での医師の確保が厳しいため、当該分野に従事する医師に研修を行っている。例えば、「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナーなどを実施するなど、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。</p> <p>(2) 重症心身障害児（者）医療に関する研修の実施</p> <p>いずれの専門診療科に関わらず、重度の重複障害を持った患者の診断・治療に関わる可能性があるため、これから専門医療分野を目指す研修医等に重症心身障害医療の概要を知る機会を与えている。</p> <p>座学だけでなく実習研修も組み込み、参加者のスキルアップを図ることも目指し、研修テーマとして、重症心身障害医療の概要・基礎並びに臨床上課題となる合併症、特に栄養の病態、感染症対策やハンズオンセミナー（口腔ケアと気管支内視鏡、人工呼吸器の使い方）、各施設の病棟見学などを実施し、重症心身障害医療に携わる医師の育成に努めている。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェロシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（NH Oフェロシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。		<p>(3) 病院運営におけるリーダー育成研修の実施  卒後15年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成23年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。  令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。</p> <p>(4) 若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催  国立病院機構の若手医師の臨床研究及び研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会（Web形式で開催）において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。  令和3年度は全国より19演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された8演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題2題が選ばれた。</p> <p>(5) 精神科若手医師を対象とした「精神科レジデントフォーラム」の開催  国立病院機構の若手精神科医師の研修成果を発表する場、機構外病院に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目的とし、精神科レジデントフォーラムを開催している。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、開催を見送った。</p> <p>(6) 最新の海外医療情報を得る機会の提供  専修医制度の一環として、海外の医療現場（アメリカ退役軍人病院）へ派遣する専修医留学制度を設けている。これまで89名の医師を派遣し、医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行い、米国のEBMに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得している。令和3年度においては、アメリカ及び日本の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、実施を見送った。</p> <p>(7) 「医師育成・教育委員会」の開催  平成22年9月に医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として設置された「医師キャリア支援検討委員会」の下に「医師育成・教育委員会」を設け、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、オンラインにて計3回開催し、研修医、専攻医及び専修医の研修内容の充実、新専門医制度への対応を図った。また、専修医修了者として14名を新たに認定した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価																									
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続しているか。</li> </ul>	<p>【主な検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新専門医制度への対応</li> <li>NHOフェローシップの利用促進</li> <li>国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催</li> </ul> <p>(8) 臨床研修指導医養成研修会の開催</p> <p>厚生労働省の「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に基づき、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有する臨床研修指導医を養成するため、「臨床研修指導医養成研修会」を開催しているところである。例年、各グループが主催となり開催しているところだが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、機構本部が主催し、テレビ会議システム等を活用し、2回開催した。</p> <p>2. 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成</p> <p>(1) 初期臨床研修及び後期臨床研修の実施</p> <p>臨床研修については、基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院として指定を受けている。</p> <p>また、令和4年度に研修を開始する初期研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数8,958名、マッチ率91.7%であるのに対し、国立病院機構の病院では、マッチ数は434名、マッチ率92.7%となった。</p> <p>【臨床研修病院の指定状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>・基幹型臨床研修病院</td> <td>令和2年度</td> <td>53病院</td> <td>→</td> <td>令和3年度</td> <td>54病院</td> </tr> <tr> <td>・協力型臨床研修病院</td> <td>令和2年度</td> <td>120病院</td> <td>→</td> <td>令和3年度</td> <td>124病院</td> </tr> </table> <p>【初期研修医の受入数】</p> <table border="0"> <tr> <td>・基幹型</td> <td>令和2年度</td> <td>838名</td> <td>→</td> <td>令和3年</td> <td>828名</td> </tr> <tr> <td>・協力型</td> <td>令和2年度</td> <td>135名</td> <td>→</td> <td>令和3年</td> <td>136名</td> </tr> </table> <p>国立病院機構は、臨床研修修了後の専門領域の研修システム（いわゆる後期臨床研修）構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持ち患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できる専門医を育成するため、平成18年度より国立病院機構独自の取組として「国立病院機構専修医制度」の運用を行っており、引き続き専修医等の育成を行っている。（3年コース、4年コース、5年コースの3コース）</p> <p>【後期研修医（レジデント）の受入数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度 1,075名</li> </ul> <p style="text-align: right;">（専攻医648名、専修医137名、レジデント290名）</p>	・基幹型臨床研修病院	令和2年度	53病院	→	令和3年度	54病院	・協力型臨床研修病院	令和2年度	120病院	→	令和3年度	124病院	・基幹型	令和2年度	838名	→	令和3年	828名	・協力型	令和2年度	135名	→	令和3年	136名	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
・基幹型臨床研修病院	令和2年度	53病院	→	令和3年度	54病院																									
・協力型臨床研修病院	令和2年度	120病院	→	令和3年度	124病院																									
・基幹型	令和2年度	838名	→	令和3年	828名																									
・協力型	令和2年度	135名	→	令和3年	136名																									



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。</li> </ul>	<p>・ 令和3年度 1, 213名（専攻医867名、専修医40名、レジデント306名）</p> <p><b>【専修医の修了認定者数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度 38名（3年コース17名、4年コース5名、5年コース16名）</li> <li>・ 令和3年度 14名（3年コース6名、4年コース1名、5年コース7名）</li> </ul> <p>(2) 新専門医制度への対応</p> <p>セーフティネット分野を含めた将来の各専門領域の医師を引き続き育成する必要があるため、新専門医制度について医師育成・教育委員会で検討を行い、情報収集、情報発信に努めた。</p> <p>国立病院機構では、令和3年度の基幹専門研修プログラムとして、17領域の基幹施設として前年度と比較し2プログラム増えて121プログラムの認定を受けた。また、令和3年度に専攻医の募集を行い、国立病院機構病院の多くのプログラムが評価され、164名の登録が確定した。</p> <p>また、新専門医制度では、新・内科専門医取得の必須条件として、JMECC（Japanese Medical Emergency Care Course、日本内科学会認定内科救急・救急救命処置（ICLS）講習会）を受講することとされている。専門医の内科専門研修プログラムの基幹施設となるには、原則、JMECCを開催できる体制を整えておく必要があり、それには多くのJMECCの指導者が必要となる。</p> <p>国立病院機構では、JMECCの指導者の養成を進めるため、平成26年度からNHO-JMECC研修を実施しており、令和3年度においても17病院で22回のJMECC研修を実施した。</p> <p>なお、他の設置主体の医療機関からの要請に応じて、国立病院機構所属のJMECC指導者を派遣し、当該医療機関がJMECC研修を開催できるよう支援を行っている。</p> <p>さらに、平成28年2月に日本内科学会以外の主催としては全国で2例目となるJMECC指導者講習会の開催を実現し、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。</p> <p>(3) 初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊</p> <p>平成22年3月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和3年度も引き続き発行している。</p> <p>この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既に国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。</p>		<p>評価</p>
					<p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の国立病院機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援しているか。</li> </ul>	<p>若手医師の意見を反映したNHOフェローシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和3年度においては、特集として新型コロナウイルス感染症等対応研修事業に関するWEB座談会の実施やNHOの強みでもある重症心身障害医療や救急医療に関する特集等を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。</p> <p><b>【NHO NEW WAVE 特集記事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Vol. 44 研修責任者・先輩研修医インタビュー～研修先病院を選んだ理由～</li> <li>・ Vol. 45 スペシャルWEB座談会 NHO”COVID-19研修事業”</li> <li>・ Vol. 46 ポストNICUと重症心身障害医療</li> <li>・ Vol. 47 NHOの救急医療</li> </ul> <p>また、初期研修医・専攻医向け情報誌などは国立病院機構のホームページに掲載し、研修開催や国立病院機構の病院の詳細情報などを発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和3年度も引き続き環境の整備を行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			
				<p><b>3. NHOフェローシップの推進</b></p> <p>医師のための臨床研修プログラムにおいて、国立病院機構のネットワークを活用し、連携プログラムを運用することにより全人的な医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、国立病院機構が我が国でいち早く着手し、良質な臨床医を育成するためのシステム作りを行った。</p> <p>平成25年度からNHOフェローシップ制度を構築し、国立病院機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他の国立病院機構の病院で一定期間修練する制度として、累計で22名がこの制度を利用した。しかし令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、制度利用はなかった。</p>				
				<p><b>4. 大学病院等との連携による質の高い専門医の育成</b></p> <p>(1) 連携大学院等を通じたキャリア形成支援</p> <p>医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、大学との連携により国立病院機構の病院内に連携大学院を設置し、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。</p> <p>連携大学院は、令和3年度には、全国19病院が14大学との連携により25講座を設置している。</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(2) 地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成</p> <p>国立病院機構においては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和3年度においては、5病院が5大学と連携を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指宿医療センター・・・鹿児島大学の寄附講座から2名（産婦人科）の医師派遣を実施。</li> <li>・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から5名（消化器内科、呼吸器科、麻酔科、整形外科、循環器内科）の医師派遣を実施。</li> <li>・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から10名（総合内科6名、総合外科4名）の医師派遣を実施。</li> <li>・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から6名（小児科3名、産婦人科3名）、日本大学の寄附講座から2名（救急科）の医師派遣を実施。</li> <li>・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から3名（小児科）の医師派遣を実施。</li> <li>・東広島医療センター・・・広島大学の寄付講座から2名（麻酔科）の医師派遣を実施。</li> </ul> <p>5. 医師確保対策としての各種制度の実施</p> <p>(1) 医師確保対策としての各種制度の運用</p> <p>定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロティア制度、期間業務職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。</p> <p>また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、令和3年度においても引き続き医師の確保を図った。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>①シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和3年度においては、定年退職医師2名及び既に本制度を活用している医師31名の計33名の医師が、本制度を活用した。</p> <p>②期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和3年度においては、76名が制度を利用した。</p> <p>③短時間正職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和3年度においては、17名が制度を利用した。</p> <p>④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、令和3年度は特に医師確保が困難となっていた5病院に対して、8病院（延べ499人日（※））が医師派遣を行った。 ※ 「医師派遣助成制度」は平成29年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。</p> <p>(2) 大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ18回大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和3年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援</b> 看護師等養成所について、国立病院機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。国</p>	<p><b>② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援</b> 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。</p> <p>また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>講師派遣や実習環境の提</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。</li> </ul>	<p><b>② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援</b></p> <p>1. 今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、機構における看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成27年度に「今後の看護師養成・育成のあり方に関する検討会」を設置し、4回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。</p> <p>報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準及び運営に関する協議手順を作成し、各養成所に周知した。その結果、令和3年度には高知病院附属看護学校の閉校、呉医療センター附属呉看護学校の定数減（80から40）を決定した。</p> <p>2. 第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度からカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。高等教育修学支援新制度において、附属養成所34校は一定要件を満たす対象機関となっており、令和3年度は34校が第三者評価を受け、その結果を各校のホームページにて公表し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。</p> <p>3. 看護師等養成所の適正な運営 国立病院機構では、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の8指標（1. 教育・研究への取組状況、2. カリキュラム評価の実施状況、3. 教育支援の実施状況、4. 国家試験合格率の状況、5. 保健・医療・福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況、8. 教員のキャリア形成支援）に基づき、令和3年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。</p> <p>4. 看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う18歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率は看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持した。</p> <p>令和3年度においても、各養成所では、学校見学会での模擬授業や看護体験の実施や、新型コロナウイルス感染症の感染状況に対応しWebを用いた学校紹介（パンフレット作製・動画作成）、またホームページのリニューアルを行う等、受験希望者や保護者、高等学校教諭、及び地域住民に対して学校のアピールを行い、入学者確保に繋げた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																																								
				業務実績		自己評価	評価																																																								
	立病院機構が組織として学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院と連携し、国立病院機構の理念に即した看護を行う良質な看護師の確保に努める。 高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる診療看護師を育成するため、看護大学院と連携し医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行うとともに、その活動状況について把握し、卒後教育プログラムの充実を図る。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含	供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。 診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施する。 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナースVer2）を運用し、良質な看護師の育成	＜評価の視点＞ ・ 看護師等養成所について、全国平均を超える国家試験の合格率を達成しているか。	<p><b>【入学者充足率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・看護学科</td> <td>98.0%</td> <td>→</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>・助産学科</td> <td>84.8%</td> <td>→</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>・理学療法学科</td> <td>100.0%</td> <td>→</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>・作業療法学科</td> <td>100.0%</td> <td>→</td> <td>70.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5. 看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率</b> 令和3年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は98.9%となり、全国平均合格率（96.5%）を上回るだけでなく、大学（98.2%）、短期大学（95.8%）及びその他の3年課程の養成所（97.0%）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。</p> <p><b>【看護師国家試験合格率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年3月発表</th> <th></th> <th>令和4年3月発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国立病院機構看護師等養成所</td> <td>99.0%</td> <td>→</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>・全国平均 (大学・3年課程の養成所の合格率)</td> <td>95.4%</td> <td>→</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>    ・大学</td> <td>97.4%</td> <td>→</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>    ・短期大学</td> <td>92.8%</td> <td>→</td> <td>95.8%</td> </tr> <tr> <td>    ・養成所</td> <td>96.0%</td> <td>→</td> <td>97.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【助産師国家試験合格率】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年3月発表</th> <th></th> <th>令和4年3月発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国立病院機構看護師等養成所</td> <td>100.0%</td> <td>→</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>・全国平均</td> <td>99.7%</td> <td>→</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：第105回助産師国家試験および第111回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース）</p> <p><b>6. 看護師等養成所の就職率</b> 看護師等養成所では、国立病院機構及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生の国立病院機構の病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、国立病院機構のネットワークを活用して実習を行う等、国立病院機構が担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。</p>		令和2年度		令和3年度	・看護学科	98.0%	→	98.0%	・助産学科	84.8%	→	93.2%	・理学療法学科	100.0%	→	100.0%	・作業療法学科	100.0%	→	70.0%		令和3年3月発表		令和4年3月発表	・国立病院機構看護師等養成所	99.0%	→	98.9%	・全国平均 (大学・3年課程の養成所の合格率)	95.4%	→	96.5%	・大学	97.4%	→	98.2%	・短期大学	92.8%	→	95.8%	・養成所	96.0%	→	97.0%		令和3年3月発表		令和4年3月発表	・国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%	・全国平均	99.7%	→	99.7%	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評価	
	令和2年度		令和3年度																																																												
・看護学科	98.0%	→	98.0%																																																												
・助産学科	84.8%	→	93.2%																																																												
・理学療法学科	100.0%	→	100.0%																																																												
・作業療法学科	100.0%	→	70.0%																																																												
	令和3年3月発表		令和4年3月発表																																																												
・国立病院機構看護師等養成所	99.0%	→	98.9%																																																												
・全国平均 (大学・3年課程の養成所の合格率)	95.4%	→	96.5%																																																												
・大学	97.4%	→	98.2%																																																												
・短期大学	92.8%	→	95.8%																																																												
・養成所	96.0%	→	97.0%																																																												
	令和3年3月発表		令和4年3月発表																																																												
・国立病院機構看護師等養成所	100.0%	→	100.0%																																																												
・全国平均	99.7%	→	99.7%																																																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
				業務実績		自己評価	評価																		
	<p>めて適切に実施する。</p> <p>看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。</p> <p>今後の医療の高度化・複雑化に対応し、地域の医療動向や医療政策等を踏まえて病院経営に参画できる看護管理者の育成を推進していく。</p>	<p>に努める。</p> <p>看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか</li> <li>養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進しているか。</li> </ul>	<p><b>【卒業生就職・進学状況】</b></p> <p style="text-align: right;">※（ ）内は全国データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年3月卒業</th> <th>令和4年3月卒業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職率</td> <td>93.8%(92.8%)</td> <td>→ 92.0%</td> </tr> <tr> <td>(うち国立病院機構病院への就職率)</td> <td>75.6%</td> <td>→ 71.3%</td> </tr> <tr> <td>(国立病院機構病院以外への就職率)</td> <td>18.2%</td> <td>→ 20.7%</td> </tr> <tr> <td>進学率(大学編入、助産学校等)</td> <td>4.7%(2.6%)</td> <td>→ 6.0%</td> </tr> <tr> <td>就職・進学率 合計</td> <td>98.5%(95.4%)</td> <td>→ 98.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7. 公開講座の実施</b></p> <p>地域社会への貢献、並びに学生への教育、将来の学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての養成所で実施しており、令和3年度においては、184回(参加者数4,355人)開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。</p> <p>また、学校と臨床が連携して学生を指導できることを目的に自施設以外の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和3年度においては、21回開催し、305人が参加した。</p> <p><b>8. 教員の確保及び質の向上</b></p> <p>質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いやすい環境を整えることが必要である。令和3年度においては、以下のような取組を行った。</p> <p>(1) 看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施</p> <p>将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取組として、看護師経験5年以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和3年度は、16校が研修を受け入れ、38名の受講者があった。</p> <p>(2) 教員が臨床において看護管理に係る実務研修を受講する取組</p> <p>養成所を設置する34病院のうち16病院にて取組を実施し、85名の教員が実務研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。</p> <p>・教員養成講習(都道府県主催研修) 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 令和2年度 16名 → 令和3年度 18名</p> <p>・教務主任講習(東京慈恵会主催研修) 教務主任養成講習会 6ヶ月 令和2年度 0名 → 令和3年度 3名</p>		令和3年3月卒業	令和4年3月卒業	就職率	93.8%(92.8%)	→ 92.0%	(うち国立病院機構病院への就職率)	75.6%	→ 71.3%	(国立病院機構病院以外への就職率)	18.2%	→ 20.7%	進学率(大学編入、助産学校等)	4.7%(2.6%)	→ 6.0%	就職・進学率 合計	98.5%(95.4%)	→ 98.0%	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>	
	令和3年3月卒業	令和4年3月卒業																							
就職率	93.8%(92.8%)	→ 92.0%																							
(うち国立病院機構病院への就職率)	75.6%	→ 71.3%																							
(国立病院機構病院以外への就職率)	18.2%	→ 20.7%																							
進学率(大学編入、助産学校等)	4.7%(2.6%)	→ 6.0%																							
就職・進学率 合計	98.5%(95.4%)	→ 98.0%																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における医療人材やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っているか。</li> <li>講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。</li> <li>診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的</li> </ul>	<p>(3) 実習指導教員の配置 臨地実習における学生への教育の質向上および将来の教員確保に向け、実習指導教員の配置を行っている。 令和2年度 10校12名 → 令和3年度 7校11名</p> <p>9. 附属養成所の今後の運営方針に関する協議 令和元年度より附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の3つの指標及び基準を作成した。附属養成所においては、各養成所の運営状況をSWOT分析で現状を整理し、指標と基準に基づく評価及びアクションプランを検討の上、学校運営会議で方針A又は方針Bを決定することとした。各養成所において運営方針を決定し、養成所の運営状況、地域の医療計画、及び看護職員需給状況を踏まえ協議を行った。その結果、令和3年度においては高知病院附属看護学校の閉校、呉医療センター附属看護学校の定数減の方針決定がされた。 【方針A】閉校、定員変更、大学誘致等 【方針B】附属養成所継続の特段の必要性を示し、附属養成所の運営の効率性、生産性の確保、母体病院の経営基盤の確保が可能となる将来構想を示し計画を立案</p> <p>10. 東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和3年度も引き続き、国立病院機構の病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。 また、令和3年度は、国立病院機構の看護師5名がスキルアップを図るため、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。 なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（JNP）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和3年度は8名を、診療看護師（JNP）として新たに配置した。診療看護師（JNP）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスク・シフティングにも貢献している。 【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】</p> <p>(1) 東京医療保健大学看護学部</p> <table border="0"> <tr> <td>東京医療センター</td> <td>458名</td> </tr> <tr> <td>災害医療センター</td> <td>345名</td> </tr> <tr> <td>村山医療センター</td> <td>206名</td> </tr> <tr> <td>東京病院</td> <td>99名</td> </tr> <tr> <td>下総精神医療センター</td> <td>29名</td> </tr> </table>	東京医療センター	458名	災害医療センター	345名	村山医療センター	206名	東京病院	99名	下総精神医療センター	29名	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
東京医療センター	458名															
災害医療センター	345名															
村山医療センター	206名															
東京病院	99名															
下総精神医療センター	29名															



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	評価	
			<p>な協力を行っているか。</p> <p>あわせて、特定行為に係る看護師の研修を外部の医療従事者も含めて適切に実施しているか。</p>	<p>東埼玉病院 48名</p> <p>神奈川病院 18名</p> <p>千葉東病院 16名</p> <p>相模原病院 6名</p>				
				<p>(2) 大学院看護学研究科（高度実践看護コース）</p> <p>医療における「看護」の役割をしっかりと理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働して、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっており、具体的には、「人体構造機能論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断から患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。また、「治療のためのNP実践演習」「統合演習」等でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の17週の実習を通して、高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されている。</p> <p>東京医療センター（大学院生21名）</p> <p>災害医療センター（大学院生10名）</p> <p>東京病院（大学院生6名）</p>				
				<p>(3) 大学院看護学研究科（高度実践助産コース）</p> <p>病院内外の助産システムに対応できる実践力を養うため、助産診断技術や助産管理能力を強化し、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成する。助産診断技術を強化するため、「助産臨床推論」や「妊娠期診断・技術学Ⅱ」等の科目において知識・技術を修得し、助産管理能力を強化するため、「地域助産活動論」、「地域助産学実習」において地域における助産院が医療システムの中で果たす役割を学び、また、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成するため、「EBPM探究論」においてエビデンスの必要性、エビデンスを探す力、作る力、使う力を修得する。</p> <p>東京医療センター 15名</p> <p>相模原病院 2名</p> <p>埼玉病院 2名</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACTyナースVer. 2）を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。</li> </ul>	<p><b>1 1. 看護師のキャリアパス制度の充実</b></p> <p>国立病院機構が担う医療を推進し得る看護師の育成を目指して、平成29年度に「看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）Ver. 2」の運用を開始した。教育プログラムの特徴として、看護管理者教育への連動性を考慮した内容としており、看護職員の生涯教育を支援するために対象を新採用者から中堅者まで幅を持たせ、学習内容と目指すべき能力の段階を明確にした。また、医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者を育成するため、平成29年度に看護管理者を対象とした能力開発プログラム「CREATE」を作成した。</p> <p>しかし、看護管理者能力開発プログラム（CREATE）は、各職位の看護管理者の指針として活用されているが、看護管理者に求められる能力やその定義・目標は示されていないため、地域医療構想をはじめ昨今の社会情勢の変化に対応し、2040年までも見据えて組織の発展に取り組む看護管理者が求められている背景などを考慮し、令和2年度は、NHOの看護管理者に求められる能力を明らかにするために、NHOの理念、中期目標、中期計画、SUREプロジェクト及び看護管理や経営学等に関する文献を基礎データとして、5つの能力（組織管理能力、質管理能力、危機管理能力、人材育成能力、自己開発力）及び定義を明らかにした。さらに令和3年度は、看護管理者に求められる能力と目標及び学習・実践内容を示し、CREATEの全体像を示すことで研修との体系化を図った。</p> <p>看護管理者の育成については、平成30年度に日本看護協会から認定看護管理者教育機関として認定を受けた。これを受け、令和3年度においては、本部研修として、幹部看護師管理研修Ⅰ（看護師長・看護教員対象）、Ⅲ（看護部長対象）及び認定看護管理者教育課程サードレベル開催した。本部開催の認定看護管理者教育課程では33名受講者を輩出した。また、地域における認定看護管理者教育課程サードレベルの受講支援及び令和元年度に新たに実施した認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベルの受講支援についても令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>また、看護職員の能力開発として、各グループが個々に実施していた「医療安全対策研修Ⅰ」「入退院支援に関する実践力向上研修」「認知症ケア研修」の3つの研修について、これまでの各グループの取組内容を集約しカリキュラムの共通化を行い、研修の質向上・均質化、グループ職員の負担軽減及び経費削減を図った。さらに、eラーニングの活用により受講者や受講機会の拡大により、更なる医療の質向上を目指していく。</p> <p>※認定看護管理者とは、日本看護協会の認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質をもち、創造的に組織を発展させる能力を有すると認められた者。</p> <p>(1) 専任教育担当師長の配置</p> <p>院内の教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするため、各病院の状況に応じて専任教育担当師長を配置している。令和元年度は、更なる教育の質向上と復職等の支援を行うため、これまで教育担当看護師長を配置していない施設においても配置を可能とし、令和3年度についても、引き続き配置の増加に取り組んだ。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																											
				業務実績	自己評価																												
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施しているか。</li> </ul>	<p>【専任教育担当師長の配置病院】 令和2年度 125病院 → 令和3年度 126病院</p> <p>【専任教育担当副師長の配置病院】 令和2年度 17病院 → 令和3年度 17病院</p> <p>(2) 研究休職制度 高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。 令和3年度には、新たに5名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後は国立病院機構の医療現場において活躍する予定である。</p> <p>【看護職員研究休職者数】 令和2年度 6名 → 令和3年度 5名</p> <p>12. 看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣 職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和3年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。 また、国立病院機構のネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和3年度も引き続き実施した。</p> <p>(1) 本部・グループ・病院における研修の実施 ○管理・監督者研修</p> <p>【本部主催】</p> <table border="0"> <tr><td>・幹部看護師管理研修Ⅰ</td><td>3日間</td><td>60名</td></tr> <tr><td>・幹部看護師管理研修Ⅲ</td><td>3日間</td><td>37名</td></tr> <tr><td>・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）</td><td>105時間</td><td>120名</td></tr> <tr><td>・認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）</td><td>180時間</td><td>26名</td></tr> <tr><td>・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）</td><td>180時間</td><td>33名</td></tr> <tr><td>・認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）</td><td>180時間</td><td>6名</td></tr> </table> <p>【各グループ主催】</p> <table border="0"> <tr><td>・看護師長新任研修</td><td>1日～2日間</td><td>109名</td></tr> <tr><td>・副看護師長新任研修</td><td>1日～2日間</td><td>405名</td></tr> </table> <p>【各病院主催】</p> <table border="0"> <tr><td>・幹部看護師任用候補者研修</td><td></td><td>717名</td></tr> </table>	・幹部看護師管理研修Ⅰ	3日間	60名	・幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	37名	・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	120名	・認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	180時間	26名	・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	33名	・認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	180時間	6名	・看護師長新任研修	1日～2日間	109名	・副看護師長新任研修	1日～2日間	405名	・幹部看護師任用候補者研修		717名	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
・幹部看護師管理研修Ⅰ	3日間	60名																															
・幹部看護師管理研修Ⅲ	3日間	37名																															
・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	120名																															
・認定看護管理者教育課程セカンド（地域開催）	180時間	26名																															
・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	33名																															
・認定看護管理者教育課程サードレベル（地域開催）	180時間	6名																															
・看護師長新任研修	1日～2日間	109名																															
・副看護師長新任研修	1日～2日間	405名																															
・幹部看護師任用候補者研修		717名																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	評価	
			<p>○専門研修</p> <p>【本部主催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケア研修 2日間 440名</li> </ul> <p>【各グループ主催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療安全対策研修会 1日～5日間 341名</li> <li>・教員インターンシップ研修 1日～4日間 32名</li> <li>・退院調整看護師養成研修 4日間 8名</li> </ul> <p>(2) 国が進めている特定行為研修修了者の活動（再掲）</p> <p>国立病院機構において、特定行為研修を修了した看護師が手順書に従って診療の補助行為を行うことにより、チーム医療の推進に寄与している。</p> <p>令和3年度は、高崎総合医療センターなど新たに10病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、機構全体で28病院が指定研修機関となった。</p> <p>令和2年7月に厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に公募し実施団体に指定され、令和3年度は指導者講習会を5回実施した。研修受講生は合計175名（内訳：NHO内112名、NHO外63名（応募倍率は2.2倍））であり、指導者育成に貢献した。</p> <p>本研修は、令和3年度からはオンラインによる研修を実施し、NHO以外の設置主体からの受講者増加につながった。またオンラインで研修を行うことにより医師の受講がしやすくなり、受講者の職種内訳は、看護師が約46%、医師が約44%を占めている。</p> <p>（令和3年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院） 高崎総合医療センター、箱根病院、北海道医療センター、姫路医療センター、岡山医療センター、東広島医療センター、四国がんセンター、高知病院、九州医療センター、九州がんセンター</p> <p>＜定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行為研修修了者数</li> </ul> <p>【特定行為研修受講修了者数】</p> <p>令和2年度 59名（専門看護師 1名 認定看護師 31名 看護師 27名） 令和3年度 90名（専門看護師 0名 認定看護師 44名 看護師 46名）</p> <p>(3) 「専門（認定）看護師」研修の受講状況</p> <p>医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、各病院の特性に合わせた専門看護師及び認定看護師の取得を令和3年度も引き続き支援した。</p> <p>なお、令和3年度末時点で、専門看護師を74名、認定看護師を1,109名配置している。</p>				<p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績			自己評価	評価	
				① 「専門看護師」研修 5名 がん看護 1名 精神看護 1名 老人看護 1名 急性・重症患者看護 2名  ② 「認定看護師」研修 61名 がん化学療法 2名 緩和ケア 4名 感染管理 14名 救急看護 1名 乳がん看護 1名 認知症看護 14名 摂食・嚥下障害看護 3名 呼吸器疾患看護 2名 皮膚・排泄ケア 9名 精神科 2名 クリティカルケア 4名 がん薬物 2名 脳卒中看護 1名 糖尿病看護 2名  (4) 教員養成講習等の受講状況 (一部再掲) 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。  ・教員養成講習 (都道府県主催研修) 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 令和2年度 16名 → 令和3年度 18名 ・教務主任講習 (東京慈恵会主催研修等) 教務主任養成講習会 6ヶ月 令和2年度 0名 → 令和3年度 3名  (5) 実習指導者の養成 国立病院機構では、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、国立病院機構が提供する医療の特徴である重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー児(者)、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和3年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。  <b>【国立病院機構が実施する実習指導者講習会の受講者数】</b> ・令和2年度 1カ所 17名 → 令和3年度 6カ所 212名					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<b>③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援</b> チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	<b>③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援</b> チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。	<評価の視点> ・ チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組んでいるか。	<b>③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援</b> <b>1. 診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施</b> 診療情報を扱っている職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、令和3年度はテレビ会議システムを活用しオンラインにて開催した。  <b>2. チーム医療推進のための研修等の実施（再掲）</b> 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフ職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、テレビ会議システムを活用して実施するなど、開催の可否を慎重に判断し、開催可能なものに関して必要な範囲において実施した。  <b>【強度行動障害医療研修】（本部主催）</b> 強度行動障害とは、「直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的他人害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破損など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難な者をいい、行動的に定義される群である」とされている。 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害に対する行動療法や行動分析、医療安全の実施、障害児（者）の地域移行について学ぶことに加え、行動分析の仕方と目標行動の設定の仕方について、具体的な事例をもとにしたグループワークを展開することを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し49病院から86名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、国立病院機構内での治療内容（技法・プログラム）の均てん化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。  参加職種：医師1名、理学療法士・作業療法士10名、心理療法士1名、医療社会事業専門員等1名、看護師41名、児童指導員10名、保育士16名、療養介助員等3名、言語聴覚士3名  <b>【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催）</b> 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和3年度においてはテレビ会議システムを活用して実施し、82病院から82名が参加した。		年度計画の目標を達成した。	評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p>参加職種：看護師51名、児童指導員7名、保育士9名、療養介助員等9名、医療社会事業専門員6名</p> <p><b>【在宅医療推進セミナー】</b>（本部主催）  地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、グループディスカッションを通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から49名が参加した。</p> <p><b>【医療観察法MDT研修】</b>（本部主催）  医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、30病院から142名が参加した。</p> <p><b>【チームで行う小児救急・成育研修】</b>（本部主催）  小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的とした研修を、例年実施しているところだが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、開催を見送った。</p> <p><b>【NST（栄養サポートチーム）研修】</b>（グループ主催）  臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年4回実施し、39名が参加した。</p> <p>※本研修において、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。</p> <p>参加職種：看護師16名、助産師1名、薬剤師12名、栄養士10名</p> <p><b>【がん化学療法研修】</b>（グループ主催）  がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年3回実施し、86名が参加した。</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	評価												
				<p><b>【輸血研修】（グループ主催）</b>  輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輸血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を、令和3年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年3回実施し、73名が参加した。</p> <p><b>3. 技術研修実施体制の整備</b>  医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和3年度には、94病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。  令和3年度においては、京都医療センターにて、看護研修室をスキルラボとして改修を実施した。当該スキルラボでは、BLSやフィジカルアセスメントなどに関する手技を学ぶことができ、新任の看護師等向けの研修に使用しスキルアップを図っている。</p> <p><b>4. メディカルスタッフのキャリア支援</b>  医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成27年度以降実施しており、令和2年度は中止、延期となっていたが、令和3年度については資格取得に係る支援を実施した。</p> <p><b>【各専門資格の認定者数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線治療専門放射線技師</td> <td>160名</td> <td>→</td> <td>165名</td> </tr> <tr> <td>認定輸血検査技師</td> <td>52名</td> <td>→</td> <td>44名</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>5. 薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援</b>  平成28年度に国立病院機構の薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。  令和3年度においても同プログラムの更なる利用促進に努めた。</p> <p><b>6. 実習技能研修の実施</b>  薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、令和3年度については、以下の通り実施した。</p>		令和2年度		令和3年度	放射線治療専門放射線技師	160名	→	165名	認定輸血検査技師	52名	→	44名			
	令和2年度		令和3年度																
放射線治療専門放射線技師	160名	→	165名																
認定輸血検査技師	52名	→	44名																



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	評価	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤師実習技能研修 69名</li> <li>・ 診療放射線技師実習技能研修 87名</li> <li>・ 臨床検査技師実習技能研修 135名</li> <li>・ 栄養管理実習技能研修 61名</li> <li>・ 理学・作業療法士等実習技能研修 85名</li> <li>・ 児童指導員・保育士実習技能研修 88名</li> </ul>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施</b></p> <p>地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。</p>	<p><b>(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施</b></p> <p>地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、開催件数を増加させているか。</li> </ul> <p>&lt;定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数</li> <li>地域住民を対象とした研修会の開催件数</li> </ul>	<p><b>(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施</b></p> <p>1. 地域の医療従事者や患者や地域住民を対象とした研修会等の開催（再掲）</p> <p>各病院において、地域の医療従事者等の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努めている。令和元年度まではホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど行っていた。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が困難となったことや、各病院において発熱外来等を設置するために研修会場の確保が困難となったこと等により、開催できない研修会が多くあったが、Web開催を実施する等の新たな取組も行ったほか、Webの活用を進めつつ新型コロナウイルス感染症に関する研修会の実施に取り組む等、地域医療従事者等へ向けた医療情報発信や地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。</p> <p>この結果、1,366件（主に医療従事者対象1,057件、主に地域住民対象309件）の地域の医療従事者等を対象とした研修会等を開催し、延べ8万人の方に地域医療従事者等へ向けた医療情報発信に貢献した。また、在宅医療に関わるものとして、113件実施し、地域のニーズに応じた地域包括ケアシステムの推進に貢献した。</p> <p><b>【開催件数】</b></p> <p>令和2年度 918件 → 令和3年度 1,366件</p> <p>(地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数)</p> <p>令和2年度 631件 → 令和3年度 1,057件</p> <p>(地域住民を対象とした研修会の開催件数)</p> <p>令和2年度 287件 → 令和3年度 309件</p> <p>2. 感染症対応にかかる研修のNHOの枠を越えた実施（再掲）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応を行っているNHO病院での経験を踏まえ、令和3年2月に中期目標が改定され、新たにコロナにかかるNHOの枠を越えた研修の実施等が定められたことを受けて、中期計画を改定し、NHO職員のみならず、地域の医療機関や介護・障害福祉分野の関係者に対して、感染症対応にかかる研修を実施することとした。</p> <p><b>【地域の実情に応じた感染症対応にかかる研修】</b></p> <p>令和3年度：392件（外部受講者24,145人）</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(1) 機構内における新型コロナウイルス感染症等にかかる研修</p> <p>COVID-19研修事業の遂行にあたっては、当該事業が国の危機管理の一環として位置づけられ、事業実施により感染拡大防止対策の強化に貢献すること、その重要な役割をNHOに求められており、中期目標にも追記されたことから、しっかりと役割を果たしていくべきことを各病院向けに説明し各病院に地域に向けた積極的な研修の実施を求めた。</p> <p><b>【本部主導の研修】</b></p> <p>本部では、数多くの病院がコロナ対応を行っているというNHOの特性を生かし、臨床検査、放射線、栄養、リハビリテーションなどの職種ごとに、その蓄積された知見を活用した研修を開催し、地域の医療機関における対応能力向上に努めた。</p> <p>(外部受講者数)</p> <p>臨床検査：41名、放射線：97名、栄養：19名、リハビリテーション：7名</p> <p><b>【グループ・病院主導】</b></p> <p>グループでは、各病院の対応事例や最新の知見等を共有する研修を実施するなど、グループ内病院全体の対応能力向上に努めた。</p> <p>病院では、各病院の得られた経験等を、可能な限り外部へ情報発信するため、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなど、令和3年度においても引き続きコロナ禍にあったが地域との関わりを維持し、地域全体での感染拡大防止に貢献する取り組みを実施した。</p> <p>(2) 外部との連携による新型コロナウイルス感染症対応研修の実施</p> <p>幅広い対象に向けた新型コロナウイルス感染症対応の研修を実施するために、各関係機関と連携し、研修を実施した。</p> <p><b>【院内清掃業者向け】</b></p> <p>病院の清掃に関わる業者・病院関係者を対象として、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の協力を得て、新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟等の清掃体制を確保することを目的とした研修を実施し、清掃業者や地域の医療機関から498名が受講した。</p> <p><b>【日本集中治療医学会、日本環境感染学会】</b></p> <p>WHOでは手指衛生について、教育研修から院内の環境整備など多角的な「パッケージ」として実施することを推奨しており、その戦略に基づき、手指衛生を指導できる人材の育成を目的とする「WHO手指衛生多角的戦略に基づく手指衛生指導者育成セミナー」を日本集中治療医学会および日本環境感染学会において、これまで実施してきた。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p>令和3年度においては、手指衛生は感染症対応に重要な観点であるため、NHOも両学会と連携し、運営に携わった。受講者は国内各地の医療機関より35名が受講した。</p> <p>(3) COVID-19研修特設ウェブサイトの開設 NHOの各病院の研修の取組等について、外部への積極的な情報提供や研修動画の公開を行うために、外部ポータルサイトを立ち上げた。またNHO内部でのみ閲覧可能な内部向けのサイトも併せて構築し、各病院の取組等を広報・共有し、研修事業の見える化を図り、今後もその内容の充実に取り組んでいく。</p> <p><b>【外部ポータルサイト】</b> NHO外部向けに行う研修の予告、ダイジェスト、動画コンテンツ等を格納し、感染症対応全般に関する情報発信を行うこと目的とする。(掲載件数：33件)</p> <p><b>【内部ポータルサイト】</b> NHO内部向けの職員応援メッセージ、本部が実施した研修の資料、動画をはじめ、本部広報誌・病院広報誌等の研修関係記事等の抜粋を整理して内部向けに共有し、職員のモチベーションアップにつなげることを目的としている。(掲載件数：85件)</p> <p>(4) eラーニングシステムの導入 職員だけでなく広く国民に対して、感染対策に係る研修や講座等を聴講可能とするため、令和3年度末にeラーニングシステムを導入した。令和4年度以降、NHOにおける新たな研修形態の1つとして、eラーニングシステムを積極的に活用し、研修の効率化を図るとともに、より多くの方に向けた研修等を開催していく。</p> <p><b>3. テレビ会議システムを活用したオンライン形式での研修</b> 令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。</p> <p>(研修実施件数) 令和元年度：357コース 13,047名 令和2年度：59コース 2,718名 令和3年度：223コース 12,212名</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																												
				業務実績	自己評価																																																																													
	<p><b>(3) 卒前教育の実施</b> 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者をめざす学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。</p>	<p><b>(3) 卒前教育の実施</b> 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者をめざす学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者をめざす学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献しているか。</p> <p>&lt;定量的指標&gt; ・ 職種毎の実習生の延べ受入日数</p>	<p><b>(3) 卒前教育の実施</b></p> <p>1. 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者をめざす学生に対する卒前教育 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れが困難であったために大幅に減少したが、令和3年度においては、他の受入先では引き続き受入を制限する中、コロナへの対応による経験、様々な診療機能を持つ国立病院機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者をめざす学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど、引き続き質の高い医療従事者育成に貢献した。</p> <p><b>【職種毎の実習生の延べ受入日数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師・歯科医師</td><td>10,625人日</td><td>→</td><td>16,477人日</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>243,903人日</td><td>→</td><td>284,114人日</td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td>26,389人日</td><td>→</td><td>26,680人日</td></tr> <tr><td>診療放射線技師</td><td>5,668人日</td><td>→</td><td>6,746人日</td></tr> <tr><td>臨床検査技師</td><td>7,067人日</td><td>→</td><td>11,666人日</td></tr> <tr><td>管理栄養士</td><td>8,301人日</td><td>→</td><td>11,408人日</td></tr> <tr><td>理学療法士</td><td>5,647人日</td><td>→</td><td>8,485人日</td></tr> <tr><td>作業療法士</td><td>3,035人日</td><td>→</td><td>4,239人日</td></tr> <tr><td>言語聴覚士</td><td>730人日</td><td>→</td><td>923人日</td></tr> <tr><td>臨床工学技士</td><td>2,004人日</td><td>→</td><td>1,376人日</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士</td><td>249人日</td><td>→</td><td>242人日</td></tr> <tr><td>社会福祉士</td><td>428人日</td><td>→</td><td>601人日</td></tr> <tr><td>介護福祉士</td><td>0人日</td><td>→</td><td>0人日</td></tr> <tr><td>保育士</td><td>558人日</td><td>→</td><td>538人日</td></tr> <tr><td>視能訓練士</td><td>493人日</td><td>→</td><td>532人日</td></tr> <tr><td>歯科衛生士</td><td>902人日</td><td>→</td><td>761人日</td></tr> <tr><td>救急救命士</td><td>3,288人日</td><td>→</td><td>4,290人日</td></tr> <tr><td>公認心理師</td><td>280人日</td><td>→</td><td>675人日</td></tr> </tbody> </table>		令和2年度		令和3年度	医師・歯科医師	10,625人日	→	16,477人日	看護師	243,903人日	→	284,114人日	薬剤師	26,389人日	→	26,680人日	診療放射線技師	5,668人日	→	6,746人日	臨床検査技師	7,067人日	→	11,666人日	管理栄養士	8,301人日	→	11,408人日	理学療法士	5,647人日	→	8,485人日	作業療法士	3,035人日	→	4,239人日	言語聴覚士	730人日	→	923人日	臨床工学技士	2,004人日	→	1,376人日	精神保健福祉士	249人日	→	242人日	社会福祉士	428人日	→	601人日	介護福祉士	0人日	→	0人日	保育士	558人日	→	538人日	視能訓練士	493人日	→	532人日	歯科衛生士	902人日	→	761人日	救急救命士	3,288人日	→	4,290人日	公認心理師	280人日	→	675人日	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度		令和3年度																																																																															
医師・歯科医師	10,625人日	→	16,477人日																																																																															
看護師	243,903人日	→	284,114人日																																																																															
薬剤師	26,389人日	→	26,680人日																																																																															
診療放射線技師	5,668人日	→	6,746人日																																																																															
臨床検査技師	7,067人日	→	11,666人日																																																																															
管理栄養士	8,301人日	→	11,408人日																																																																															
理学療法士	5,647人日	→	8,485人日																																																																															
作業療法士	3,035人日	→	4,239人日																																																																															
言語聴覚士	730人日	→	923人日																																																																															
臨床工学技士	2,004人日	→	1,376人日																																																																															
精神保健福祉士	249人日	→	242人日																																																																															
社会福祉士	428人日	→	601人日																																																																															
介護福祉士	0人日	→	0人日																																																																															
保育士	558人日	→	538人日																																																																															
視能訓練士	493人日	→	532人日																																																																															
歯科衛生士	902人日	→	761人日																																																																															
救急救命士	3,288人日	→	4,290人日																																																																															
公認心理師	280人日	→	675人日																																																																															

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況にある中で、結核等の不採算医療の提供や働き方改革に対応しながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率 100%以上を達成することは難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報
機構全体としての経常収支率（計画値）	経常収支率 100%以上		100%	100%	100%			
機構全体としての経常収支率（実績値）		100.8%	100.2%	105.7%	108.6%			
達成度			100.2%	105.7%	108.6%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>法人全体として経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど理事長がより一層リーダーシップを發揮できるマネジメント体制を構築すること。</p> <p>また、法人の業績等に応じた給与制度を構築すること。</p> <p>さらに、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むとともに、医師の勤務負担の軽減や労働時</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>業務の質を確保しつつ、効率的な業務運営体制となるよう、理事長のリーダーシップが一層組織運営に反映されるための統制環境の充実・強化や、働き方改革への適切な対応などに取り組む。</p>	<p><b>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p>		<p>業務実績</p>	<p>自己評価</p> <p>&lt; 評定と根拠 &gt;  評定：A</p> <p>(自己評定Aの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的指標において、達成度が100%以上であった。</li> <li>下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。</li> </ul> <p>○ 令和3年度は、コロナ禍において、一般診療の制限等により法人全体の患者数は大幅に減少（コロナ前の対令和元年度比で入院患者は▲8%程度、外来患者は▲7%程度）した。しかしながら、感染防止対策を徹底し、地域から求められている診療機能をできる限り維持したことで、救急車受入数は191,392件、手術件数は197,495件となり令和元年度並みまで増加したこと、国や自治体からの要請に応え、積極的にコロナ患者の受入れ等に取り組んだこと、さらなる費用削減を含めた様々な取組みや基礎年金に係る公経済負担の廃止等により、経常収支は908億円の黒字、経常収支率は108.6%となった。</p> <p>定量的指標である「経常収支率」は、経常収支率100%以上という目標に対し、108.6%、達成度は108.6%となり、目標を上回った。</p> <p>○ コロナ禍においても、効率的な人員配置の実現や費用の削減等について各病院に繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力がない病院等に対して本部・グループによる支援を行うなど、様々な工夫による経費節減等の取組を進めた。また、また、地域から求められる診療機能を維持しつつ、多くのコロナ患者を受け入れた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において尽力する全ての職員に報いるための給与の特例措置を実施するなど、職員のモチベーションを高める取組を行った。また、働き方改革の一環として長時間労働削減の取組を進め、投資の促進・効率化やIT化を推進し、さらにコロナ後を見据えて本部が外来棟の改修等について補助金に頼らずに出資する制度の運用を開始した他、一般管理費を平成30年度と比較して20.6%節減した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
間の短縮のため、特にタスク・シフティングの推進等国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。					<p>○ 将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に随時取り組んだ。</p> <p>また、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資を着実に実行し、厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p>	評価	



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p>(1) 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化</p> <p>国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。</p>	<p>(1) 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化</p> <p>2040年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念(①「現在及び将来の患者、地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNH O」、②「全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNH O」、③「災害時等の危機管理に強いNH O」)を全ての職員と共有し、国立病院機構全体と</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2040年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、理事長のもとに定めた今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く理念を全ての職員と共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めているか。</li> <li>適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築しているか。</li> </ul>	<p><b>1 効率的な業務運営体制</b></p> <p>(1) 理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境の充実・強化</p> <p>1. 理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築</p> <p>(1) 国立病院機構全体を通暁する骨格の再構築</p> <p>今後の国立病院機構の進むべき方向性について議論を進めるために、理事長のもとに発足した「SUREプロジェクト」において令和元年10月に取りまとめた報告書では、2040年を見据え、国立病院機構が引き続き地域から必要とされる医療機関であり続けるため、今後の国立病院機構におけるあらゆる取組を貫く次の理念</p> <p>①地域等の患者、住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供するNH O (地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関と連携し、地域で必要とされる医療を提供していくこと)</p> <p>②全ての職員にとって安全、安心に働ける職場であるNH O (患者等に寄り添い、良い医療を提供するためにも、職員にとって問題意識を共有でき、また、働きがいのある職場であること)</p> <p>③災害時等の危機管理に強いNH O (災害発生時や不祥事の際などの危機管理対応が求められる状況にあっても、迅速、確実に対応できる組織であること)</p> <p>を定め、引き続き病院長会議等を通じて全職員とこの理念を共有し、国立病院機構全体として一体的な組織運営を進めた。</p> <p>(2) テレビ会議の導入等による本部・グループ・病院間のコミュニケーションの深化</p> <p>令和3年度においても、引き続き病院長会議(病院運営の要となる事務部長及び看護部長も同席)を開催し、理事長自ら各病院長等に対して法人の重要な運営方針等を直接伝達し、法人全体としての意識統一を図った。</p> <p>この他、全職員あてに年度当初に法人の運営方針等の理事長メッセージを発信し、病院、グループと一体となった運営の取組を行った。</p> <p>さらに、上記のとおり整備を行ったテレビ会議システムにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況共有と意思決定を行い、適切な法人運営が可能となるマネジメント体制を構築することができた。</p> <p>一方で、テレビ会議等の利用増を受けた情報系H O S P n e tの通信量の増大により回線が逼迫し、その解消のため、業務時間内に行う必要のないソフトウェアのアップデート等の通信を業務時間外に実施する等の取組を進めることにより、複数のテレビ会議をストレスなく同時に利用できる環境を構築することで、効率的な体制や会議運営に繋がった。</p> <p>上記取組により、コロナにより会議自体が中止されたことも含め、当該システムを活用することで出張旅費等はコロナ前の対令和元年度比14.9億円の減となった。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
		<p>して一体的な組織運営を進める。</p> <p>その中で、国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保つとともに、適切なリスクマネジメントが行えるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築する。</p> <p>また、上記の3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化し、同時に働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーション</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、国立病院機構全体として経営の健全性を保っているか。</li> </ul>	<p>(3) 新型コロナウイルス感染症対応に係る医療従事者の派遣等に対する特別助成等</p> <p>国立病院機構法第21条第1項に基づく医療従事者の派遣要求を含め、国から医療従事者の派遣を求められることが増加したため、当機構における医療従事者の派遣を円滑に進める観点から、令和元年度に本部に寄附された寄附金（総額：10.3億円、令和2年度末残高：5億円）のうち2億円を活用し、派遣元病院に対する特別助成を創設した。</p> <p>助成期間：令和4年1月1日～当分の間 助成額：0.9億円（4,672人日）※令和4年3月末時点</p> <p>また、令和2年度に新設された「独立行政法人国立病院機構新型コロナウイルス感染症に感染した職員に対する見舞金の支給に関する規程」に基づき、令和3年度においては、職員に対して13,290千円の見舞金を支給した。</p> <p>(参考)</p> <p>令和2年度にも、当該寄附金を活用し、コロナ禍における各病院の職場環境の改善や職員のモチベーション向上に寄与することを目的とした特別助成（助成額：4.9億円）を実施した。</p>				
				<p>2. 本部組織の体制（再掲）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行初期から、厚生労働省参与としてのDMAT事務局職員によるコロナ対応（クラスターが発生した施設での対応や都道府県庁の支援）、DMAT隊員養成研修等の研修方法（eラーニングやwebの導入）やカリキュラム（感染症対策の導入）の見直しを行うなど感染症対策に大きく貢献した。</p> <p>こうした取組が評価され、令和4年度からDMAT事務局に感染症対策部門が新設されることとなり、令和4年4月には感染症の専門家の医師を非常勤で採用した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>インフラを整備し、ICTソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築する。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、新型コロナウイルス感染症流行下にあっても、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組を進める。</p>		<p><b>3. 本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化</b></p> <p>(1) 経営分析手法の共有の推進</p> <p>国立病院機構においては、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部においてを作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。</p> <p>本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。また、令和3年度は新たに、各病院が診療報酬の積極的算定及び算定漏れ防止による診療収益増の取り組みに活用できるよう、救急医療管理加算等を算定可能な患者に対する算定率を他の病院と比較できる一覧（14種類）の作成及び各病院においてDPC包括範囲内で実施している一部の画像診断を外来化し、収入の増加を図る取り組みを検討できるよう画像診断件数一覧の作成を行うなど経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。</p> <p>(2) 病院経営研修の実施</p> <p>毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による研修を実施することはできなかったが、同感染症の感染拡大への対応と両立するために、研修用の資料を、NHO内の掲示板に掲載し、職員がいつでも自己研鑽が実施できるように対応を行った。</p> <p><b>4. 資金回送の効率化や経営状況の適切な把握</b></p> <p>病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、平成28年度より、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況が見える化し、令和3年度も引き続き運用している。</p> <p>また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする新たな資金管理システムの導入を進める等、平成30年度までに全病院で資金移動ができる体制を整備し、令和3年度も引き続き運用している。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 医療の質の向上、</li> <li>2. 業務の効率化・生産性の向上、</li> <li>3. 危機管理機能の向上をより具体化し、働き方改革を実現する多様な用途への活用・拡張可能なコミュニケーションインフラを整備し、ICTソリューションの積極的な活用による効率的な業務運営体制を構築しているか。</li> <li>新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、新型コロナウイルス感染症流行下にあっても、各病院が地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくことのできる</li> </ul>	<p>5. 効率的な業務運営体制の構築</p> <p>SUREプロジェクト3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和3年度から国立病院機構総合情報ネットワークシステム（第4期HOSPnet）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にNHO内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取り組みを推進していく。</p> <p>6. 診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、引き続き特別措置を講じている。（令和2年6月23日施行、同年1月27日に遡及して適用）</p> <p>さらに、感染症患者等の診療等に従事する職員の処遇改善を図るため、国が創設した感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を目的とする緊急支援事業補助金を活用した臨時措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の引上げを行った。（手当の引上げは令和3年1月から同年3月末まで実施）</p> <p>加えて、オミクロン株の拡大による受入病床の逼迫や国立病院機構法第21条第1項に基づく臨時の医療施設等への派遣要請を受けたことに鑑み、使命感を持って派遣先に赴き業務にあたる職員の尽力に報いるとともに、士気の維持・向上に資するため、特例措置として、国等の要請に基づく臨時医療施設等への派遣に係る派遣手当の引上げを行った。（手当の引上げは令和4年1月1日以降の派遣から実施）</p> <p><b>【令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の支給実績】</b></p> <p>支給対象人日：1,188,705人日 支給総額：45.4億円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において病院運営に尽力する全ての職員に対する特例措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する厳しい環境下において、患者の生命、健康を守るために使命感を持って職務にあたっている職員のこれまでの尽力に報いるとともに、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和3年6月期の賞与に臨時特別賞与（支給総額：41.6億円）を加えて支給）。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>環境の整備に向けて、診療機能の確保や職員のモチベーションの維持向上を図るための取組を進めているか。</p>	<p>さらに、国立病院機構法第21条第1項に基づく要求を受け、感染拡大に備えるための病床確保など新型コロナウイルス感染症対応への更なる協力を求められている状況の中、全ての職員のこれまでの尽力に報い、士気の維持・向上に資するための更なる措置として、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和4年3月31日に臨時特別一時金（支給総額：35.6億円）を支給）。</p> <p>（3）看護職員の処遇改善を図るための特例措置</p> <p>国は、閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入の引上げを行うための措置を実施することから、国が実施する措置の趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じた。（令和4年2月1日から適用）</p> <p>【令和3年度の処遇改善特別手当の支給実績】 支給総額：2.0億円</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p><b>(2) 職員の業績評価等の適切な実施</b>            職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。</p>	<p><b>(2) 職員の業績評価等の適切な実施</b>            職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、業績評価制度について、適切な運用を継続して実施しているか。</li> <li>法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p><b>(2) 職員の業績評価等の適切な実施</b></p> <p>1. 業績評価制度の円滑な運用</p> <p>(1) 業績評価の実施</p> <p>①年俸制職員            年俸制職員のうち、経営に深く参画すべき病院幹部職員（院長、副院長、事務部長、看護部長等）の年俸は、毎年度実施している各病院の医療面・経営面の評価結果を加味し、令和3年度の年俸に反映させた。            また、令和3年度の昇任等の人事についても、年俸制職員の実績評価結果を踏まえた上で実施した。</p> <p>②役職職員及び一般職員            役職職員及び一般職員に実施している個人の業績評価について、令和3年度も引き続き、賞与及び昇給に反映させた。            また、昇任等の人事についても、業績評価結果を踏まえた上で実施した。</p> <p>(2) 業績評価制度の理解促進            毎年度実施している評価者及び職員（被評価者）研修において、アンケートを配付して受講者の意見を踏まえた上で制度内容をより理解しやすいものとなるようにテキストや演習問題の表記内容を見直すなど、研修内容の充実に努め、令和3年度も引き続き制度を適切に理解できるような取組を実施した。</p> <p>(3) 評価者としての資質向上のための取組            新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から集合形態の研修は実施しなかったものの、評価の質を向上させるため、研修の受講対象者に解説入りの研修テキストの配布を行うなど、より一層、評価者としての資質向上を図った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>2. 法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に向けた取組</p> <p>(1) 給与に関する方針の策定  民間企業の従業員や国家公務員の給与といった外的環境は、長引く新型コロナウイルスの影響を受け民間の平均給与は減少傾向となっており、国家公務員の給与も引き下げられるなど、厳しい状況である中、当機構は、患者の生命、健康を守るために必要な医療を提供するための職員一人ひとりの頑張りを踏まえ、職員の生活に影響を及ぼす対応を採るのではなく、引き続き職員が一丸となってこの難局にあっても経営改善への取組みを継続し、収支改善と財務状況の安定化を目指すこととしている。コロナ禍の影響により厳しい運営が続く見通しであることを踏まえると、固定費の大半を占める人件費は変動要素が少ないことから、現在の給与の水準を維持すること自体容易ではないが、新型コロナウイルスの感染リスクと背中合わせの環境の中、患者の生命、健康を守るために使命感をもって職務にあたる職員一人ひとりの頑張りを踏まえ、職員が安心して働ける環境の確保を図るため、給与の水準を維持することとした。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に従事した職員に対する給与等の特別措置（再掲）  新型コロナウイルス感染症への対応は、危険性・困難性等が伴う勤務であることを踏まえ、全国に先駆けて、感染症患者等の診療等に従事した職員に対する給与等の特別措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等を創設し、引き続き特別措置を講じている。（令和2年6月23日施行、同年1月27日に遡及して適用）  さらに、感染症患者等の診療等に従事する職員の処遇改善を図るため、国が創設した感染症患者に対応する医療従事者の処遇改善を目的とする緊急支援事業補助金を活用した臨時措置として、新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の引上げを行った。（手当の引上げは令和3年1月から同年3月末まで実施）  加えて、オミクロン株の拡大による受入病床の逼迫や国立病院機構法第21条第1項に基づく臨時の医療施設等への派遣要請を受けたことに鑑み、使命感を持って派遣先に赴き業務にあたる職員の尽力に報いるとともに、士気の維持・向上に資するため、特例措置として、国等の要請に基づく臨時医療施設等への派遣に係る派遣手当の引上げを行った。（手当の引上げは令和4年1月1日以降の派遣から実施）</p> <p>【令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策従事手当等の支給実績】  支給対象人日：1,188,705人日 支給総額：45.4億円</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(3) 新型コロナウイルス感染症が流行する厳しい環境下において病院運営に尽力する全ての職員に対する特例措置（再掲）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する厳しい環境下において、患者の生命、健康を守るために使命感を持って職務にあたっている職員のこれまでの尽力に報いるとともに、職員の士気の維持・向上を図ることができるよう、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和3年6月期の賞与に臨時特別賞与（支給総額：41.6億円）を加えて支給）。</p> <p>さらに、国立病院機構法第21条第1項に基づく要求を受け、感染拡大に備えるための病床確保など新型コロナウイルス感染症対応への更なる協力を求められている状況の中、全ての職員のこれまでの尽力に報い、士気の維持・向上に資するための更なる措置として、全ての職員を対象とする特例措置を実施した（令和4年3月31日に臨時特別一時金（支給総額：35.6億円）を支給）。</p> <p>(4) 看護職員の処遇改善を図るための特例措置（再掲）</p> <p>国は、閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入の引上げを行うための措置を実施することから、国が実施する措置の趣旨・目的等を踏まえ、当該措置の対象となる病院に勤務する看護職員の処遇改善を図るための特例措置を講じた。（令和4年2月1日から適用）</p> <p>【令和3年度の処遇改善特別手当の支給実績】 支給総額：2.0億円</p> <p>(5) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保</p> <p>がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和3年度も引き続き運用している。</p> <p>(6) 医師確保困難病院における医師手当の特例</p> <p>医師確保が困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和3年度も引き続き運用している。</p>			



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価									
	<p><b>(3) 働き方改革への適切な対応</b>            タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。</p>	<p><b>(3) 働き方改革への適切な対応</b>            タスク・シフティングの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するため、病院が出退勤時刻の記録ツール（ICカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図る。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;            ・ 病院が出退勤時刻の記録ツール（ICカード、スマートフォン等）や勤務時間を管理するためのシステムを導入し、適切に運用を開始できるよう支援する等の取組を行い、医師の長時間労働の見直しを含め、職員全員の勤務環境改善を進めるとともに、労働法制の遵守の徹底を図っているか。</p>	<p><b>(3) 働き方改革への適切な対応</b></p> <p>1. 働き方改革への取組</p> <p>(1) 長時間労働の削減に向けた取組            最優先課題である「長時間労働の削減」の取組を推し進めるため、平成29年度に国立病院機構に「労働環境改善対策本部」を設置しており、令和元年度に取りまとめた「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて（第二次中間報告）」を踏まえ、令和3年度においては以下の取組を実施した。</p> <p>①長時間労働の要因把握と改善            医師を除く職員については、平成31年4月より時間外労働時間の上限規制（年間の時間外労働時間を720時間以内とする）が定められたことを踏まえ、令和3年度においても、長時間労働の削減のための実効性のある取組を推進するため、長時間労働職員（年間の時間外労働が540時間超の職員）及びその職場長を対象に、各職員の業務内容等（長時間労働の要因等）を把握し、特定の職員に業務が集中している等の長時間労働の要因に応じて、病院内での応援体制の構築・勤務体制の見直しを行う等の対応を行うことにより、改善を図った。            その結果、令和2年度の長時間労働職員の令和3年度の平均時間外労働時間については、令和2年度に比べ大きく減少（一人あたり▲131時間）し、長時間労働の削減となった。</p> <p>【令和3年度のヒアリング対象者（令和2年度の勤務実績による）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の時間外勤務が年間540時間超である職員（58人）のうち退職者等を除いた者（医師以外） 51人（25病院）</li> <li>上記の職場長 40人（25病院）</li> </ul> <p>【時間外勤務時間数（年間（令和3年度－令和2年度））の増減】</p> <p>○ ヒアリング対象者51人の平均</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度（A）</th> <th>令和3年度（B）</th> <th>B－A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均</td> <td>600時間</td> <td>469時間</td> <td>▲131時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 51人のうち時間外勤務時間数（年間）が減少した者……47人</p>		令和2年度（A）	令和3年度（B）	B－A	平均	600時間	469時間	▲131時間	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度（A）	令和3年度（B）	B－A											
平均	600時間	469時間	▲131時間											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価									
				<p>また、医師にかかる時間外労働時間の上限規制は、令和6年4月より適用することとされているが、国立病院機構では、原則として、令和5年度までに全ての医師の時間外労働時間数が年間960時間以内とすること等を目指して取組を進めており、医師の働き方改革を一層推進していくため、令和3年度から、長時間労働（年間の時間外労働が960時間超）となっている医師が在籍する病院の幹部職員を対象に、医師の長時間労働の要因を把握し、診療科内での体制の見直しを行う等の対応を行うことにより、改善を図った。</p> <p>その結果、令和2年度の長時間労働職員の令和3年度の平均時間外労働時間については、令和2年度と比べ大きく減少（一人当たり▲102時間）し、長時間労働の削減となった。</p> <p><b>【令和3年度のヒアリング対象者（令和2年度の勤務実績による）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の時間外勤務が年間960時間超である医師（42人）が在籍する病院の幹部職員 50人（16病院）</li> </ul> <p><b>【時間外勤務時間数（年間（令和3年度－令和2年度））の増減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長時間労働の医師（令和3年度に退職等した者を除く）19人の平均</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度（A）</th> <th>令和3年度（B）</th> <th>B－A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均</td> <td>1,040時間</td> <td>938時間</td> <td>▲102時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）19人のうち時間外勤務時間数（年間）が減少した者……17人</p> <p>②ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革（再掲）</p> <p>SUREプロジェクト3つの理念に沿って、1. 医療の質の向上、2. 業務の効率化・生産性の向上、3. 危機管理機能の向上をより具体化するため、テレビ会議システムを導入し、令和3年度から国立病院機構総合情報ネットワークシステム（第4期HOSPnet）の抜本的な更改に向けた取り組みを開始するなど、ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にNHO内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取組みを推進していく。</p> <p>③定数改定による人員体制の拡充</p> <p>働き方改革を踏まえ、令和4年度の職員定数の見直しに当たり、既存業務の見直しを行ってもなお超過勤務の縮減ができない場合の対応として、長時間労働を是正できるよう職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。</p>			令和2年度（A）	令和3年度（B）	B－A	平均	1,040時間	938時間	▲102時間		
	令和2年度（A）	令和3年度（B）	B－A												
平均	1,040時間	938時間	▲102時間												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(2) 新たな勤務時間管理方法の導入            モデル病院（7病院）での試行を踏まえ、客観的に在院中の労働時間等が把握できる勤務時間管理ルールを導入することとし、            厚生労働省発出の通知等を踏まえ、国立病院機構の基本的なルールとして、            ア 職員が出退勤時刻を記録すること            イ 職員が時間外勤務及び休日勤務の内容・時間を申告すること            ウ 職員が出退勤時間と勤務時間との間に生じた乖離の理由を申告すること            エ 所属長がア～ウの内容その他の職員の勤務時間に関する情報を確認し、職員の勤務時間を適正に管理すること            等を就業規則に明記したところである。</p> <p>【モデル病院（7病院）】            宮城病院、横浜医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、            呉医療センター、広島西医療センター、賀茂精神医療センター</p> <p>令和3年度においては、出退勤時刻の客観的な把握を基本とする新たな勤務時間管理方法を実施するための検討を進め、令和5年3月までに各病院に勤務時間システムを導入する。            なお、モデル病院においては、試行後の検証時に出退勤時刻の打刻、乖離理由、データの抽出等に係る課題等を踏まえて勤務時間システムを改修し、運用している。</p>		<p>評価</p>
				<p>2. 働きやすい環境づくりの取組            国立病院機構では、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。</p> <p>(1) 育児・介護のための両立支援            ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック            第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。</p> <p>(2) ハラスメント防止対策            ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施            ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和3年11月～12月に実施した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
				業務実績		自己評価	評価																		
				<グループ別参加者数> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道東北グループ</td> <td>41名</td> </tr> <tr> <td>関東信越グループ</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>東海北陸グループ</td> <td>43名</td> </tr> <tr> <td>近畿グループ</td> <td>57名</td> </tr> <tr> <td>中国四国グループ</td> <td>54名</td> </tr> <tr> <td>九州グループ</td> <td>76名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>376名</td> </tr> </tbody> </table>			グループ	参加者数	北海道東北グループ	41名	関東信越グループ	105名	東海北陸グループ	43名	近畿グループ	57名	中国四国グループ	54名	九州グループ	76名	合計	376名			
グループ	参加者数																								
北海道東北グループ	41名																								
関東信越グループ	105名																								
東海北陸グループ	43名																								
近畿グループ	57名																								
中国四国グループ	54名																								
九州グループ	76名																								
合計	376名																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p><b>(4) 職員の改善意欲向上に資する取組</b> サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。</p>	<p><b>(4) 職員の改善意欲向上に資する取組</b> サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰（新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、表彰に代わる評価も含む）などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。</p>	<p><b>(4) 職員の改善意欲向上に資する取組</b> 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するQC活動奨励表彰制度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、令和3年度においてはQC活動の発表、審査及び表彰等の一連のプロセスをオンラインで行った。（応募数：60施設 189件） また、水平展開の促進を図るため、多くの職員が過去のQC活動（※）を容易に閲覧・検索できるよう、引き続き職員用の掲示板で公開を行っている。</p> <p>※QC活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。</p> <p>※平成18年度～令和3年度までの応募総数（2,957件）</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
<p><b>2 経費の節減及び資源の有効活用</b>            人員の配置については、医療の高度化や各種施策を踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、適正な配置に努めること。            調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。            医薬品や医療機器等の共同調達については、これまでも国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93</p>	<p><b>2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築</b>            各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。            経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを旨とする。</p>	<p><b>2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築</b>            各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。            経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和3年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率100%以上とすることを旨とする。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;            ・ 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。            &lt;定量的指標&gt;            ・ 経常収支率            &lt;評価の視点&gt;            ・ 経営改善の取組等により収支相償の経営を目指すこととし、中期計画期間の令和3年度の損益計算において、国立病院機構全体として経常収支率</p>	<p><b>2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築</b>  <b>1. 経常収支及び総収支について</b>  <b>(1) 経常収支</b>            令和3年度は、コロナ禍において、一般診療の制限等により法人全体の患者数は大幅に減少（コロナ前の対令和元年度比で入院患者は▲8%程度、外来患者は▲7%程度）した。しかしながら、感染防止対策を徹底し、地域から求められている診療機能をできる限り維持したことで、救急車受入数は191,392件、手術件数は197,495件となり令和元年度並みまで増加したこと、国や自治体からの要請に応え、積極的にコロナ患者の受入れ等に取り組んだこと、さらなる費用削減を含めた様々な取組みや基礎年金に係る公経済負担の廃止等により、経常収支は908億円の黒字、経常収支率は108.6%となった。  <b>(2) 総収支</b>            令和3年度は、総収支859億円の黒字となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>経常収支</th> <th>総収支額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>576億円</td> <td>96億円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>908億円</td> <td>859億円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2. 経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進</b>            NHOでは、「地域から求められる医療を2040年に向けた厳しい先行きの中でも安定的に提供する体制を確保できる」ことについて、地域関係者や患者から評価されるよう、SUREプロジェクトの理念に基づき、新型コロナウイルス感染症収束後も見据え次の取組などを行った。            ○ NHOでは、新型コロナウイルス感染症対応について、令和3年度においては、国立病院機構法第21条第1項に基づく病床確保要請や都道府県からの要請に応え、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行うとともに、地域から求められている救急医療、産科・小児科・精神科等の診療機能を維持し、これらの入院患者への受入れにも積極的に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、積極的に算定等できるよう、注意事項等を補足して情報提供を行い、本部より各病院へ周知を図った。            ○ また、令和3年度に資金余力のない病院であって、電子カルテ更新等の診療報酬による償還が困難な投資を行う際に、過去投資分を含む病院経営全般に係る償還計画の策定が必要な病院等を改善推進病院として指定（47病院）し、本部及びグループの協力体制の下に経営改善の支援を行った。なお、令和3年度に指定を行った病院のうち、医業収支等の改善が見られた病院は12病院あった。</p>		経常収支	総収支額	令和2年度	576億円	96億円	令和3年度	908億円	859億円	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	経常収支	総収支額													
令和2年度	576億円	96億円													
令和3年度	908億円	859億円													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価																									
号) 第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。)、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構と連携の上、実施しているところであるが、これまでの効果を検証しつつ、より効率的な調達に努めること。 後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図ること。 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動			100%以上となっているか。	<p>○ こうした取組に加え、コロナ収束後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、病院経営の在り方について、本部から各病院に対し、検討を依頼するとともに、各病院の検討を支援するため必要なデータを提供した。また、各病院においてはこうした検討を踏まえ開業医訪問や患者の受入れ体制の構築等に取り組み、患者数の確保の取組を実施した。</p> <p>○ さらに、従来から提供している経営分析ツールについて、更新を行い、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との指標推移を過去6年間に渡り比較するためのツールの作成、前年比較を可能にするよう近隣医療機関との勢力比較図(バブル図)の見直し、診療報酬上の一部の加算(救急の患者に対して算定可能な加算等)について算定漏れや他院との比較を実施するための算定率の一覧の作成、グループ病院平均との比較可能な各種経営指標の項目の見直しを行うなどツールの更なる充実や経営改善の取組事例のマニュアル等を新たに提供するなど、各病院で自院の状況の把握、分析やそれらを踏まえた患者確保、診療単価増等の取組の検討に活用できるよう本部から各病院に対し、情報提供を行った。</p> <p>こうした取組の結果、医業収支率は▲96.5%と引き続き深刻な状況であったが、令和2年度と比較すると赤字幅は縮小した。</p> <p>上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ってきたものの、経営の主軸となる医業収支は▲354億円と、極めて深刻な状況となったが、新型コロナウイルス感染症関係の補助金の獲得により、一時的な結果として、経常収支908億円、経常収支率108.6%と目標を達成した。(対前年度+331億円)</p> <p>しかし、他疾患病床を転用してでも同感染症患者の積極的な受入を行ったことの影響により、コロナ収束後であっても患者数が回復する見込みが立たず、医業収支をコロナ前の水準まで回復させることは容易ではなく、今後、資金残高の大幅な減少を余儀なくされるおそれが高いため、引き続き、国立病院機構の理念に基づく取組を進めていくこととしている。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td><b>【経常(医業)収益】</b></td> <td><b>【経常収支】</b></td> <td><b>【経常収支率】</b></td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>10,755(9,425)億円</td> <td>576億円</td> <td>105.7%</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>11,486(9,896)億円</td> <td>908億円</td> <td>108.6%</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td><b>【費用のうち運営費交付金の割合】</b></td> <td><b>【経常費用】</b></td> <td><b>【運営費交付金額】</b></td> </tr> <tr> <td>・令和2年度</td> <td>0.3%</td> <td>10,179億円</td> <td>31億円</td> </tr> <tr> <td>・令和3年度</td> <td>0.1%</td> <td>10,578億円</td> <td>7億円</td> </tr> </table>		<b>【経常(医業)収益】</b>	<b>【経常収支】</b>	<b>【経常収支率】</b>	・令和2年度	10,755(9,425)億円	576億円	105.7%	・令和3年度	11,486(9,896)億円	908億円	108.6%		<b>【費用のうち運営費交付金の割合】</b>	<b>【経常費用】</b>	<b>【運営費交付金額】</b>	・令和2年度	0.3%	10,179億円	31億円	・令和3年度	0.1%	10,578億円	7億円		<p>評価</p>
	<b>【経常(医業)収益】</b>	<b>【経常収支】</b>	<b>【経常収支率】</b>																											
・令和2年度	10,755(9,425)億円	576億円	105.7%																											
・令和3年度	11,486(9,896)億円	908億円	108.6%																											
	<b>【費用のうち運営費交付金の割合】</b>	<b>【経常費用】</b>	<b>【運営費交付金額】</b>																											
・令和2年度	0.3%	10,179億円	31億円																											
・令和3年度	0.1%	10,578億円	7億円																											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>的に行うこと。</p> <p>保有資産の有効活用にも取り組むこと。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成30年度と比べ、5%以上節減を図ること。</p> <p>上記1及び2の取組により、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支率を100%以上とすること。</p>				<p><b>3. 病床機能の見直し・効率的な病棟運営</b></p> <p>NHOでは、SUREプロジェクトの理念に基づく病院経営方針を踏まえ、各病院それぞれが収支均衡に取り組むこととしている中で、患者の受療行動が新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで戻ることが見込めないといった厳しい環境が続く可能性を見据え効率的な人員配置や収益に見合った費用の実現のため、本部から各病院に対し、結核病棟のユニット化等による病棟集約や急性期一般入院料1の7：1看護配置から急性期一般入院料2の10：1看護配置への移行等を検討するよう周知を行った。</p> <p><b>4. 投資の促進と効率化</b></p> <p>NHOにおける投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえた年度毎の投資枠に基づく投資を行うこととしている。</p> <p>令和3年度は、引き続き設定した投資枠の範囲内で、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p> <p>また、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを、令和4年度に新たに設けることとし、令和3年度は具体的な取扱いについて検討を進めた。</p> <p><b>【地域医療構想等を踏まえた整備事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析室新設改修整備（横浜医療センター） 当該病院では、所在する地域の救急患者を24時間体制で受け入れて地域医療に貢献しているが、透析治療を行う病室が救命救急センター内に4床（1室）あり、そこで入院患者も含めた透析治療を行っているため、救命救急センターの病床がほぼ満床となり、救急患者の受入要請を断らざるを得ない状況が発生している。 このため、病棟の一部を改修整備し新たに透析室を新設することにより、救命救急センターの全ての病床を救急患者専用を活用することが可能となり、地域医療への更なる貢献が期待されることから、透析室新設のための病棟改修整備を投資決定した。</li> <li>・脊椎内視鏡手術機器増設整備（仙台西多賀病院） 当該病院では、多くの脊椎疾患の患者を受け入れて脊椎内視鏡手術を実施しているが、既存の内視鏡手術機器のみでは洗浄・消毒等により1日に実施できる手術件数が限られ、また脊椎疾患により当該病院への入院が決定している待機患者が一定程度いることから、手術件数の増加が課題となっている。 このため、脊椎内視鏡手術機器を新たに1台増設することにより、1日に実施可能な内視鏡手術件数を増加させることが可能となり、更なる患者の受入が期待されることから、脊椎内視鏡手術機器増設整備を投資決定した。</li> </ul>		<p>評価</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p><b>【令和3年度の投資決定】</b>  令和3年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実にを行う一方、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p> <p><b>5. 本部出資金の運用</b>  令和3年度の投資は医療機能の維持を基本としている一方、コロナ後を見据えると、地域医療を引き続き安定的かつ継続的に維持するとともに、WITHコロナを踏まえた上で、感染防止対策の強化や地域医療構想への対応など先を見据えた取組が必要である。</p> <p>NHO病院の外来棟については約半数が耐用年数を過ぎて、雨漏り等老朽化が顕著となっており、特にセーフティネット系病院等を中心として、自力での償還が困難であること等により、老朽化した外来棟の更新等ができない状況となっているところもある。</p> <p>このような状況にあっても、医療機能の向上を図り、安定的・継続的な地域医療の提供を実現するため、セーフティネット系病院等を中心として積極的に外来棟等の感染防止対策や老朽化対策のための改修整備を進める方針のもと、本部・病院間の資金のやりとりの工夫で一部の病院から拠出を受けることにより、国等からの補助金に頼らない「本部出資金」を令和3年度に創設し、運用を開始した。</p> <p>この「本部出資金」を活用し、各病院からの整備要望を踏まえ、感染防止対策整備や老朽化対策整備について、107病院に63.2億円の投資を決定した。</p>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
	<p><b>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</b></p> <p>各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。</p> <p>給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。</p>	<p><b>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</b></p> <p>各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。</p> <p>こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。</p> <p>給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。</li> <li>委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図っ</li> </ul>	<p><b>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</b></p> <p>1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置</p> <p>固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。</p> <p>具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数はコロナ前の水準を下回る状態の継続・長期化等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。</p> <p><b>【1月1日時点の現在員数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度 (令和3年1月1日)</th> <th>令和3年度 (令和4年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>6,199名</td> <td>6,294名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>40,342名</td> <td>40,548名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td>9,051名</td> <td>9,179名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,989名</td> <td>6,925名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62,581名</td> <td>62,946名</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、看護師の確保にあたっては、年度途中の退職者等の発生を見込んで年度当初に配置計画数を超えて採用を行う仕組みとしている中、近年、退職者数や育児休業者数等が当初見込数と乖離している実態等を踏まえ、適正かつ効率的な配置に向けて、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出するなど採用予定者数の適正化に取り組んだ結果、令和4年度の採用予定者数は、前年度から約170人減少した。</p> <p>2. コスト低減化に向けた業務委託の有効活用</p> <p>各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。</p> <p>また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。</p>		令和2年度 (令和3年1月1日)	令和3年度 (令和4年1月1日)	医師	6,199名	6,294名	看護師	40,342名	40,548名	コメディカル	9,051名	9,179名	その他	6,989名	6,925名	合計	62,581名	62,946名	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度 (令和3年1月1日)	令和3年度 (令和4年1月1日)																						
医師	6,199名	6,294名																						
看護師	40,342名	40,548名																						
コメディカル	9,051名	9,179名																						
その他	6,989名	6,925名																						
合計	62,581名	62,946名																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。</li> <li>給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。</li> </ul>	<p>その他、SUREプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和3年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、エレベーター保守契約については0.1億円（累計：0.5億円）、医療機器保守契約については、0.4億円（累計：1.5億円）を削減した。</p> <p><b>3. 人件費率と委託費率を合計した率の抑制</b>          技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和3年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。          人件費率と委託費率を合計した率について、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、コロナ収束後を見据え、通常患者の確保などに取り組んだ結果、令和2年度を下回ることができた。</p> <p><b>【診療事業における人件費率（委託費を含む）】</b>          ・令和2年度 62.1% → 令和3年度 59.2%</p> <p><b>4. 職員の給与水準</b>          当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応している。          近年の法人全体の資金保有状況は厳しく、継続的・安定的な事業運営に必要となる医療機能の維持・向上を目的とした投資の実施等を踏まえ、給与の改定は行わなかった。          医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。          看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。          また、事務・技術職員については、国の一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。          令和3年度の対国家公務員指数（※）は、医師：105.9、看護師：97.0、事務・技術職：99.1となった。</p> <p>※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を100とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(2) 経費の節減</b></p> <p>使用医薬品の標準化を推進し、他の独立行政法人との間で医薬品・医療機器等の共同購入を引き続き実施するとともに、これまでの効果を検証しつつ、より効果的な調達方法を検討する。</p> <p>後発医薬品については、これまでの取組を継続し、今後も他の医療機関の模範となるよう、より一層の採用促進を図る。</p> <p>その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。</p>	<p><b>(2) 経費の節減</b></p> <p>医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。</p> <p>また、後発医薬品の使用割合を、政府目標の水準を維持しつつ、数量ベースで85%以上を目指すとともに、後発医薬品の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、情報共有を行う。</p> <p>医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用医薬品の標準化に取り組んでいるか。</li> <li>国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施しているか。</li> <li>後発医薬品の使用割合を数量ベースで85%以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。</li> </ul>	<p><b>(2) 経費の節減</b></p> <p><b>1. 国立病院機構使用医薬品の標準化（再掲）</b></p> <p>平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、国立病院機構本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。</p> <p>令和3年度においては、令和2年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で46医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに40医薬品を追補し、2,806医薬品を標準的医薬品とした、</p> <p>また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。</p> <p>&lt;経緯（参考）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度：令和元年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で35医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに28医薬品を追補し、2,766医薬品を標準的医薬品とした。</li> </ul> <p><b>2. 医薬品の共同購入について</b></p> <p>令和3年度の医薬品の共同購入については、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構と連携の上、引き続き実施した。令和3年度は、地域毎の市場価格をより反映させるため、入札エリアを11エリアとして実施した。</p> <p>入札品目のグルーピングの見直しや、入札とは別に市場価格の変動を踏まえた価格交渉を実施し、契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の低減に努めた。</p> <p><b>3. 後発医薬品の利用促進（再掲）</b></p> <p>令和2年9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする政府目標に対し、国立病院機構では、引き続き後発医薬品使用促進対策を行った。平成29年度は後発医薬品の採用率が83.5%となり、政府目標と比較して3年早く達成し、令和元年度は88.7%、令和2年度は後発医薬品の供給が滞る中、88.9%と増加することができた。</p> <p>令和3年度の後発医薬品の採用率は89.3%であった。</p> <p><b>【これまでの促進対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院における取組の共有</li> <li>後発医薬品使用割合ランキング、薬効別納入価格表などの配布</li> <li>共同入札の見直し</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
		<p>構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。</p> <p>医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。</p> <p>その他、各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。</li> <li>医療機器について、引き続き労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種種の拡大等に取り組んでいるか。</li> <li>ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p><b>【後発医薬品採用率（新算定式）】</b>  数量ベース 令和2年度 88.9% → 令和3年度 89.3%  採用率70%以上の病院 令和2年度 133病院 → 令和3年度 137病院</p> <p><b>4. 医療機器購入価格の標準化に向けた取組</b>  令和3年度も引き続き、各病院における医療機器の購入を平準化・低廉化するため、購入件数の多い医療機器について、本体価格（対象医療機器79種類）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行った。</p> <p><b>5. 大型医療機器の共同入札実施</b>  令和3年度大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、引き続き実施した。  対象品目は、大型医療機器の10品目（CT、MRI、血管連続撮影装置等）で、令和3年度は10品目の入札を実施した。スケールメリットを活かし、保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の効率化を図るなど、効率的な設備機器整備を行った。</p> <p><b>【共同入札への参加状況、入札台数】</b>  令和2年度 45病院 64台 → 令和3年度 33病院 44台</p> <p><b>【大型医療機器共同全体の参加病院数、入札台数】</b>  令和2年度 77病院 114台 → 令和3年度 68病院 100台</p> <p><b>6. 大型医療機器以外の共同入札実施</b>  令和3年度も引き続き大型医療機器以外の医療機器について共同購入を実施することで更なる経費の節減に努めた。</p> <p><b>【共同入札への参加病院数、対象機器等】</b>  令和3年度 34病院、13機種（温冷配膳車、麻酔器、超音波診断装置等）</p> <p><b>7. 医療材料費適正化事業について</b>  医療材料費の適正化について、平成27年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化に令和3年度も引き続き取り組んだ。  加えて、本部においても各病院への支援として、価格交渉等の支援を実施し、令和3年度においては2.5億円の費用を削減し、5病院に対して令和4年度以降の契約についての支援を実施した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。</li> </ul>	<p>8. 各種契約見直し等の取組について</p> <p>令和3年度は、令和2年度に引き続き、電力契約、エレベーター保守契約及び医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。</p> <p>電力契約については、これまで各地域における電力会社（東京電力、関西電力等）と随意契約により契約を行ってきたが、電力自由化に伴う新電力会社との電力契約が可能となっていることを踏まえ、一般競争入札により電力契約を行うことで電気料金の削減に取り組んだ。</p> <p>エレベーターの保守契約については、独立系保守会社への切替え等を実施することで、令和3年度においては0.1億円（累計額：0.5億円）の費用を削減した。</p> <p>医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和3年度においては0.4億円（累計額：1.5億円）の費用を削減した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
	<p><b>(3) 調達効率化</b> 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p><b>(3) 調達効率化</b> 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。</p>	<p><b>(3) 調達効率化</b> 1. 「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性、及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 また、「令和3年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」（令和3年6月30日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や、契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取り組んだ。 なお、令和3年度の競争契約に占める一者応札・一者応募件数の割合は9.2%であり、調達等合理化計画における評価指標（競争契約に占める一者応札・一者応募件数の割合を平成28年度から令和元年度までの4ヶ年平均と同程度又は低下させる）9.3%を達成することができた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(4) 収入の確保</b>  地域から求められる医療を提供する上で、施設基準の維持又は上位基準の取得を図り、安定的な収入の確保を図る。  また、医業未収金の低減に引き続き努める。</p>	<p><b>(4) 収入の確保</b>  地域の医療機関の機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入院支援看護師の配置による入院支援看護士の配置による入院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。  また、施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。  さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣医療機関等への定期的な訪問や、入院支援看護士の配置による入院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。</li> <li>施設基準の維持又は上位基準の取得を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。</li> </ul>	<p><b>(4) 収入の確保</b></p> <p>1. 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲）  各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やICTを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。  また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。  そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和3年度においては、紹介率は74.6%、逆紹介率は70.6%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により初診患者数が引き続き減少している中で、時間外患者の受入数等が減少する一方で、紹介状を持っていない新型コロナウイルス感染症患者の受入数の増加により、達成度は97.5%と100%を下回ったが、逆紹介率については110.1%と計画値を上回った。</p> <p>2. 施設基準の取得状況について  NHOでは、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していけるよう、各病院それぞれが収益に見合った費用の実現のためのあらゆる経営改善に取り組むこととしており、施設基準の届出漏れや診療報酬の算定漏れは、スタッフの労働が適正に評価されていないことと捉えるよう周知するとともに、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設基準の取得について、各病院が他病院との届出状況の比較検証及び施設基準の取得可能性について、再点検の実施を行えるよう届出を行っている病院の具体的な取組・運用例をとりまとめた経営改善マニュアルを本部から各病院に対し、配布を行った。</li> <li>診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施することにより返還等の事前防止に努めた。</li> <li>各病院が内部環境分析に活用するため、診療報酬上の加算（救急の患者に対して算定可能な一部の加算）の算定率の一覧を作成するなど、経営分析ツールの充実を図り、本部から各病院に対し周知を行った。</li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価																									
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医業未収金の低減に引き続き努めているか。</li> </ul>	<p>上記に加え、令和3年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。</p> <p><b>3. 医業未収金の低減に向けた取組について</b></p> <p>将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、各病院それぞれが、収支均衡に取り組む必要があるため、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組みの自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。</p> <p>未収金対策は、回収に力を入れるよりも、発生を防止することが重要であるという考え方にに基づき、患者の入院前から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費制度等の紹介と活用の推奨</li> <li>・ 病院で利用できる支払い方法の案内</li> <li>・ 個人で加入している生命保険等の確認</li> </ul> <p>を実施することで支払い可能性が低い患者をスクリーニングし、未収金発生前から担当職員による相談及び支援等を行う取組みを推進することの周知を行った。</p> <p>また、督促回収・債権管理業務の効率化に向けた取組みとしては、未収金発生から概ね3ヶ月を超える債権を積極的に「弁護士法人へ債権回収委託」を行うことで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生直後3ヶ月までの未収金の督促に注力すること</li> <li>・ 病院の債権管理量の減少を図ること</li> </ul> <p>により督促回収・債権管理業務の効率化を図ることとした。</p> <p>さらに、これらの方策を加えた業務フローを策定した。</p> <p>そして、医業未収金（患者自己負担分）について、医業収益に対する3ヶ月以上未収となっている医業未収金の割合については前年度と比較して減少した。</p> <p>(3ヶ月以上未収となっている医業未収金残高)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和2年度（令和3年1月末現在）</td> <td>→</td> <td>令和3年度（令和4年1月末現在）</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権等（発生後1年以上）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,597百万円</td> <td>→</td> <td>1,589百万円（▲8百万円）</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>820百万円</td> <td>→</td> <td>809百万円（▲11百万円）</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>→</td> <td>2,398百万円（▲19百万円）</td> </tr> <tr> <td>医業収益に対する医業未収金の割合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.137</td> <td>→</td> <td>0.125</td> </tr> </table>	令和2年度（令和3年1月末現在）	→	令和3年度（令和4年1月末現在）	破産更生債権等（発生後1年以上）			1,597百万円	→	1,589百万円（▲8百万円）	破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）			820百万円	→	809百万円（▲11百万円）	合計	→	2,398百万円（▲19百万円）	医業収益に対する医業未収金の割合			0.137	→	0.125	<p>自己評価</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
令和2年度（令和3年1月末現在）	→	令和3年度（令和4年1月末現在）																												
破産更生債権等（発生後1年以上）																														
1,597百万円	→	1,589百万円（▲8百万円）																												
破産更生債権等以外（発生後3ヶ月以上1年未満）																														
820百万円	→	809百万円（▲11百万円）																												
合計	→	2,398百万円（▲19百万円）																												
医業収益に対する医業未収金の割合																														
0.137	→	0.125																												

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p><b>(5) 保有資産の有効活用の推進</b></p> <p>保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。</p>	<p><b>(5) 保有資産の有効活用の推進</b></p> <p>保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。</li> </ul>	<p><b>(5) 保有資産の有効活用の推進</b></p> <p>保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（17件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（34件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業、養護・支援学校等への貸付（21件）を実施するなど、有効活用に努めた。</p> <p>その他、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。</p> <p>令和3年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった8病院において利用計画が策定され（利用計画策定：89病院）、5病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：69病院）。</p> <p>利活用が実施されていない20病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(6) IT化の推進</b>            診療事業や臨床研究事業などの進展を図るため医療分野のIT化に向けた戦略的投資を進めるとともに、業務の質を維持しながら効率化を図るためのITの活用を検討する。            また、今後、新たに電子カルテを導入する病院における仕様の標準化に向けて検討を行う。</p>	<p><b>(6) IT化の推進</b>            電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したSS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤(NCDA)への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組む。            さらに、電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組む。また、オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人が一体となり、実現に向けて確実に取り組む。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;            ・ 電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築したSS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤(NCDA)への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、外部データベースとの連携に向けて取り組んでいるか。</p>	<p><b>(6) IT化の推進</b>  <b>1. 診療情報のデータベース化の最適な在り方</b>  <b>(1) 国立病院機構診療情報集積基盤(NCDA)の拡大(再掲)</b>            「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)において国立病院機構に対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成27年度に構築した厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤(国立病院機構診療情報集積基盤NCDA)を令和3年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのIT基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和3年度に3病院を追加し、70病院となった。また対応ベンダ数も主要7社でNCDAとの接続試験を引き続き行うとともに、平成29年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。   <b>【NCDA保有患者データ数(実患者)】</b>            令和2年度末 290万人 → 令和3年度末 300万人            (うち新規3病院 8万人)</p> <p><b>(2) NCDAを活用した災害時診療情報の抽出等(再掲)</b>            NCDAの標準化機能を活かして、様々なベンダの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。            NCDA参加病院(令和3年度末:70病院)のうち災害拠点病院を中心に67病院(前年度比:+3病院)で本モジュールを導入済みである。            本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズを国立病院機構本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(3) 外部のデータベースとの連携（再掲）</p> <p>令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、M I D - N E Tを活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（P M D A）のM I D - N E T側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※1）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。</p> <p>N C D Aから抽出されるデータをM I D - N E Tの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、P M D AのM I D - N E T側で実施した利活用がN C D A側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和3年度は、医薬品製造販売後調査、G P S P省令対応に対応すべく、P M D A、M I D - N E Tの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。</p> <p>国立病院機構の「N C D A」は、M I D - N E Tより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、N C D AとM I D - N E Tを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、その安全対策の影響評価、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※2）の実用化に向けて貢献できる。</p> <p>※1 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる  ※2 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報</p> <p>(4) 診療情報データベースの利活用の推進（再掲）</p> <p>医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、国立病院機構診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、診療情報の利活用を推進している。</p> <p>※診療情報集積基盤（N C D A）及び診療情報分析システム（M I A）</p> <p>【利活用新規申請件数】（再掲）  令和2年度 12件 → 令和3年度 8件</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子カルテ等の病院情報システムについて業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの実施に引き続き取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>(5) 外部機関へのデータ提供（再掲）</p> <p>外部機関からのデータ提供依頼のニーズに対応するため、令和元年度より新たに民間企業等の国立病院機構の職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。</p> <p>令和3年度は、製薬企業等の民間企業2件を含む5件の外部からの利活用申請に対応した。</p> <p>外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構へ医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCDA参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。</p> <p>次世代医療基盤法に基づき提供された医療情報のデータの利活用は、例えば、患者の特徴ごとの治療効果等の研究を行えば、患者の体質や既往歴等を踏まえた最適な医療の提供につながり、病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになること等が期待されている。しかしながら、令和3年度末時点において、本取組に参加する機関が全国で107機関と少ない中で、NHOが約45%を占めている。NHOとして、国が進める政策の実現に向けて、今後も取組を進めていくこととしている。</p> <p><b>2. 適切なIT投資</b></p> <p>令和3年度も引き続き、各病院の投資の参考となるようNHO病院の電子カルテ等IT投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なIT投資となるよう、投資委員会において審議のうえ投資を決定した。</p> <p>また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取り組みを引き続き推進した。</p> <p><b>【電子カルテ整備を投資決定した病院】</b>  令和2年度 18病院（うち2病院は新規）  → 令和3年度 18病院（うち2病院は新規）</p> <p><b>【電子カルテ整備が完了した病院】</b>  令和2年度 10病院（うち3病院は新規）  → 令和3年度 13病院（新規病院なし）</p> <p><b>3. コロナ禍を踏まえた在宅勤務促進のためのIT活用に関する取り組み</b></p> <p>各病院でのスマートデバイスの活用と並行して、NHO本部においても災害時またはコロナ禍にあっても業務継続を可能とする在宅勤務の仕組みを導入した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<評価の視点> ・ オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対して法人一体となり、実現に向けて取り組んでいるか。	<b>4. オンライン資格確認等の厚生労働省が進める医療情報施策に対する取組（一部再掲）</b> 令和3年度においては、オンライン資格確認における病院と支払基金等間とのネットワーク環境について、回線の集約化の整備を実施し95病院でオンライン資格確認システムを導入した。	年度計画の目標を達成した。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	<p><b>(7) 経営能力の向上への取組</b></p> <p>職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。</p>	<p><b>(7) 経営能力の向上への取組</b></p> <p>財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進する。</p> <p>経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上を目的とした研修並びに診療報酬請求事務における算定の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。</li> <li>経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上を目的とした研修並びに診療報酬請求事務における算定の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。</li> </ul>	<p><b>(7) 経営能力の向上への取組</b></p> <p>1. 経営分析手法の共有の推進（再掲）</p> <p>国立病院機構においては、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取り組みをサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。</p> <p>本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。</p> <p>また、令和3年度は新たに、診療報酬の積極的算定及び算定漏れ防止による診療単価増の取り組みに活用できるよう、救急医療管理加算等を算定可能な患者に対する算定率を他の病院と比較できる一覧（14種類）の作成及び各病院においてDPC包括範囲内で実施している一部の画像診断を外来化し、収入の増加を図る取り組みを検討できるよう画像診断件数一覧の作成を行うなど、経営改善に係るツールの充実を図り、各病院で当該ツールを活用できるよう共有した。</p> <p>2. 病院経営研修の実施（再掲）</p> <p>毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、事務部門に加え、看護職員やコメディカル職員を対象とした病院経営研修を実施している。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により対面による研修を実施することはできなかったが、同感染症の感染拡大への対応と両立するために、研修用の資料を、NHO内の掲示板に掲載し、職員がいつでも自己研鑽が実施できるように対応を行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p><b>3. 医事業務研修</b></p> <p>診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず中止したが、令和3年度はオンライン形式で実施したことにより、受講者を大幅に増加させた。</p> <p>令和元年度 86名 → 令和2年度 実施せず → 令和3年度 379名</p> <p><b>4. 適切な診療報酬請求事務処理体制の確立</b></p> <p>令和3年度においては、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例の取扱いについて、本部から各病院に対し、適切に算定できるよう注意事項等により情報提供を行うとともに新たに診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施すること等により、適正な診療報酬請求ができるよう取り組んだ。</p> <p>また、令和4年度診療報酬改定における国の議論の状況や資料について、本部より随時情報共有し、説明を行うとともに、具体的な改定内容が明らかになった際には、各病院で特に留意すべき点などを抜粋した資料を提供し、各病院が診療報酬改定に速やかに対応できるよう準備を依頼した。</p> <p>さらに、本部より各病院に対し、「施設基準の届出漏れや診療報酬の積極的算定の未実施・算定漏れは、スタッフの労働が正当に評価されていないことと同旨」であることを周知し、NHOの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し周知するとともに、診療報酬の積極的算定について算定を行っている病院の具体的な取組・運用例を本部にてとりまとめ、各病院に対し、経営改善マニュアルの配布を行った。</p> <p>なお、令和3年度においても、本部から各病院に対して、病院が実施した外部機関によるレセプト点検を踏まえた診療報酬の算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、令和4年度診療報酬改定におけるポイント、などについて随時提供を行い、適正な診療報酬請求に取り組んだ。</p>				



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>(8) 一般管理費の節減</b> 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ、5%以上節減を図る。</p>	<p><b>(8) 一般管理費の節減</b> 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ5%以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下とする。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成30年度と比べ5%以上節減することを念頭に置きつつ、前年度以下に向け取組を進めているか。</p>	<p><b>(8) 一般管理費の節減</b> 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、調達価格の妥当性の精査を行うなど消耗器具備品費等の縮減に取り組んだ結果、平成30年度と比較し20.6%節減することができた。</p> <p>平成30年度 268百万円 → 令和3年度 213百万円 (▲20.6%) ※令和2年度 202百万円</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

4. その他参考情報

特になし

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>第5 財務内容の改善に関する事項</b> 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、前中期目標期間末の繰越欠損金の早期解消に努めること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。 なお、毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	<b>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b>			< 評定と根拠 > 評定：A  (自己評定Aの理由) 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。  ○ 長引くコロナ禍で医業収支の赤字が続く中、繰越欠損金解消計画に基づいた経営改善の取組に加えて、国等の要請に応え、新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入を行ったこと等により、経常収支率が100%を超え、令和3年度末時点で繰越欠損金を解消した。  ○ 長期債務の償還については、約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成しており、令和3年度は新たな借入を行わなかったため、長期借入金の残高は大きく減少している。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価																
	<p><b>1 予算、収支計画及び資金計画</b></p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、中期目標期間中に、繰越欠損金を解消するよう努める。なお、繰越欠損金を解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表する。</p> <p>また、長期借入金の元利償還を確実に行う。</p> <p>なお、令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された運営費交付金については、新型コロナウイルス感染症</p>	<p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努める。</p> <p>また、令和3年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務内容の改善を図り、繰越欠損金の削減に努めているか。</li> </ul>	<p><b>1 予算、収支計画及び資金計画</b></p> <p><b>1. 繰越欠損金の解消</b></p> <p>第三期中期計画期間の最終年度である平成30年度末時点での繰越欠損金93.5億円を第四期中期計画期間中に解消するため、具体的な繰越欠損金解消計画を作成した。</p> <p>令和3年度においては、病院経営の主軸となる医業収支は▲354億円と令和2年度から引き続き赤字となっているが、国・都道府県の要請に応じ、積極的な新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと等により、経常収支率100%以上を達成したため、令和2年度末に39.7億円あった繰越欠損金（累計）は、令和3年度末時点で解消した。</p> <p><b>【繰越欠損金の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累計額</td> <td>93.5億円</td> <td>135.7億円</td> <td>39.7億円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>—</td> <td>+42.2億円</td> <td>▲95.9億円</td> <td>▲39.7億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲）</p> <p>各病院で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナウイルスとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に向いた感染対策の研修やICTを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和3年度においては、紹介率は74.6%、逆紹介率は70.6%となった。紹介率については、新型コロナウイルス感染症の影響により初診患者数が引き続き減少している中で、時間外患者の受入数等が減少する一方で、紹介状を持っていない新型コロナ患者の受入数の増加により、達成度は97.5%と100%を下回ったが、逆紹介率については110.1%と計画値を上回った。</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	累計額	93.5億円	135.7億円	39.7億円	0円	対前年度比	—	+42.2億円	▲95.9億円	▲39.7億円	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																	
累計額	93.5億円	135.7億円	39.7億円	0円																	
対前年度比	—	+42.2億円	▲95.9億円	▲39.7億円																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	の感染拡大防止を図るために措置されたことを認識し、地域の医療機関や介護・障害福祉分野等の関係者を対象とした感染症対応にかかる研修に活用する。			<p>(2) コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲）</p> <p>各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。</p> <p>また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。</p> <p>その他、SUREプロジェクトに基づく資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和3年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、エレベーター保守契約については0.1億円（累計：0.5億円）、医療機器保守契約については、0.4億円（累計：1.5億円）を削減した。</p> <p>(3) 経費の節減（一部再掲）</p> <p>①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。</p> <p>②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。</p> <p>【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】 令和2年度 45病院 64台 → 令和3年度 33病院 44台</p> <p>③医療材料については、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む、約800施設の医療材料費の価格を比較できるシステムを活用した価格交渉を実施した。</p> <p>【医療材料費の適正化による費用削減額】 令和2年度 1.7億円 → 令和3年度 2.5億円</p> <p>(4) 投資水準の設定</p> <p>継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。その中で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<b>【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】</b> 令和3年度 10.5億円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																													
				業務実績	自己評価																														
	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	<評価の視点> ・ 長期借入金 の償還を約定 どおり行って いるか。	<b>2. 長期債務の償還</b> 長期借入金の償還を約定どおり行った。また、令和3年度は新たな借入を行わなかったため、長期借入金の残高は大きく減少している。なお、令和2年度に過去に償還期間25年で借り入れた過去債務（1,540億円）の低利・長期間での借換えや新規借入における借入期間の長期化（30年から39年へ）を実現したことにより、返済負担が平準化され、令和3年度から令和19年度までの資金余力が大きく改善（累計で569億円）される見込みである。  <b>【財政融資資金】</b> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>令和3年度</td> </tr> <tr> <td>元 金</td> <td>590億円</td> <td>元 金</td> <td>2,071億円</td> </tr> <tr> <td>利 息</td> <td>22億円</td> <td>利 息</td> <td>27億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>612億円</td> <td>合 計</td> <td>2,098億円</td> </tr> </table> ※令和3年度末時点での長期債務残高は4,507億円となっている。このうち平成16年度、国から承継した長期債務残高7,471億円については着実に返済し、令和3年度末時点での残高は、785億円となっている。  <b>【長期債務残高】</b> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>令和2年度末</td> <td>令和3年度末</td> </tr> <tr> <td>国から承継した分</td> <td>993億円</td> <td>785億円</td> </tr> <tr> <td>独法以降後に借り入れた分</td> <td>4,046億円</td> <td>3,722億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,039億円</td> <td>4,507億円</td> </tr> </table>			令和2年度		令和3年度	元 金	590億円	元 金	2,071億円	利 息	22億円	利 息	27億円	合 計	612億円	合 計	2,098億円		令和2年度末	令和3年度末	国から承継した分	993億円	785億円	独法以降後に借り入れた分	4,046億円	3,722億円	合 計	5,039億円	4,507億円	年度計画の目標を達成した。	評価
	令和2年度		令和3年度																																
元 金	590億円	元 金	2,071億円																																
利 息	22億円	利 息	27億円																																
合 計	612億円	合 計	2,098億円																																
	令和2年度末	令和3年度末																																	
国から承継した分	993億円	785億円																																	
独法以降後に借り入れた分	4,046億円	3,722億円																																	
合 計	5,039億円	4,507億円																																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価		
	<b>2 短期借入金</b> <b>金の限度額</b> (1) 限度額 60,000百万円 (2) 想定される理由 ① 運営費 交付金の受入遅延等による 資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス) の支給等、資金繰り資金 の出費への対応 ③ 予定外の退職者の 発生に伴う退職手当の支 給等、偶発的な出費増への 対応	<b>第4 短期借入金</b> <b>金の限度額</b> 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 業績手当(ボーナス) の支給等、資金繰り 資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の 発生に伴う退職手当の支 給等、偶発的な出費増への 対応	<評価の視点> ・ 短期借入金について、借 入理由や借入額は適切なも のと認められるか。	<b>2 短期借入金の限度額</b>  令和3年度における短期借入金はない。		年度計画の目標を達成した。		



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<p><b>3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b> なし</p> <p><b>4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</b> なし</p>	<p><b>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b> なし</p> <p><b>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</b> なし</p>		<p><b>3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</b>  なし</p> <p><b>4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仙台医療センター（令和元年5月1日移転） 新病院への移転のため、令和3年6月28日に厚生労働大臣より旧病院土地交換に係る認可を受け、令和4年3月1日に宮城県と土地の交換をした。</li> <li>・ 旧八雲病院（令和2年9月1日廃止） 北海道医療センターと函館病院への病院機能の移転のため、令和3年6月25日に厚生労働大臣より旧病院土地処分に係る認可を受け、令和4年3月31日に八雲町へ無償譲渡した。</li> </ul>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																							
				業務実績	自己評価	評価																																																																							
	<p><b>5 剰余金の使途</b>                      中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p><b>第7 剰余金の使途</b>                      決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;                      ・ 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てているか。</p>	<p><b>5 剰余金の使途</b>                      令和3年度の決算において859.1億円の剰余が生じたため、令和2年度末の繰越欠損金39.7億円へ充当したうえで、剰余については、今後の感染防止対策強化のための病院建物の整備・修繕や国の施策に沿った先進的なIT整備及び借入金の償還に充てるための積立金とする予定である。</p> <p>【目的積立金等の状況（参考情報）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円、％）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度末 （参考）</th> <th>元年度末 （初年度）</th> <th>2年度末</th> <th>3年度末</th> <th>4年度末</th> <th>5年度末 （最終年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期中期目標期間繰越積立金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目的積立金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち経営努力認定額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の積立金等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営費交付金債務</td> <td>0</td> <td>2,702</td> <td>8,887</td> <td>5,042</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期の運営費交付金交付額 (a)</td> <td>14,828</td> <td>15,528</td> <td>15,936</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち年度末残高 (b)</td> <td>0</td> <td>2,702</td> <td>8,887</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期運営費交付金残存率 (b÷a)</td> <td>0.0</td> <td>17.4</td> <td>55.7</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年度決算確定後の積立金は819.4億円となる予定である。</p>		30年度末 （参考）	元年度末 （初年度）	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末 （最終年度）	前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0			目的積立金	0	0	0	0			積立金	0	0	0	0			うち経営努力認定額							その他の積立金等	0	0	0	0			運営費交付金債務	0	2,702	8,887	5,042			当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528	15,936	0			うち年度末残高 (b)	0	2,702	8,887	0			当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4	55.7	0			<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>	
	30年度末 （参考）	元年度末 （初年度）	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末 （最終年度）																																																																							
前期中期目標期間繰越積立金	0	0	0	0																																																																									
目的積立金	0	0	0	0																																																																									
積立金	0	0	0	0																																																																									
うち経営努力認定額																																																																													
その他の積立金等	0	0	0	0																																																																									
運営費交付金債務	0	2,702	8,887	5,042																																																																									
当期の運営費交付金交付額 (a)	14,828	15,528	15,936	0																																																																									
うち年度末残高 (b)	0	2,702	8,887	0																																																																									
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	0.0	17.4	55.7	0																																																																									

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、 目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b> 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	<b>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	<b>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>			<評価と根拠> 評価：B  (自己評価Bの理由) 下記理由により、概ね計画どおりに実施し、目標を達成したため。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。</li> <li>○ 特定の取引業者と不適切な関係があるとの匿名の内部通報があった。匿名かつ信憑性に疑問がある情報ではあったが、この通報内容の重要性に鑑み、関東信越管内の全32病院の契約事務担当者を対象に聞き取り調査(延べ792名)を実施し、倫理規程等に違反した者及び管理監督者に対する処分並びに当該取引業者に対する指名停止を行った。再発防止策として、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底などを講ずることとした。</li> <li>○ 政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-learningコンテンツを作成した。また、研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた(オンライン上で無償提供を続けている。)</li> <li>○ ホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関する国立病院機構の取り組みを掲載し、情報発信している。</li> </ul>	評価	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
<p><b>1 人事に関する計画</b></p> <p>良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。</p> <p>また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。</p> <p>さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。</p>	<p><b>1 人事に関する計画</b></p> <p>良質な医療を効率的に提供していくために、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。</p> <p>有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も</p>	<p><b>1 人事に関する計画</b></p> <p>良質な医療を効率的に提供していくために、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策について適切に取り組む。</p> <p>有為な人材の育成や能力の開発を行う</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応しているか。</li> </ul>	<p><b>1 人事に関する計画</b></p> <p><b>1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲）</b></p> <p>固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。</p> <p>具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数はコロナ前の水準を下回る状態の継続・長期化等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナウイルス感染症対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取組んだ。</p> <p><b>【1月1日時点の現在員数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度 (令和3年1月1日)</th> <th>令和3年度 (令和4年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>6,199名</td> <td>6,294名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>40,342名</td> <td>40,548名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td>9,051名</td> <td>9,179名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,989名</td> <td>6,925名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62,581名</td> <td>62,946名</td> </tr> </tbody> </table> <p>この他、看護師の確保にあたっては、年度途中の退職者等の発生を見込んで年度当初に配置計画数を超えて採用を行う仕組みとしている中、近年、退職者数や育児休業者数等が当初見込数と乖離している実態等を踏まえ、適正かつ効率的な配置に向けて、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出するなど採用予定者数の適正化に取り組んだ結果、令和4年度の採用予定者数は、前年度から約170人減少した。</p> <p><b>2. 良質な人材の確保及び有効活用</b></p> <p>院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。</p> <p>また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行っているが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の中でも良質な人材を確保するため、オンラインによる非対面での説明会も実施した。</p>		令和2年度 (令和3年1月1日)	令和3年度 (令和4年1月1日)	医師	6,199名	6,294名	看護師	40,342名	40,548名	コメディカル	9,051名	9,179名	その他	6,989名	6,925名	合計	62,581名	62,946名	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>
	令和2年度 (令和3年1月1日)	令和3年度 (令和4年1月1日)																						
医師	6,199名	6,294名																						
看護師	40,342名	40,548名																						
コメディカル	9,051名	9,179名																						
その他	6,989名	6,925名																						
合計	62,581名	62,946名																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p>推進する。技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。</p>	<p>ための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様な柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様な柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・ 医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。</p>	<p>事務職については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるように、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施し、中途採用・経験者採用の促進に向けた取組みを実施した。</p> <p>がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これら医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるように給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和3年度も引き続き運用している。</p> <p><b>3. 患者のQOLの向上及び療養介護事業の実施</b> 患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。 令和3年度は、18歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、国立病院機構全体では75病院で1,344名を配置している。</p> <p><b>4. 医師確保対策としての各種制度の実施（再掲）</b></p> <p>(1) 医師確保対策としての各種制度の運用 定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。 また、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、令和3年度においても引き続き医師の確保を図った。</p> <p>①シニアフロンティア制度 平成18年度に、医師確保が困難な国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和3年度においては、定年退職医師2名及び既に本制度を活用している医師31名の計33名の医師が、本制度を活用した。</p> <p>②期間職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、国立病院機構の病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和3年度においては、76名が制度を利用した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>③短時間正職員制度 平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和3年度においては、17名が制度を利用した。</p> <p>④医師派遣助成制度 特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対しての医師派遣の仕組みを強化するため、平成29年度に「医師派遣助成制度」を整備し、医師の確保を図った。これにより、令和3年度は特に医師確保が困難となっていた5病院に対して、8病院（延べ499人日（※））が医師派遣を行った。 ※「医師派遣助成制度」は平成29年度に整備した医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。</p> <p>(2) 大学等関係機関への働きかけ 特に医師確保に問題のある病院については、国立病院機構本部の職員が、延べ18回大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和3年度も引き続き、国立病院機構全体の医師確保対策の取組を行った。</p> <p>(3) 医師募集パンフレット等の作成及び配布 医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の処遇2021年度版」について、令和3年度も引き続き1,860部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医、専修医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和3年度も引き続き1,500部作成し、各病院に配布し研修医・専攻医、専修医の募集活動に活用した。</p> <p>5. 看護師確保対策の推進</p> <p>(1) 看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、処遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へとつなげている。</p> <p>(2) 奨学金の貸与状況 国立病院機構の各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成18年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、機構病院に就職した。令和3年度においても看護師確保対策として784名に奨学金を貸与した。</p>		<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離職防止や復職支援の対策を講じているか。</li> <li>働き方改革を推進する観点から、育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等の各種施策に</li> </ul>	<p>(3) 看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ! NHO 看護職版」について、令和3年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。</p> <p>【作成部数】 令和2年度 50,598部 → 令和3年度 45,755部</p> <p>6. 看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和3年度も潜在看護師のキャリア形成支援などを通じて離職防止・復職支援に引き続き取り組み、近畿グループのホームページでは再就職支援として看護師や助産師の経験がある方を対象に近畿グループ内の採用選考に関する情報などを提供する情報サイトを運用している。なお、国立病院機構で令和3年度に調査した看護職員の離職率は、全看護職員で9.2%、新卒者は8.3%であった。</p> <p>(参考) 日本看護協会による離職率調査(出典:2020年病院看護実態調査) 常勤看護職員 10.6% 新卒者 8.2%</p> <p>(1) 潜在看護師の就職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和3年度には2病院において合計2回、12名の参加者があった。</p> <p>(2) キャリア形成支援による離職防止 機構のネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間相互交流を行い、セーフティネット分野の医療や看護等について理解を深め、病院間異動を推進し、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を、令和3年度も引き続き行った。</p> <p>7. 働きやすい環境づくりの取組(再掲) 国立病院機構では、働き方改革の取組を推し進めており、長時間労働の削減等に向けた取組を行っている。さらに、以下の育児・介護のための両立支援やハラスメント防止対策等について取組を行い、職員全員の勤務環境の改善にも努めた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>		



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価																	
			<p>ついて適切に取り組んでいるか。</p> <p>・ 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護のための両立支援 ○ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック 第四期一般事業主行動計画「仕事と育児・介護の両立支援プログラム」の取組の一環として、母性保護、育児休業、介護休業、休暇、時間外勤務の制限などのワーク・ライフ・バランスに関する各種制度について「ワーク・ライフ・バランス応援ガイドブック」を用いて職員に周知している。</p> <p>(2) ハラスメント防止対策 ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和3年11月～12月に実施した。</p> <p>&lt;グループ別参加者数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道東北グループ</td> <td>41名</td> </tr> <tr> <td>関東信越グループ</td> <td>105名</td> </tr> <tr> <td>東海北陸グループ</td> <td>43名</td> </tr> <tr> <td>近畿グループ</td> <td>57名</td> </tr> <tr> <td>中国四国グループ</td> <td>54名</td> </tr> <tr> <td>九州グループ</td> <td>76名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>376名</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	参加者数	北海道東北グループ	41名	関東信越グループ	105名	東海北陸グループ	43名	近畿グループ	57名	中国四国グループ	54名	九州グループ	76名	合計	376名		<p>評価</p>
グループ	参加者数																					
北海道東北グループ	41名																					
関東信越グループ	105名																					
東海北陸グループ	43名																					
近畿グループ	57名																					
中国四国グループ	54名																					
九州グループ	76名																					
合計	376名																					
				<p>8. 研修の実施 有為な人材育成や能力の開発を行うため、研修計画（令和3年度）を策定し、研修の適正化を図った。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行により、従来の集合研修を実施することが困難であったが、そのような中においてもテレビ会議システムを活用したオンライン研修を実施し、コロナ流行前に近い水準の研修を実施することができた。 オンライン研修は、移動に係る負担など、まとまった時間の確保が困難であるため参加しなくても参加できなかった職員も参加できるようになり、また、グループワーク機能の拡張により様々な研修での利用が可能となったことから、機構の新たな研修形態のひとつとして本格的に運用し、研修対象者数の確保及び研修の質の維持・向上が図られている。 今後、研修コンテンツの共通化や他のシステム（eラーニング等）との連携も視野に、更なる研修の効率化・質の向上を目指す。 また、職場環境や医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、メンタルヘルス・ハラスメント研修、認知症ケア研修等を実施した。 なお、各グループや各病院においても個別に様々な研修を実施している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<b>【本部・グループ主催研修の実施状況】</b> 令和元年度：357コース 13,047名 令和2年度：59コース 2,718名 令和3年度：223コース 12,212名  <b>【本部主催の主な研修】</b> ○管理・監督者研修 ・院長研修 16名 ・副院長研修 27名 ・統括診療部長研修 20名 ・幹部看護師（看護師長等）管理研修Ⅰ 60名 ・幹部看護師（看護部長等）管理研修Ⅲ 37名 ・事務部長研修 20名 ・薬剤部（科）長研修 24名 ・新任課（室）長研修 51名 ・認定看護管理者教育課程（サードレベル） 33名 ○一般研修 ・医事業務研修 379名 ○専門研修 ・HIV感染症研修 61名 ・放射線関係法令研修 121名 ・リハビリテーション研修 36名 ・良質な医師を育てる研修 28名 ・臨床研究のデザインと進め方に関する研修 26名 ・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修 99名 ・初級者臨床研究コーディネーター養成研修 74名 ・治験・臨床研究事務担当者研修 106名 ・療養介護サービス研修 64名 ・診療情報管理に関する研修 40名 ・チーム医療研修 228名 ・クオリティマネジメントセミナー 151名 ・在宅医療推進セミナー 49名 ・障害者虐待防止対策セミナー 82名 ・認知症ケア研修 440名 ・臨床研究・治験コーディネーター実務者研修 20名 ・臨床研修指導医養成講習 64名		評価  

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価	評価										
			<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用の取組を推進しているか。</li> <li>技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図っているか。</li> <li>法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働</li> </ul>	<p>9. 障害者雇用に対する取組</p> <p>障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2.72%と法定雇用率（2.6%）を上回った。</p> <p>基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（6月1日）時点から29.5名増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年6月1日時点 1,462.5名</li> <li>令和3年6月1日時点 1,488.0名</li> </ul> <p>（参考）独立行政法人等（180法人）の障害者雇用の状況（令和3年6月1日時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇用障害者数</th> <th>障害者雇用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人（全体）</td> <td>10,058.0名</td> <td>2.74%</td> </tr> <tr> <td>うち国立病院機構</td> <td>1,488.0名（約14.8%）</td> <td>2.72%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、平成30年度に中央省庁等における障害者雇用率の不適切な算入事案があったことを受け、雇用障害者数については、障害者雇用促進法に基づき適正に把握・計上するための留意事項等をまとめ、各病院に周知するなど適切な運用に努めている。</p>		雇用障害者数	障害者雇用率	独立行政法人（全体）	10,058.0名	2.74%	うち国立病院機構	1,488.0名（約14.8%）	2.72%	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>	
	雇用障害者数	障害者雇用率														
独立行政法人（全体）	10,058.0名	2.74%														
うち国立病院機構	1,488.0名（約14.8%）	2.72%														
				<p>10. 技能職の削減</p> <p>技能職については、令和3年4月1日時点の職員数809名から令和4年4月1日時点の職員数は694名となり、115名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシング等とした。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>											
				<p>11. 人事制度に関する検討・構築</p> <p>良質な医療の提供等、国立病院機構が期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。</p> <p>（1）無期転換ルールに対する取組</p> <p>労働契約法では無期転換申込権が発生するまでの通算雇用期間は「5年」とされているが、国立病院機構で働く有期労働者の雇用の安定化が図られ、さらに、各病院で有為な人材の確保・定着が図られるよう、国立病院機構独自の取組として「3年」としている。</p> <p>また、定年制を設けている当機構の雇用制度や組織運営を踏まえ、定年後引き続き雇用する再雇用職員等については、有期雇用特別措置法の特例措置を活用している。</p> <p>※労働契約法の無期転換ルールは、有期労働契約で働く者の雇止めの不安を解消し、安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できるルール。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
			<p>き方を可能とする人事制度を構築しているか。</p>	<p>(2) 有期雇用職員の雇用の安定化に資する取組 有期雇用の非常勤職員については、採用回数に上限があることが雇用に対する不安につながっているとの声があったことを踏まえ、雇用の安定化を図るため、上限回数を廃止し、任期中の勤務実績等を踏まえて、繰り返し採用を判断する取扱いとしている。</p> <p>(3) 特定の専門分野に精通した医療人材の確保（再掲） がんゲノム医療といった新たな治療法や医療技術等の導入に伴い、今後、これらの医療を実施する上で必要となる特定の専門分野に精通した医療人材を常勤職員として機動的に確保できるよう、給与規程に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和3年度も引き続き運用している。</p> <p>(4) 医師確保困難病院における医師手当の特例（再掲） 医師確保が特に困難な病院において、新規に常勤医師を採用する際に当該医師の医師手当を増額できるよう、給与規定に所要の規定を整備し、令和2年度に施行し、令和3年度も引き続き運用している。</p> <p>(5) 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」への対応 令和2年4月1日から、同一労働同一賃金に関する規定を整備した「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」が施行されたことを踏まえ、それぞれの雇用目的等に応じた個々の待遇について、待遇の趣旨・目的と改正法の規定に照らして待遇差の内容等の確認を行うなど、法律に基づいた対応を行った。</p> <p>(6) 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の新設 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に高年齢者就業確保措置（努力規定）が新設されたことを踏まえ、定年退職日から引き続き65歳まで雇用された職員が引き続き雇用されることを希望した場合は、非常勤職員として70歳まで採用することができる旨の規定（努力規定）を職員就業規則等に整備し、令和3年度より運用を開始した。</p> <p>(7) 労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 平成30年度、令和元年度及び令和2年度における正規雇用労働者の中途採用比率を国立病院機構ホームページへ掲載し、中途採用比率の公表を義務化した労働施策総合推進法の改正（令和3年4月1日施行）に対応した。</p> <p>(参考) 国立病院機構における正規雇用労働者の中途採用比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度 41%</li> <li>・令和 元年度 41%</li> <li>・令和 2年度 40%</li> </ul>				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>(8) 転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減</p> <p>引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、令和3年度分についても引き続き、赴任旅費（移転料）を増額して支給できることとした。</p> <p>また、安価な引越事業者の予約が埋まってしまい、割高な事業者へ依頼せざるを得ない事態を防ぐため、職員から事業者への見積依頼・申込時期を早めることが可能となるよう、人事に関する措置を講じた。</p> <p>さらに、個人申込よりも割安な法人申込としての取扱が可能な事業者の情報を広く職員に周知することで引越料金そのものの低減を図るための取組を行った。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	<p><b>2 施設・設備に関する計画</b></p> <p>地域の医療需要と合致した病院機能とするため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を効率的、効果的かつ機動的に行う。</p> <p>その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うこととする。</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備計画については、別紙4のとおりとする。</p>	<p><b>2 施設・設備に関する計画</b></p> <p>地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進める。</p> <p>投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の医療需要と合致した病院機能とするため、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進めているか。</li> <li>投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化するために必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行っているか。</li> </ul>	<p><b>2 施設・設備に関する計画（再掲）</b></p> <p>NHOにおける投資は、厳しい経営状況等に鑑み、当分の間、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえた年度毎の投資枠に基づく投資を行うこととしている。</p> <p>令和3年度は、引き続き設定した投資枠の範囲内で、医療機能を維持するための投資を着実に進めるだけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p> <p>また、医療機能の向上を念頭に各病院の自主性・裁量性に配慮し新たにチャレンジできる枠組みや医療安全対策等に資する機器等の新規導入を促進する枠組みなどを、令和4年度に新たに設けることとし、令和3年度は具体的な取扱いについて検討を進めた。</p> <p><b>【地域医療構想等を踏まえた整備事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>透析室新設改修整備（横浜医療センター） <p>当該病院では、所在する地域の救急患者を24時間体制で受け入れて地域医療に貢献しているが、透析治療を行う病室が救命救急センター内に4床（1室）あり、そこで入院患者も含めた透析治療を行っているため、救命救急センターの病床がほぼ満床となり、救急患者の受入要請を断らざるを得ない状況が発生している。</p> <p>このため、病棟の一部を改修整備し新たに透析室を新設することにより、救命救急センターの全ての病床を救急患者専用を活用することが可能となり、地域医療への更なる貢献が期待されることから、透析室新設のための病棟改修整備を投資決定した。</p> </li> <li>脊椎内視鏡手術機器増設整備（仙台西多賀病院） <p>当該病院では、多くの脊椎疾患の患者を受け入れて脊椎内視鏡手術を実施しているが、既存の内視鏡手術機器のみでは洗浄・消毒等により1日に実施できる手術件数が限られ、また脊椎疾患により当該病院への入院が決定している待機患者が一定程度いることから、手術件数の増加が課題となっている。</p> <p>このため、脊椎内視鏡手術機器を新たに1台増設することにより、1日に実施可能な内視鏡手術件数を増加させることが可能となり、更なる患者の受入が期待されることから、脊椎内視鏡手術機器増設整備を投資決定した。</p> </li> </ul>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	<b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。			<b>【令和3年度の投資決定】</b> 令和3年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、真に必要な整備内容か精査の上、医療機能を維持するための投資を着実にを行う一方、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>2 内部統制の充実・強化</b> 内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組むこと。</p>	<p><b>4 内部統制や外部監査等の充実</b> 内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。</p>	<p><b>3 内部統制や外部監査等の充実</b> 内部統制の更なる充実・強化を図るため、本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しを行い、「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しを行い、リスク環境の変化に応じたリスクへの適切な対応策等を講じるとともに、国立病院機構全体でリスクや対応策等を共有する。また、各病院に対してヒアリングを実施するなどリスク管理の取組状況についてモニタリングを行う。 あわせて、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」の定期的な見直しを行い、リスク環境の変化に応じたリスクへの適切な対応策等を講じ、国立病院機構全体でリスクや対応策等を共有しているか。</li> <li>各病院に対してヒアリングを実施するなどリスク管理の取組状況についてモニタリングを行っているか。</li> </ul>	<p><b>3 内部統制や外部監査等の充実</b></p> <p>1. 内部監査等によるリスク管理</p> <p>(1) 内部監査の実施</p> <p>内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。</p> <p>また、会計監査人による財務諸表に係る会計監査の実施状況や内部監査の実施状況等について、内部統制・監査部と会計監査人の間で相互に共有し、監査の実効性と効率性の向上を図った。</p> <p>(主な重点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支出原因契約に関する事項（契約審査委員会の実施状況、随意契約基準の適合状況、一者応札の解消への取組状況、競争性・公正性・透明性（特に分割発注による随意契約）の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ）</li> <li>収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性）</li> <li>支払に関する事項（検収体制、会計伝票のチェック体制）</li> <li>収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況）</li> <li>現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金）</li> <li>債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策）</li> <li>勤務時間管理及び長時間労働削減の取組に関する事項</li> <li>過去の内部監査指摘の改善状況、会計監査人及び会計検査院等の指摘事項 など</li> </ul> <p>①書面監査</p> <p>令和3年度も引き続き、各病院の病院長に対し、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングさせるとともに、自己判定結果を内部統制・監査部に報告させた。病院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組方法、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示を行った。</p> <p>また、各病院から報告された自己判定結果を実地監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に役立てた。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>



3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>するなど情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。</p> <p>また、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。</p> <p>さらに、コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確認方法の確立）を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めていく。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。</li> <li>情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査（会計監査人）を実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。</li> </ul>	<p>②実地監査（リモート監査）</p> <p>令和3年度においても前年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があることから、原則リモートによる内部監査を実施した。リモート監査は、監査の質が低下しないような監査手法の検討を行い、可能な限り実地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。</p> <p>ア 通常監査</p> <p>令和3年度においては、34病院、1グループ担当理事部門及び本部を対象に実地及びリモートによる監査を実施した。また、内部監査による指摘事項は、HOSPnet 掲示板に掲示するとともに、病院長会議等において全病院に対して注意喚起を行った。</p> <p>【通常監査の実施件数】</p> <p>令和2年度：24件（実地：1件 リモート：23件） 令和3年度：36件（実地：5件 リモート：31件）</p> <p>イ 抜打監査</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあったところであるが、2病院に対して、抜打監査を行った。</p> <p>【抜打監査の実施件数】</p> <p>令和2年度：0件 令和3年度：2件</p> <p>(2) 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>国立病院機構が管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成28年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及び国立病院機構情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>①往査による監査</p> <p>令和3年度は、12病院を対象に、会計監査人のIT専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。</p> <p>【往査による監査の実施件数】</p> <p>令和2年度：9件 令和3年度：12件</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>②セキュリティ診断 令和3年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系HOS P n e t に対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施した。</p> <p>(3) 内部統制</p> <p>①内部統制の充実強化 令和3年度も引き続き、理事長、内部統制担当役員、法人職員の間で情報を共有するとともに、理事長の法人運営方針及び指示の徹底などに努めた。</p> <p>②通報制度の運用 令和3年度も引き続き、「独立行政法人国立病院機構内部通報事務手続規程」及び「独立行政法人国立病院機構外部通報事務手続規程」に基づき、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。 【内部（外部）通報の状況】 令和元年度：(受付) 18件 (調査) 17件 令和2年度：(受付) 21件 (調査) 15件 令和3年度：(受付) 16件 (調査) 11件</p> <p>③リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組） 令和3年度は、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について年2回自己点検を実施した。また、内部監査において、各病院のリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人による会計監査を全病院に対して実施しているか。</li> <li>・ コンプライアンス徹底のため、各組織における取組の強化（法令遵守状況の確</li> </ul>	<p>2. 会計監査人による監査の実施 令和3年度も引き続き、全病院、グループ担当理事部門及び本部を対象に会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。 会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、内部監査に反映させるとともに本部において集計・分析し、各病院にフィードバックすることで業務の改善及び適正な会計事務等の遂行に役立てた。</p> <p>3. コンプライアンス徹底への取組について</p> <p>(1) コンプライアンス制度の周知及び自主点検 コンプライアンスの推進を図るため、令和3年度も引き続き全病院で実施する新規採用職員研修等において、職員に対するコンプライアンス制度の周知徹底を行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>コンプライアンス徹底への取組については、匿名かつ信憑性に疑問がある内部通報</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
			<p>認方法の確立)を行うことや研修会の開催等により職員の倫理観を高めているか。</p>	<p>また、令和3年度も引き続き、各病院等のホームページや院内の掲示によりコンプライアンス推進の趣旨について取引業者等への周知を行うとともに、派遣業者及び受託業者との契約に当たっては、契約書等において「業者から派遣労働者等へ周知し、病院等へ誓約書を提出する」旨を明記している。</p> <p>さらに、各病院において、本部が作成した法令遵守状況に関する自主点検チェックシートを活用し、職場内における自主点検を引き続き実施するよう取り組んだ。</p> <p>(2) 出産入院時の診療費に係る消費税額の誤徴収について</p> <p>出産入院における特別室料や病衣代等に係る利用料の徴収に当たり、消費税を非課税として取扱うべきところ、20病院で課税して徴収されていたことが判明したため、誤徴収していた対象者を特定し、返金手続きを実施するとともに、税区分の確認や税務研修への参加などの再発防止策を講じた。</p> <p><b>【誤徴収が判明した人数と金額】</b>  人数 : 57, 227人  誤徴収額 : 41, 915, 685円</p> <p><b>【対応状況】※令和4年3月31日時点</b>  返金済 : 20, 696人  返金済額 : 19, 371, 368円(遅延損害金除く)</p> <p>(3) 職員による取引業者との癒着に起因する倫理規程違反等について</p> <p>当機構では、透明性の高い組織運営を方針の一つとして掲げ、内部通報について、信憑性が定かではないなどの場合であっても全て正式な通報として受け付けて対応している。</p> <p>こうした取り組みを行ってきた中で、令和3年2月、当機構本部に対し、千葉県機構3病院に所属する係員4名が、特定の取引業者社長と不適切な関係にあるとの匿名の内部通報があった。</p> <p>匿名かつ信憑性に疑問のある情報ではあったが、この通報内容の重要性に鑑み、本部において徹底した調査を行うこととし、当該係員から、全メール送受信ログを確認した上でヒアリングを実施し事実関係の確認を行うとともに、この通報を契機として、同社との不正事例のほか、同社以外の取引業者との不正事例も含めて洗い出すことを目的として、関東信越管内の全32病院の契約事務担当者を対象に聞き取り調査(延べ792名)を実施した。</p> <p>その結果、同社との不適切な関係性が構築されていた職員(係員、係長等28名)と同社間での契約事務ルールに反する行為などが判明したが、同社以外の取引業者に関連する不正事例は他の職員を含めて確認されなかった。また、同社との不正事例を主導する管理職等の存在は確認されず、全ての不適切事案について同社現社長と職員との個人的なつながりがあり、組織的な不正は確認されなかった。</p>	<p>を踏まえ、聞き取り調査を実施し、倫理規程等に違反した者及び管理監督者に対する処分並びに当該取引業者に対する指名停止を行った。再発防止策として、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底などを講じるなど、職員の倫理観を高める取組を行った。</p>	<p>評価</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
				<p>以上の内容に基づき、職員28名に対する処分（懲戒解雇3名、停職16名、減給2名、戒告1名及び訓告6名）及び管理監督者46名に対する処分（停職1名、戒告9名、訓告29名及び嚴重注意7名）並びに同社に対する指名停止（24か月）を行った。</p> <p>なお、事案の重大性に鑑み、理事長以下3名の役員報酬の一部を自主返納することとした。</p> <p>本事案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 取引業者との接し方に関する基本認識の欠如</li> <li>② 取引業者と1対1でのやり取りを許す環境</li> <li>③ 取引状況に係る病院内での点検の形骸化</li> <li>④ 上司が部下の契約担当者任せにしている</li> </ul> <p>ことが要因と考えられることから、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底、担当者のみならず他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制など、各要因に対する再発防止策を講じることとした。</p> <p>また、厚生労働大臣から当機構理事長に対して倫理保持の徹底等についての要請があり、機構が「自ら率先して自主的な改善に取り組み、二度と本件のような事案が生じることのないよう、速やかに必要な措置を講ずる」ことが求められ、併せて「本件以外にも取引業者との不適切な関係が存在しないかどうかについて、全ての契約に関わる職員（退職者を含む）を対象に徹底した調査を実施すること」などが要請されていることから、外部調査委員会による全国調査を実施している。</p>			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>3 情報セキュリティ対策の強化</b> 情報セキュリティ対策の強化については、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを引き続き遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上に資する取組を実施するなど、我が国の医療分野における情報セキュリティ強化にも貢献すること。</p>	<p><b>5 情報セキュリティ対策の強化</b> 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、国立病院機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献する。</p>	<p><b>4 情報セキュリティ対策の強化</b> 情報セキュリティ対策の強化については、我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させている。</p> <p>・ 我が国の医療分野におけるセキュリティ対策強化に貢献するために開発した研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」を普及させているか。</p> <p>・ 政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策を全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-learningコンテンツを作成しているか。</p>	<p><b>4 情報セキュリティ対策の強化</b> 国立病院機構では、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。</p> <p>国立病院機構においては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国等からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成28年10月施行）等に基づき、以下のような取組を実施した。</p> <p>①政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、機構全職員向けのe-learningコンテンツを作成した。</p> <p>②令和2年度にセキュリティベンダと共同開発した医療機関での情報セキュリティインシデント発生時における対応を体験することができる研修コンテンツ「医療機関向け情報セキュリティボードゲーム」の普及に努めた（オンライン上で無償提供を続けている。）。</p> <p>③国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、SOC（※）による24時間365日のセキュリティ監視等を継続的に実施した。当該セキュリティ対策により、令和3年度度猛威を振るったEmotet（エモテット）のマルウェア攻撃に対して、多層防御が適切に機能した結果、感染事例は確認されていないなど十分なセキュリティ体制を維持している。</p> <p>※SOC：Security Operation Center(セキュリティ・オペレーション・センター)の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>4 広報に関する事項</b>            機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。</p> <p><b>5 その他</b>            既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p><b>6 広報に関する事項</b>            国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p><b>7 その他</b>            中期目標で示された「第6 その他業務運営に関する重要事項」の5について適切に対応する。</p>	<p><b>5 広報に関する事項</b>            国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しを始めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。</li> </ul>	<p><b>5 広報に関する事項</b>            国立病院機構及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。</p> <p>(1) 機構全体の総合パンフレットの活用            国立病院機構の使命や役割、業務等について記載したパンフレットを、令和3年度も引き続きホームページに掲載するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、医師や看護師の確保にも活用した。</p> <p>(2) 初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発刊（再掲）            平成22年3月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている初期研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和3年度も引き続き発行している。            この情報誌により、初期研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするるとともに、既に国立病院機構で研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。            若手医師の意見を反映したNHOフェロシップ、若手医師フォーラムなどを紹介しており、令和3年度においては、特集として新型コロナウイルス感染症等対応研修事業に関するWEB座談会の実施やNHOの強みでもある重症心身障害医療や救急医療に関する特集等を掲載し、初期研修医・専攻医にとって有用な情報の提供に努めた。</p> <p>(3) 積極的な広報・情報発信            国立病院機構本部のホームページを活用し、新型コロナウイルス感染症に関する国立病院機構（NHO）の取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国（武漢）からの帰国者及びダイヤモンド・プリンセス号への対応</li> <li>帰国者・接触者外来等の設置</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応病床確保の取り組み</li> <li>NHOのネットワークを活用したNHOの病院間や他の病院等への医療従事者の応援派遣</li> <li>新型コロナウイルスワクチンへの対応</li> <li>国立病院機構法第21条第1項に基づく厚生労働大臣からの要求と対応について等を掲載し、情報発信している。</li> </ul> <p>また、インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等もホームページに掲載している。更に、twitter・facebook等のSNSも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評価</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント	
				<p>平成30年度からは、本部のホームページを従来のパソコン用の表示に加え、スマートフォン用の画面での表示も可能とし、引き続き閲覧性の向上を図っている。</p> <p>病院においても患者や医療関係者向けの広報誌を発行している。病院パンフレット、広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページに掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。</p> <p>また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。コロナ禍において、特にふれあい型イベントの開催が難しくなる中、ICTを活用した交流機会を設け、広報活動の機会確保に努めた。</p> <p>(広報イベントの主な実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九州医療センター「ふれあい看護体験（WEB開催）」 「看護の日」制定の意義を踏まえ、高校生に看護に対する理解と関心を深める機会として、看護業務の紹介や看護師に直接質問できるコーナー等を中心としたふれあい看護体験を実施した（新型コロナウイルス感染症のリスク回避のため、WEBで開催）。3校から計103名の参加があり、看護職の魅力や患者との関わり方等について理解を深めることに貢献した。</li> <li>長崎医療センター「地域と共に考える健康教室：（がん教育）」 長崎県のがん教育総合支援事業における外部講師として、本土との間を直接結ぶ公共交通手段のない2次離島の3島（原島・大島・長島）に赴き、住民の方々へ健康教室を開催した。地域がん診療拠点病院及びへき地医療拠点病院として、がん教育（がんの予防・啓発・いのちの大切さ）を行い、住民のヘルスケアに貢献した。</li> <li>仙台医療センター「令和3年度 東北HIV/AIDS看護研修」 HIV感染症における更なる他職種連携を目的として、HIV/AIDS看護研修を開催した。医師・薬剤師・看護師のほか、心理療法士、医療ソーシャルワーカー等が東北6県からオンライン参加し、それぞれの役割や知見を改めて確認し合うことで、患者への治療継続支援について職種間の役割を理解し、HIV感染症についての知識を深めることに貢献した。</li> </ul>				

4. その他参考情報
特になし